資料番号	2

令和８年 11 月 19 日
課　名　土木建築局技術企画課
担当者　課長　野浜
内　線　3852

「広島県インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み（案）」について

１　要旨

「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」の目指す県土の将来像を実現するための分野別計画である「社会資本未来プラン」の共通施策である「社会資本の適切な維持管理の推進」を具体化するための関連計画として、施設分類毎の修繕方針をとりまとめ、公共土木施設の老朽化対策における今後の取組を示すため、「広島県インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」を改訂する。

２　広島県インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み（案）の概要

(1)　**取 組 期 間**　　令和８年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）〔５年間〕

(2)　**維持管理水準**　　36 施設分類から 43 施設分類に対象施設を拡大し、施設分類毎に設定

(3)　**修繕費の試算**　　概ね 737 億円〔５年間〕

(4)　**今後の主な取組**

取組項目	取組概要
１　適切な維持管理に必要な修繕費の確保	○必要な修繕費を確保するため、国への働きかけや有利な財源の活用 ○予防保全型維持管理による将来的に必要となるコストの低減 ○施設の長寿命化技術の活用など、ライフサイクルコストの更なる縮減
２　予測保全の導入等による維持管理の高度化	○ＡＩ等を活用した施設の劣化予測など維持管理の高度化
３　維持管理の更なる効率化	○ドローン等を活用した点検の効率化 ○インフラ施設管理における各種作業のデジタル化の推進
４　多様な主体との連携	○管理者の枠を超えた国・県・市町や民間企業との連携 ○インフラ施設管理情報の共有化

３　施設分類毎の修繕方針（案）の概要

中長期的な枠組みの改訂に合わせ、新たに追加した７施設分類を加えた 43 施設分類毎について「修繕方針」を策定・改訂する。（修繕方針（案）の概要版については、別紙３のとおり）。

区分	施設分類
道路 (4 施設分類)	橋梁 ／ トンネル ／ 舗装 ／ 道路附属物
河川 (6 施設分類)	堤防･護岸 ／ 排水機場 ／ **観測・計測施設 ／ 樋門・樋管 ／ 防災調節池・地下調節池 ／ 河川トンネル**
ダム (8 施設分類)	取水・放流設備 ／ 電気通信設備 ／ 監視制御設備 ／ 観測・計測設備 ／ 放流・警報設備 ／**堤体等／ダム付属設備／貯水池付属設備**
砂防 (6 施設分類)	砂防堰堤 ／ 渓流保全工 ／ 急傾斜地崩壊防止施設(擁壁工 ／ 法枠工) ／ 地すべり防止施設（抑制工 ／ 集水井工）
港湾･漁港 (8 施設分類)	係留施設（【港湾】岸壁・物揚場 ／ 桟橋 ／ 【漁港】岸壁、物揚場 ／ 桟橋） ／ 外郭施設（港湾 ／ 漁港）／ 臨港交通施設（港湾 ／ 漁港）
海岸 (8 施設分類)	堤防 ／ 護岸 ／ 胸壁 ／ 突堤 ／ 海浜 ／ 防潮扉（水門・陸閘）／ 防潮水門 ／ 排水機場
公園 (3 施設分類)	建物･運動施設 ／ 大型遊具等 ／ 電気機械設備

※**下線部太字**は、新たに追加した施設分類

４　添付資料

別紙１　「広島県インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み（案）」　【概要】
別紙２　「広島県インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み（案）」　【本文】
別紙３　施設分類毎の修繕方針（案）　【概要】

「広島県 インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み（案）」

別紙１

１　はじめに

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」(以下「枠組み」という。)は、施設分類毎に策定した修繕方針をとりまとめ、修繕費の見通しを示すとともに、老朽化対策における今後の取組を示すものです。

本枠組みでは、進展するＡＩ等のデジタル技術の活用など、より効果的・効率的な施設の維持管理の推進に向け、令和８年度から12年度までの５年間の主な取組を示します。

２　現状と課題

２．１　社会情勢の変化

➢世界的な原材料・エネルギー価格の上昇や労務費の高騰

➢インフラ老朽化の一層の進展に伴い、機能停止による社会経済活動に影響を与えるリスクが増大

➢ＡＩ等の新たなデジタル技術の出現

➢人口減少、少子化・高齢化の深刻化による担い手不足やインフラ管理者である市町の技術職員不足

２．２　前枠組みの取組成果（R3～R7）

《維持管理水準の達成状況》

36施設分類のうち21施設分類は、修繕方針に基づく維持管理水準を達成した。一方、取組に含まれていない箇所における緊急的な修繕対応が必要となったことなどにより、15施設分類で維持管理水準を達成することができなかったが、このうち橋梁やトンネル、護岸(海岸)など７施設分類については、修繕のための調査・設計を含め、全ての箇所の対策に着手している。また、舗装や公園など、残りの８施設分類については、一部の箇所の対策が未着手となった。

《修繕費の試算額と投資額の状況》

令和３年度から令和７年度までの投資額（当初予算＋補正予算）は、国の有利な財源等の積極的な活用などにより、合計613.5億円確保し、老朽化対策を推進した。【投資額／試算額：106.4%】

《コスト縮減の取組状況》

『広島県建設分野の革新技術活用制度』に登録されている『長寿命化技術』を活用することでライフサイクルコストの縮減を図っており、縮減額は60年間で約43億円と試算した。（R3-R7活用工事件数：県発注工事で683件）

《維持管理の高度化・効率化》

➢道路巡視車両に搭載されたドライブレコーダーを活用し、路面状況等のデータ収集・蓄積を行い、路面陥没等を予測する取組を推進した。

➢排水機場において、振動センサーのデータ収集・分析によるポンプの劣化予測に向けた取組を推進した。

➢橋梁、砂防堰堤などにおいて、点検マニュアルを改訂し、ドローンを活用した施設点検を開始した。

➢砂防堰堤背後の堆積状況を適正に管理するため、遠隔からの監視カメラによる施設点検の試行を開始した。

《多様な主体との連携》

➢管理者の枠を超えた「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の取組を推進した。（安芸太田町・北広島町と連携）

➢インフラマネジメント基盤（DoboX）において、効果的・効率的な維持管理に向け、地下埋設物のデータを関係者のみで共有する取組を推進した。

２．３　前枠組みにおける課題（R3～R7）

➢予防保全型の維持管理を目指す施設分類においても、健全度が低い施設の修繕が未だ多くあることや、緊急的に対応せざるをえない修繕が発生していることなどにより、予防保全型維持管理の実現には至っていません。

➢維持管理水準を達成できなかった15の施設分類における未着手箇所の修繕や、予防保全型維持管理への早期移行に向けて、必要な修繕費を確保していく必要があります。

３　維持管理水準の設定と修繕費の試算状況

今回の枠組みでは、前回の36施設分類から対象施設を拡大し、43施設分類についての修繕方針をとりまとめます。

３．１　維持管理水準の設定（R8～R12）

取組期間における主な施設分類の維持管理水準は次のとおりです。

施設分類	維持管理水準の目標
橋梁	健全度２の橋梁の修繕を80%以上完了する。
トンネル	健全度２のトンネルの修繕を全て完了する。
舗装	健全度１、２の舗装の修繕を70%以上完了する。 ※修繕対象：大型車交通量が多い区間や雪寒指定路線など
堤防・護岸	健全度１の箇所の修繕を全て完了する。 健全度３の箇所についても、背後地の条件などを考慮し、優先度の高い箇所から修繕を行う。
排水機場	健全度１、２の設備の修繕を全て完了する。
ダム	健全度１、２の設備の修繕を全て完了するとともに、更新計画に基づく設備の交換を行う。
砂防堰堤	健全度１の砂防堰堤の修繕を全て完了する。
係留・外郭施設（港湾・漁港）	健全度１の施設の修繕を全て完了する。
排水機場（海岸）	健全度１の設備の修繕を全て完了する。
公園	健全度１の施設の修繕を全て完了する。

※令和７年度末時点の点検結果に基づき、維持管理水準を設定しています。

（参考）健全度区分の考え方

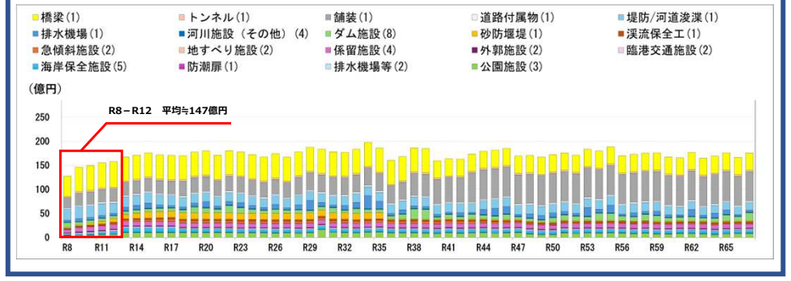
健全度区分			健全度評価の内容
5	良		劣化や変状がほとんどなく、施設の機能上問題はない。
4			軽微な劣化や変状が見られるが、施設の機能低下はなく、経過観察を行う。
3		修繕対象	劣化や変状が進行しており、施設の機能低下を起こさないよう対策を行う必要がある。 （健全度区分3の段階で修繕することにより、修繕費を抑えることができる。）
2			劣化や変状が広範囲に進行し、施設の機能が低下しているため、速やかに対策を行う必要がある。
1	悪		劣化や変状が著しく進行し、施設の機能が大きく低下しているため、緊急に対策を実施する必要がある。

３．２　修繕費の試算（R8～R67）

修繕費の試算については、新たに修繕方針を策定した7施設分類を加えた43施設分類ごとに、前枠組みの取組期間内に供用開始した施設も反映した上で、最新の点検結果に基づく最適な修繕時期を把握し、60年間にわたる修繕費総額が最小となるよう試算するとともに平準化を図っています。

各修繕方針に基づき試算した修繕費を集計した結果、取組期間の令和８年度から令和12年度までの５年間では、年平均147億円と試算しています。

【新たに追加した７施設分類】
河川：観測・計測施設 ／ 樋門・樋管 ／ 防災調節池・地下調節池 ／ 河川トンネル
ダム：堤体等 ／ ダム付属設備 ／ 貯水池付属設備



４　今後の主な取組

４．１　取組の方向性

人口減少の更なる進展などの社会情勢の変化があったものの、これまでの取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としながら、必要な修繕費の確保や更なる新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減、ＡＩ等のデジタル技術の活用による点検の高度化などにより、老朽化対策を一層推進し、予防保全型の維持管理への早期移行を目指す。

４．２　主な取組内容

①　適切な維持管理に必要な修繕費の確保

前枠組みにおける課題である『予防保全型の維持管理を目指す施設分類においても、健全度が低い施設の修繕が未だ多くあることや、緊急的に対応せざるをえない修繕が発生していることなどにより、予防保全型維持管理の実現に至っていない』現状を踏まえ、今後、資材価格や労務費の高騰が続いている状況下においても、インフラの機能を適切に維持し続けるため、次の取組を推進し必要な修繕費の確保に努めていきます。

➢必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用していきます。

➢予防保全型維持管理を目指し、将来的に必要となるコストの低減を図っていきます。

➢『広島県建設分野の革新技術活用制度』やデジタル技術を活用し、ライフサイクルコストの更なる縮減に努めていきます。

②　予測保全の導入等による維持管理の高度化

インフラの劣化予測精度を向上させ、最適な時期に最適な工法で修繕していく「予測保全」の導入など、ＡＩ等を活用した施設の劣化予測などの維持管理の更なる高度化に取り組んでいきます。

➢排水ポンプにおける振動などのセンサーデータの蓄積・分析によりこれまで取り組んできた劣化予測の精度を向上させ、設備の状態監視を遠隔で実施することができる取組を推進します。

③　維持管理の更なる効率化

施設点検や修繕などのインフラ維持管理について、更なる効率化に取り組んでいきます。

➢施設の点検マニュアルの見直しを進め、ドローン等を活用した点検の本格的な導入を積極的に推進していきます。

➢ＡＩ等を活用した施設健全度評価やタブレット等を活用した点検業務など、アセットマネジメントにかかる各種作業のデジタル化を推進していきます。

④　多様な主体との連携

各インフラ管理者との連携・情報の共有化など、管理者の枠を超えた効率的かつ持続可能な維持管理の実現を目指します。

➢管理者の枠を超えた国・県・市町や民間企業との連携による効率的で持続可能な「地域インフラ群再生戦略マネジメント」型維持管理の更なる推進に取り組みます。

➢インフラマネジメント基盤（DoboX）において、県と市町が連携して業務効率化を図るための施設管理情報の共有化の検討を進めます。

➢人口減少などの社会構造の変化により、インフラに求められる役割や機能が変化していくことから、要求される機能・サービス水準に応じてインフラの集約・再編を検討します。

別紙２

広　島　県

インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み（案）



～より効果的・効率的な維持管理の推進～

令和８年●月



広島県土木建築局

目次

Ⅰ　基本的事項

Ⅰ－１　枠組みの位置付けと目的 …… 1
Ⅰ－２　取組期間 …… 1

Ⅱ　現状と課題

Ⅱ－１　社会情勢の変化 …… 2
　１　インフラ老朽化の一層の進展 …… 2
　２　原材料・エネルギー価格の上昇や労務費の高騰 …… 3
　３　AI など新たなデジタル技術の出現 …… 3
　４　建設産業の担い手不足やインフラ管理者の技術職員不足の進行 …… 4
Ⅱ－２　インフラの管理状況 …… 5
　１　管理施設数 …… 5
　２　施設点検の状況 …… 7
Ⅱ－３　前枠組みの取組成果 …… 10
　１　取組の概要 …… 10
　２　取組の成果 …… 13
　３　維持管理水準に対する評価 …… 18

Ⅲ　維持管理水準の設定と修繕費の試算（R8～R12）

Ⅲ－１　対象施設 …… 19
Ⅲ－２　維持管理手法の選定 …… 20
Ⅲ－３　修繕工事の内容 …… 21
Ⅲ－４　維持管理水準の設定 …… 22
Ⅲ－５　修繕費の試算 …… 24
　１　試算方法 …… 24
　２　試算結果 …… 24

Ⅳ　今後の取組

Ⅳ－１　取組方針 …… 26
Ⅳ－２　取組内容 …… 26
　１　適切な維持管理に必要な修繕費の確保 …… 26
　２　予測保全の導入等による維持管理の高度化 …… 27
　３　維持管理の更なる効率化 …… 27
　４　多様な主体との連携 …… 27

改訂に当たって（はじめに）

本県が管理する道路、河川、砂防、港湾等の公共土木施設（以下「インフラ」という。）は、県民の安全・安心な暮らしや地域経済活動を支える重要な社会基盤です。

一方、高度経済成長期以降に整備されたインフラの老朽化は今後さらに進行し、建設後50年以上を経過する施設の割合は急速に増加しています。

加えて、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、原材料・エネルギー価格や労務費の上昇、人口減少や少子化・高齢化に伴う建設業及び行政側の担い手不足などにより、従来と同じ方法だけでは、将来にわたり必要な維持管理水準を確保することが難しくなっています。

このため、インフラ老朽化対策においては、損傷が深刻化してから対応する事後保全から、点検・診断結果や劣化予測に基づき早期に対策を講じる予防保全へ転換し、ライフサイクルコストの縮減と修繕費の平準化を図る必要があります。

また、国土交通省が進めるインフラ分野のＤＸの考え方を踏まえ、ドローン、車載カメラ、センサー、３次元データ、ＣＩＭ、ＡＩ画像解析等の新技術を活用し、点検、診断、日常管理など高度化・効率化することで、限られた人員でも質の高い維持管理を実施できる体制を構築することが重要です。

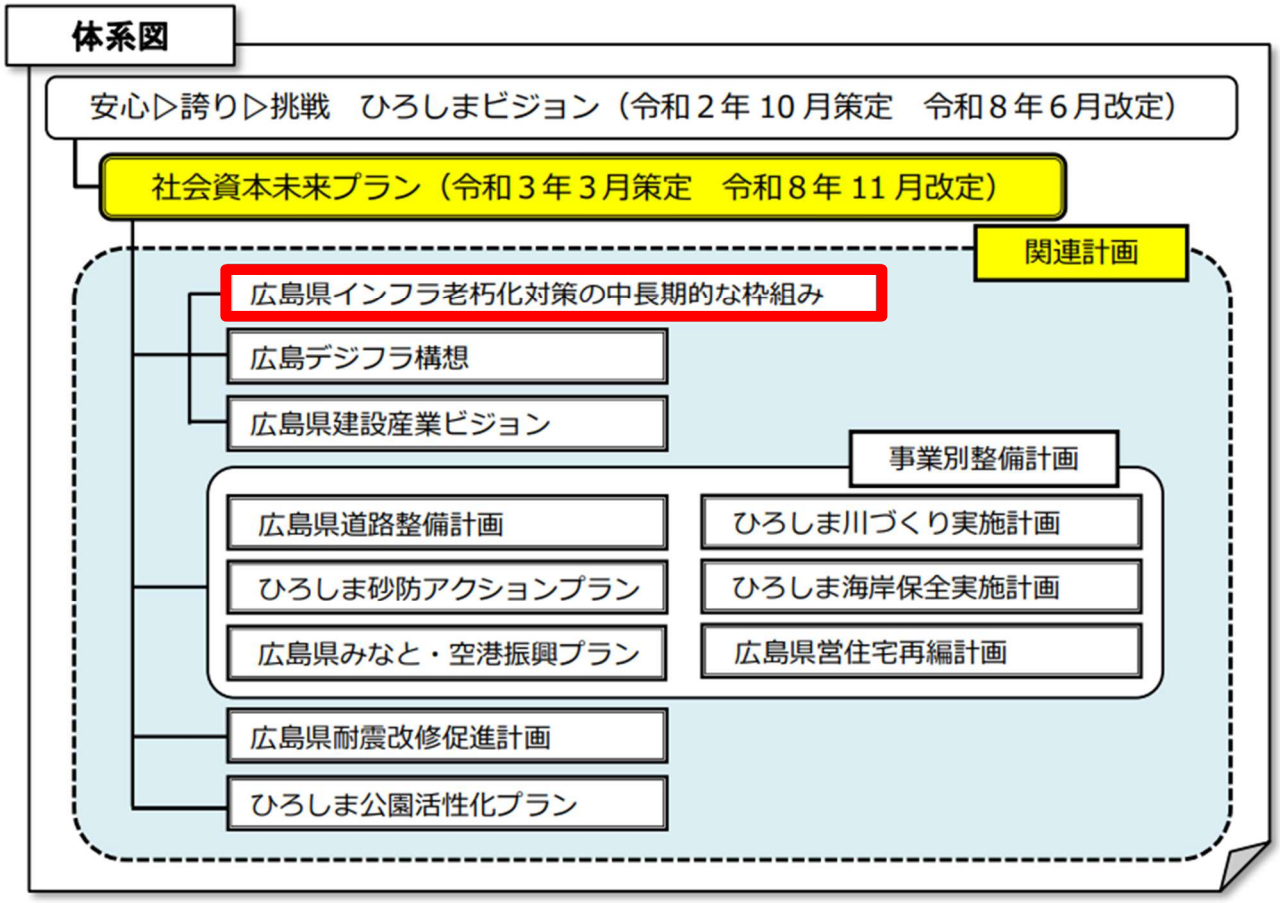
さらに、市町を含む各インフラ管理者では、技術職員の不足や財政制約が一層大きな課題となっています。このため、個別施設ごとの管理にとどまらず、国土交通省が提唱する「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の考え方を踏まえ、道路、河川、砂防等を地域のインフラ群として捉え、県・市町・国・民間事業者・大学等が連携し、広域的・分野横断的に点検、診断、修繕、更新、集約・再編を最適化していくことも今後重要となってきます。

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」（以下「枠組み」という。）は、こうした社会情勢の変化を踏まえ、本県のインフラを次世代へ確実に引き継ぐため、施設分類ごとの維持管理水準、必要となる修繕費の見通し、新技術・ＡＩ等を活用した生産性向上、地域インフラ群としての一体的なマネジメント、多様な主体との連携等の取組方針を示すものであり、点検結果や修繕実績、物価・労務費の変動、技術動向などを踏まえ、令和８年度から12年度までの５年間の取組を示し、持続可能で効果的・効率的なインフラメンテナンスを推進します。

Ⅰ　基本的事項

Ⅰ－１　枠組みの位置付け

本枠組みは、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」（以下「ビジョン」という。）が目指す県土の将来像の実現に向け、「社会資本の適切な維持管理の推進」を共通施策として掲げる分野別計画「社会資本未来プラン」（以下「プラン」という。）に基づき、その取組を具体化する関連計画として位置付けています。



Ⅰ－２　取組期間

ビジョンが20～30年後のあるべき姿を構想した上で次の10年間を展望して策定されたものであることを踏まえ、上位計画であるプランの計画期間は、令和３年度～令和12年度の10年間としています。

このプランに基づき策定・改定する本枠組みを含めた事業別整備計画等の関連計画については、「中期財政運営方針」を踏まえ、令和８年度から令和12年度の５年間を計画期間としています。

なお、これらの計画期間中に、大規模な災害が発生するなど、プラン及び関連計画の推進に大きな影響を与える状況変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ　現状と課題

Ⅱ－１　社会情勢の変化

１　インフラ老朽化の一層の進展

本県が管理するインフラの多くは、高度経済成長期に集中的に整備されており、建設後50年を経過する施設が急速に増加しています。

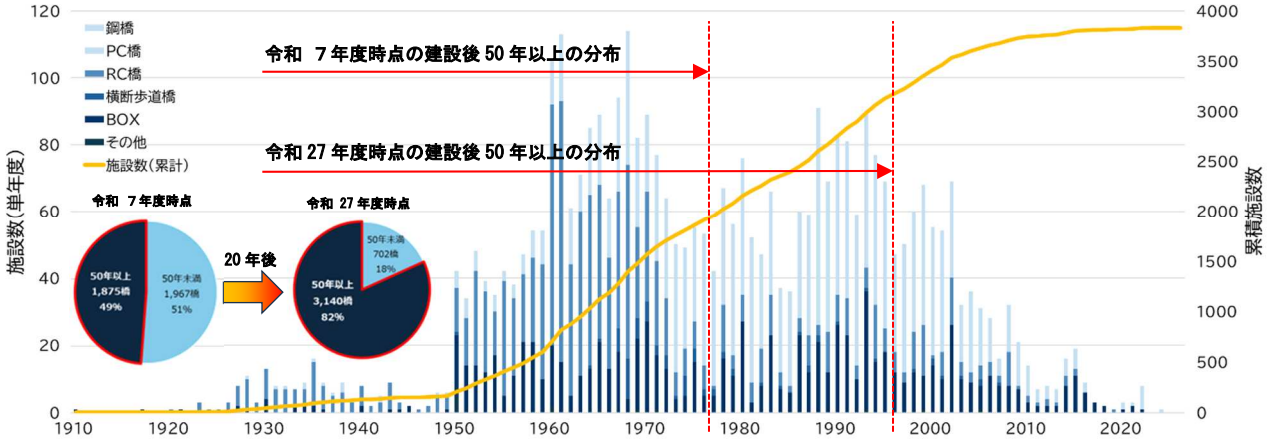
令和７年度時点では、橋梁の約49%が建設後50年を経過しています。さらに、20年後の令和27年には、約82%に達する見込みであり、老朽化が急速に進展し、維持管理に必要な修繕量が増加することが見込まれています。

また、老朽化の進展は、豪雨、地震、高潮などの自然災害に対する脆弱性が高まり、特に橋梁、トンネル、砂防堰堤などの施設は、地域の生活・安全を支える重要な施設であり、その機能低下は県民生活に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

そのため、国の第６次社会資本整備重点計画においても、『中長期的にメンテナンスに要するライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図ることができるよう、「予防保全型」メンテナンスへの本格転換に向けた対策が急務である』と社会資本の老朽化対策は最重要課題の一つとして位置付けられており、「予防保全型」の維持管理への早期転換を図ることが重要となっています。

そのため、本県においても、現在なお「事後保全型」の維持管理を行っている施設について、「予防保全型」や「予測保全型」の維持管理への転換を進め、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化や、ドローン、車載カメラ、センサー、３次元データ、ＣＩＭ、ＡＩ画像解析等の新技術を活用し、点検、診断、日常管理、修繕などの高度化・効率化を図り、限られた人員でも質の高い維持管理を実施できる体制の構築を目指していく必要があります。

【年度別建設数（橋梁）】



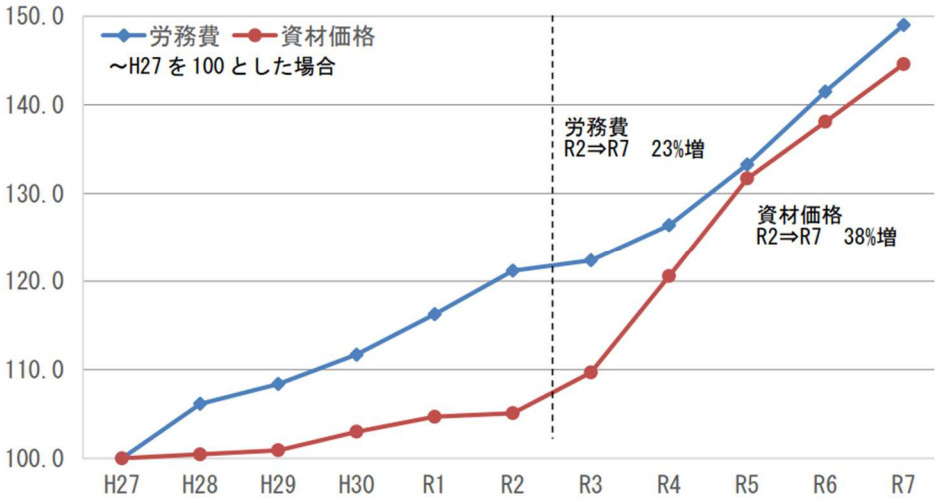
２　原材料・エネルギー価格の上昇や労務費の高騰

世界的な原材料・エネルギー価格の上昇や深刻化する人手不足などに伴い、資材価格や労務費の高騰が続いています。

令和２年から令和７年の５年間においても、資材価格38%増、労務費23%増となるなど、インフラの維持管理に必要な修繕費が上昇しており、限られた予算の中で効率的にインフラを維持管理していくことが大きな課題となっています。

そのため、資材価格や労務費の高騰が続いている状況下においても、国の有利な財源を積極的に活用するとともに、革新技術やデジタル技術の活用によるライフサイクルコストの更なる縮減を図ることで、取組期間内における維持管理水準を着実に達成できるよう取り組む必要があります。

【資材価格・労務費の推移】



出典：労務費　　公共工事設計労務単価（国土交通省）
　　資材価格　建設資材物価指数（(一社)建設物価調査会）

３　ＡＩなど新たなデジタル技術の出現

インフラを取り巻く新技術が急速に進歩するとともに、デジタル技術の普及が進んでおり、ＡＩ、ビッグデータ、ＩｏＴ、ロボットなどのイノベーションが、経済社会の在り方を大きく変えつつあります。

インフラの老朽化対策においても、ＡＩによる画像解析や損傷判定、ドローンを活用した点検、センサーによる常時監視など、従来は人の経験や目視に依存していた維持管理業務の高度化・効率化が可能となっています。

本県においても、維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、より効果的・効率的なインフラマネジメントを目指していく必要があります。

４　建設産業の担い手不足やインフラ管理者の技術職員不足の進行

本県の就業者数及び建設業の就業者数は、ともに平成７年(1995)をピークに減少が続いています。

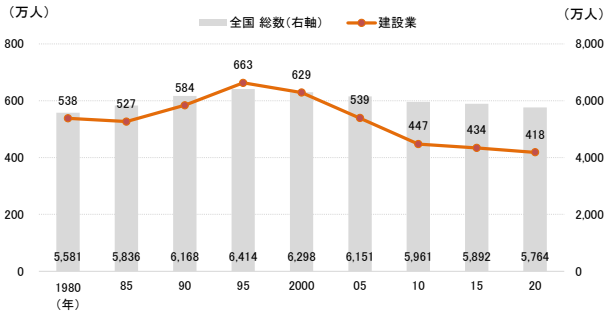
産業全体では緩やかに減少している一方、建設業はその減少幅が大きくなっています。

建設業就業者全体における年齢構成の推移を見ると、平成17年（2005）時点で就業者数の多い年齢階級であった55歳～59歳の層は、退職・離職等により令和２年（2020）には大幅に減少しています（令和２年（2020）時点の70歳～74歳の層）。

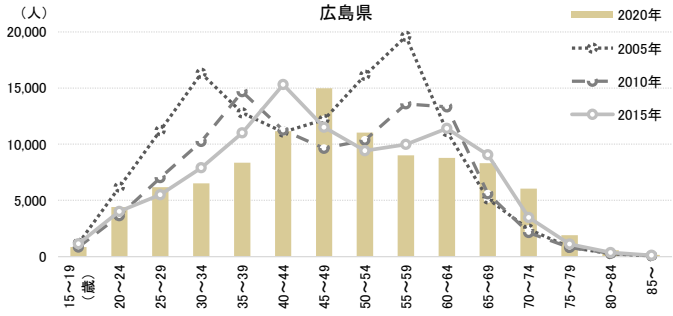
また、令和２年（2020）時点では45歳～49歳の層が最も多いですが、それより若い世代の就業者は減少傾向で推移しています。

さらに、インフラを管理する市区町村の技術職員数も減少傾向にあり、全国では約５割の自治体が５人以下の技術職員で管理を行っています。

【広島県の就業者数推移】



【広島県の建設業就業者の年齢構成の推移】



出典：総務省「国勢調査」

今後予測される人口減少を踏まえると、多くの地域では建設業の就業者数を維持することが困難になると見込まれるとともに、インフラ管理者である自治体の技術職員を含めた人材の確保が大きな課題となっています。

このような状況が続けば、災害発生時の応急対応や復旧活動、老朽化したインフラの維持管理・更新への影響が懸念され、維持管理や修繕を担う技術者・技能労働者の不足により、適切な管理体制の確保が困難になる恐れがあります。

本県としても、ＡＩ等のデジタル技術を最大限に活用して、既存インフラの状況をより的確に把握し劣化状況を高い精度で予測するなど、維持管理の高度化・効率化・省人化を図るとともに、国・県・市町など管理者の枠を超えた連携体制や仕組みを構築することで、社会資本の機能が適切に維持・発揮され続け、県民の安全で快適な日常生活や社会経済活動を支える持続可能なインフラメンテナンス体制の実現を目指していく必要があります。

Ⅱ－２　インフラの管理状況

１　管理施設数

本県が管理するインフラは、橋梁、トンネル、堤防・護岸や排水機場など多岐に渡ります。
本枠組みの対象としている修繕方針ごとの管理施設数は次のとおりです。

【道路施設】

修繕方針	施設数	備考
橋梁修繕方針	3,842 橋	道路橋（3,764橋）、横断歩道橋（78橋）
トンネル修繕方針	185 基	トンネル（163基）、シェッド（22基）
舗装修繕方針	4,181 km	管理区分B（424km）、C（679km）、D（3,078km） ※B：大型車交通量　500台以上 C：大型車交通量　250台以上 ÷ 500台未満 D：大型車交通量　250台未満
道路附属物修繕方針	28,533 施設	道路照明(10,503施設)、門型標識(21施設)、道路標識(17,712施設)、道路情報提供装置(297施設)

【河川施設】

修繕方針	施設数	備考
堤防・護岸修繕方針	5,699 km	左右岸合計延長
排水機場修繕方針	13 施設	畠敷救急内水排水機場、福川排水機場が新たに追加
観測・計測施設修繕方針	148 設備	監視局（１設備）、中継局（20設備）、雨量水位局（15設備）、 雨量計（34設備）、水位計（78設備）
樋門・樋管修繕方針	114 設備	
防災調節池・地下調節池修繕方針)	8 施設	
河川トンネル修繕方針	3 施設	

【ダム施設】

修繕方針	施設数	備考
ダム修繕方針	12 基	

【砂防施設】

修繕方針	施設数	備考
砂防堰堤修繕方針	2,253 基	
渓流保全工修繕方針	1,782 渓流	
急傾斜地崩壊防止施設修繕方針	6,636 施設	擁壁工（3,942施設）、法枠工等(2,694施設)　など
地すべり防止施設修繕方針	653 施設	抑制工（635施設）、集水井工（18施設）　など

【港湾・漁港施設】

修繕方針	施設数	備考
係留施設修繕方針	975 施設	【港湾】岸壁(61施設)、物揚場(297施設)、船揚場(34施設)、 桟橋(225施設)、係船杭(11施設) 【漁港】岸壁(10施設)、物揚場(219施設)、桟橋(118施設)
外郭施設修繕方針	600 施設	【港湾】防波堤(354施設)、防砂堤(25施設)、導流堤(18施設) 【漁港】防波堤(173施設)、防砂堤(28施設)、導流堤(２施設)
臨港交通施設修繕方針	19 橋 86 km	【港湾】橋梁(13橋)、舗装(74km) 【漁港】橋梁(6橋)、舗装(12km)

【海岸施設】

修繕方針	施設数	備考
海岸保全施設修繕方針	1,549 施設	堤防(73施設)、護岸(1,485施設)、胸壁(48施設)、離岸堤(10施設)、 人工海浜(13施設)
防潮扉(水門・陸閘)修繕方針	1,875 基	水門 (44基)、陸閘 (1,831基)
防潮水門・排水機場修繕方針	3 施設	

【公園施設】

修繕方針	施設数	備考
公園修繕方針	3 施設	みよし公園、びんご運動公園、せら県民公園

2　施設点検の状況

（1）定期点検

施設点検は、日常的なパトロールや巡視を行う日常点検、定期的に施設の健全度を把握する定期点検、異常気象や地震時に行う緊急点検に大別されます。

このうち、定期点検については、施設分類ごとに定めた頻度やマニュアル等に基づき実施しており、この定期点検の結果に基づき、健全度の将来予測や維持管理水準の設定、修繕費の試算を行っています。

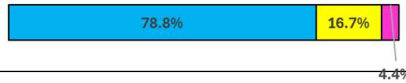
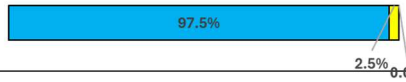
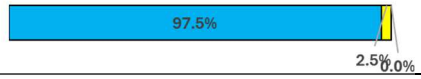
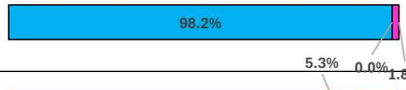
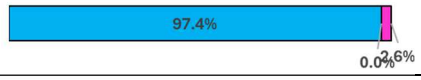
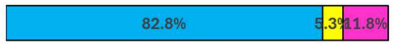
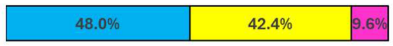
【定期点検の頻度、点検マニュアル】

区分	施設分類名	頻度	点検マニュアル等
道路	橋梁	1回／5年	広島県橋梁定期点検要領
	トンネル	1回／5年	広島県トンネル定期点検要領 広島県シェッド定期点検要領
	舗装	1回／5年	舗装修繕方針
	道路附属物(門型標識)	1回／5年	広島県門型標識等定期点検要領
	道路附属物(標識・照明)	1回／10年	道路附属物点検要領
河川	堤防・護岸(区間区分①)	1回／1年	広島県河川維持管理実施計画 区間区分① ： 特に治水上の影響が大きい区間 区間区分② ： 治水上の影響が大きい区間 区間区分③ ： 治水上の影響が小さい区間
	堤防・護岸(区間区分②)	1回／2年	
	堤防・護岸(区間区分③)	1回／4年	
	排水機場	1回／1年	広島県河川維持管理計画(案)【水門・排水機場編】
	観測・計測施設	1回／1年	広島県河川維持管理計画(案)【観測・計測施設編】
	樋門・樋管	1回／1年	広島県河川維持管理計画(案)【樋門・樋管編】
	防災調節池・地下調節地	2回／1年	広島県河川維持管理計画(案)【防災調節池・地下調節池編】
	河川トンネル	2回／1年	広島県河川維持管理計画(案)【河川トンネル施設編】
ダム	ダム施設	1回／1年	ダム点検整備基準・同解説 広島県ダム簡易点検マニュアル
砂防	砂防堰堤	1回／5年	砂防関係施設点検マニュアル
	渓流保全工	1回／5年	
	急傾斜施設	1回／5年	
	地すべり施設	1回／5年	
港湾・漁港	港湾施設	1回／5年	港湾・漁港施設　維持管理計画書(案)
	漁港施設	1回／5年	
海岸	海岸保全施設 ※建設海岸含む	1回／5年	広島沿岸海岸保全施設長寿命化計画書(案)【堤防・護岸・胸壁編】
	水門・陸閘	1回／5年	広島沿岸海岸保全施設長寿命化計画書(案)【水門・陸閘編】
公園	建物・運動施設、大型遊具等、電気機械設備	1回／10年	各種点検マニュアルを準用

（２）定期点検結果

令和７年度末時点における施設の健全度判定の状況は、次のとおりです。前枠組み策定時点と令和７年度末時点を比較すると、健全度１、２の割合は改善傾向にあります。



分野	施設分類	前修繕方針策定時点 健全度判定	令和７年度末時点 健全度判定
漁港 港湾	係留施設		
	外郭施設		
	臨港交通施設 （橋梁）		
	臨港交通施設 （臨港道路）		
海岸	海岸保全施設		
	防潮扉		
	排水機場		
公園	公園施設		

Ⅱ－３　前枠組みの取組成果

１　取組の概要

（１）策定の趣旨

令和３年３月に改訂した前枠組みでは、新たに12施設分類を追加し、36施設分類の修繕方針をとりまとめ、令和３年度から７年度までの５年間の取組の方向性を示しました。

【修繕方針の策定状況】

区分	施設分類名	対象施設分類		修繕方針名
		H26～R2	R3～R7	
道路	橋梁	○	○	橋梁　修繕方針
	トンネル	○	○	トンネル　修繕方針
	舗装	○	○	舗装　修繕方針
	法面	―	―	道路法面　修繕方針（仮称）
	道路附属物	―	○	道路附属物　修繕方針
河川	堤防・護岸/河道浚渫	○	○	堤防・護岸　修繕方針
	排水機場	○	○	排水機場　修繕方針
	観測・計測施設（水位計・雨量計・監視局）	―	―	観測・計測施設　修繕方針
	樋門・樋管	―	―	樋門・樋管　修繕方針
	防災調節池・地下調節池	―	―	防災調節池・地下調節池　修繕方針
	河川トンネル	―	―	河川トンネル　修繕方針
ダム	取水・放流設備	○	○	ダム　修繕方針
	電気通信設備	○	○	
	監視制御設備	○	○	
	観測・計測設備	○	○	
	放流・警報設備	○	○	
	堤体等	―	―	
	ダム付属設備	―	―	
	貯水池付属設備	―	―	
砂防	砂防堰堤	○	○	砂防堰堤　修繕方針
	渓流保全工	―	○	渓流保全施設　修繕方針
	急傾斜地崩壊防止施設（擁壁工）	―	○	急傾斜地崩壊防止施設　修繕方針
	急傾斜地崩壊防止施設（法枠工）	―	○	
	地すべり防止施設（抑制工）	―	○	地すべり防止施設　修繕方針
	地すべり防止施設（集水井工）	―	○	
港湾・漁港	係留施設（【港湾】岸壁・物揚場・船揚場）	○	○	係留施設　修繕方針
	係留施設（【港湾】桟橋・係船杭）	○	○	
	係留施設（【漁港】岸壁・物揚場）	―	○	
	係留施設（【漁港】桟橋）	―	○	
	外郭施設（港湾）	○	○	外郭施設　修繕方針
	外郭施設（漁港）	―	○	
	臨港交通施設（港湾）	○	○	臨港交通施設　修繕方針
	臨港交通施設（漁港）	―	○	
海岸	堤防	○	○	海岸保全施設　修繕方針
	護岸	○	○	
	胸壁	○	○	
	突堤	―	○	
	海浜	―	○	
	防潮扉（水門・陸閘）	○	○	防潮扉（水門・陸閘）　修繕方針
	防潮水門	○	○	海岸防潮水門・排水機場　修繕方針
	排水機場	○	○	
公園	建物・運動施設（建築物・土木構造物）	○	○	公園　修繕方針
	大型遊具等（一般施設）	○	○	
	電気機械設備（各種設備）	○	○	
合計		24施設分類	36施設分類	

（２）維持管理水準の設定

インフラ機能を適切に維持管理するため、施設分類ごとに維持管理水準の設定を行いました。

取組期間における施設分類ごとの維持管理水準は次のとおりです。

【維持管理水準の設定】

区分	施設分類名	健全度区分（良 ⇒ 悪）					維持管理水準の設定
		5	4	3	2	1	
道路	橋梁	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	5年間で1巡目の点検で健全度2であった箇所の修繕を完了します。 （R2年度末見込：30%⇒R7年度末100%）
	トンネル	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	点検において新たに健全度2と判定された箇所の修繕を優先して行います。5年間で、令和2年度末時点で健全度2と判定された施設の修繕を完了します。
	舗装	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		大型車交通量が1、000台/日以上の区間について、令和2年度末までに健全度1、2と判定された区間の修繕を完了します。
	道路附属物	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	点検において健全度2と判定された箇所の修繕を行います。5年間で、令和2年度末時点で健全度2と判定された施設の修繕を完了します。
河川	堤防・護岸/河道浚渫	A	B	S、C	―	E	5年間で健全度1の箇所の修繕を全て完了します。また、健全度3箇所についても、背後地の条件などを考慮し、優先度の高い箇所から修繕を行います。
	排水機場	A	B	S、C	E		令和2年度時点で健全度1、2と判定された箇所については令和3年度中に修繕を完了します。次年度以降も同様に、緊急を要する箇所について、速やかに修繕を行います。
ダム	取水・放流設備/電気通信設備/監視制御設備/観測・計測設備/放流警報設備	A		B	C	E	長寿命化計画に基づき、定期的に設備の交換を行います。また、ダムの機能に支障を及ぼすような故障及び健全度1、2の箇所があれば速やかに修繕を行います。
砂防	砂防堰堤	A	B	C	―	E	5年間で健全度1の箇所の修繕をすべて完了し、その後は健全度3の施設のうちグループ1（最下流堰堤等の袖部・天端など）の修繕を実施します。特に、旧基準で設計されている昭和52年以前に建設された箇所から優先的に行います。
	渓流保全工	A	B	C	―	E	5年間で健全度1の箇所の修繕をすべて完了し、その後は、経年変化等で新たに発生する健全度1の施設と健全度3の施設のうちグループ1（最下流堰堤等の袖部・天端など）の修繕を実施します。
	＜急傾斜施設＞ 擁壁工	A	B	C	―	E	5年間で健全度1の施設の修繕を完了し、その後は健全度3の施設の修繕を実施します。
	＜急傾斜施設＞ 法枠工	A	B	C	―	E	5年間で健全度1の施設の修繕を完了し、その後は健全度3の施設の修繕を実施します。
	＜地すべり施設＞ 抑制工	A	B	C	―	E	5年間で健全度1の箇所の修繕をすべて完了します。
	＜地すべり施設＞ 集水井工	A	B	C	―	E	5年間で健全度1の箇所の修繕をすべて完了します。
港湾・漁港	＜係留施設＞岸壁・物揚場 ＜係留施設＞桟橋	D	C	B	A		5年間で健全度1の施設のうち、緊急性の高い施設（定期航路を有する施設等）の修繕を完了し、その後は健全度1、2の施設の修繕を実施します。
	＜外郭施設＞防波堤・導流堤 ＜外郭施設＞護岸	D	C	B	A		5年間で健全度1の施設のうち、緊急性の高い施設（湾内に定期航路を有する施設等）の修繕を完了し、その後は健全度1、2の施設の修繕を実施します。
	＜臨港交通施設＞ 橋梁	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	5年間で健全度1の施設のうち、緊急性の高い施設（緊急輸送道路に位置付けられている施設等）の修繕を完了し、その後は健全度1、2の施設の修繕を実施します。
	＜臨港交通施設＞ 臨港道路	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		5年間で健全度1の施設のうち、緊急性の高い施設（緊急輸送道路に位置付けられている施設等）の修繕を完了し、その後は健全度1、2の施設の修繕を実施します。
海岸	堤防／護岸／胸壁 突堤（離岸堤）／海浜	D	C	B		A	5年間で健全度1の施設のうち、緊急性の高い施設（ゼロメートル地帯の堤防等）の修繕を完了し、その後は健全度1、2の施設の修繕を実施します。
	防潮扉（水門・陸閘）	D	C	B	B’	A	5年間で健全度1の施設のうち、緊急性の高い施設（閉鎖機能に問題を生じさせる損傷を有する施設等）の修繕を完了し、その後は健全度1、2の施設の修繕を実施します。
	防潮水門 排水機場	A	B	S、C	E		5年間で健全度1の施設のうち、緊急性の高い設備（排水機能に問題を生じさせる設備）の修繕を完了し、その後は健全度1、2の施設の修繕を実施します。
公園	建物・運動施設 （建築物・土木構造物）	5	4	3	2	1	5年間で健全度1の施設の修繕を完了し、対策完了後は健全度2の損傷度の高い施設から対策を実施します。その後は、健全度1、2とならないよう修繕・設備の交換を行います。
	大型遊具等（一般施設）						
	電気機械設備（各種設備）						

（参考）健全度区分の考え方

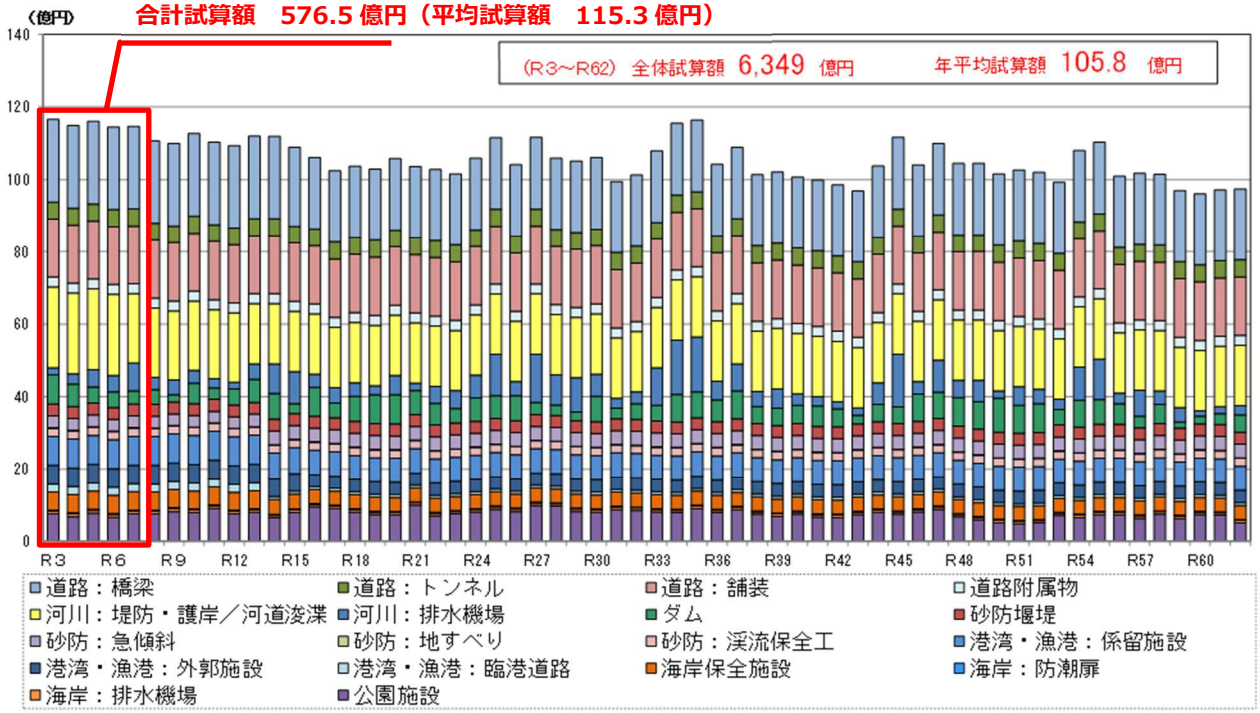
健全度区分			健全度評価の内容
5	良		劣化や変状がほとんどなく、施設の機能上問題はない。
4			軽微な劣化や変状が見られるが、施設の機能低下はなく、経過観察を行う。
3		修繕対象	劣化や変状が進行しており、施設の機能低下を起こさないよう対策を行う必要がある。 （健全度区分3の段階で修繕することにより、修繕費を抑えることができる。）
2			劣化や変状が広範囲に進行し、施設の機能が低下しているため、速やかに対策を行う必要がある。
1	悪		劣化や変状が著しく進行し、施設の機能が大きく低下しているため、緊急に対策を実施する必要がある。

（３）修繕費の試算

修繕方針を策定している36施設分類において、令和３年度から令和62年度までの60年間の全体試算額は、総額で6,349億円、年平均で105.8億円と試算しています。

※取組期間である令和３年度から令和７年度の試算額の総額は、576.5億円（年平均115.3億円）

【全体試算額】



2　取組の成果

（１）維持管理に必要な修繕費の確保

①　適切な修繕費の試算額と投資額の状況

➢　令和３年度から令和７年度までの投資額（当初予算＋補正予算）は、国の有利な財源等の積極的な活用などにより、試算額の106.4%の必要額を確保しました。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
平均試算額(A)	115.3 億円					576.5 億円
投資額(B)	123.6 億円	112.6 億円	125.7 億円	125.8 億円	125.8 億円	613.5 億円
予算比(B/A)	107.0%	97.6%	109.0%	109.1%	109.1%	106.4%

②　維持管理水準の達成状況

➢　36施設分類のうち21施設分類については、修繕方針に基づく維持管理水準を達成しました。

➢　未達成の15施設分類については、計画に含まれていない箇所における緊急的な修繕対応等が必要となり未達成となりました。

※うち、７施設分類は、修繕に必要な調査・設計を含め、全ての箇所で対策に着手

➢　なお、維持管理水準を達成できなかった施設分類については、定期点検等による安全性の確認や部分修繕等による延命化を実施しており、令和８年度から令和12年度の５箇年で優先的に取り組みます。

【施設分類ごとの達成状況】

達成度	施設分類数	施設分類名	
達成	21	道路	**道路附属物**
		河川	**排水機場**
		ダム	**取水・放流設備**、**電気通信設備**、**監視制御設備**、**観測・計測設備**、**放流・警報設備**
		砂防	**渓流保全工**、急傾斜地崩壊防止施設【**擁壁工**、**法枠工**】、 地すべり防止施設【**擁壁工**、**集水井工**】
		港湾・漁港	係留施設【**港湾(桟橋・係船杭)**、**漁港(桟橋)**】、外郭施設【**漁港**】、臨港交通施設【**漁港**】
		海岸	**堤防**、**胸壁**、**突堤**、**海浜**、**排水機場**
未達成	7	道路	**橋梁**、**トンネル**
		砂防	**砂防堰堤**
		港湾・漁港	係留施設【**港湾(岸壁・物揚場・船揚場)**】、臨港交通施設【**港湾**】
		海岸	**護岸**、**防潮水門**
	8※	道路	**舗装**
		河川	**堤防・護岸**
		港湾・漁港	係留施設【**漁港(岸壁・物揚場)**】、外郭施設【**港湾**】
		海岸	**防潮扉(水門・陸閘)**
		公園	**建物・運動施設**、**大型遊具等**、**電気機械設備**
合計	36		

※8施設分類の未着手箇所の状況は、次のとおり

道路【舗装】　：修繕対象　32kmのうち、　1kmが未着手
河川【堤防・護岸】　：修繕対象1,858箇所のうち、160箇所が未着手
漁港・港湾【港湾外郭施設】：修繕対象　4施設のうち、　1施設が未着手
漁港・港湾【漁港係留施設】：修繕対象　2施設のうち、　1施設が未着手
海岸【防潮扉】　：修繕対象　64施設のうち、　5施設が未着手
公園【建物・運動施設】　：修繕対象　5施設のうち、　2施設が未着手
公園【大型遊具等】　：修繕対象　26施設のうち、　6施設が未着手
公園【電気機械設備】　：修繕対象　5施設のうち、　1施設が未着手

③　コスト縮減の取組状況

➢　広島県建設分野の革新技術活用制度に登録されている「長寿命化技術」を活用することで、ライフサイクルコストの縮減を図っており、縮減額は 60 年間で約 43 億円（活用工事件数：683 件）と試算しています。

平成 28 年度から令和２年度までの５年間における試算額約 10 億円（活用工事件数 305 件）と比較して、長寿命化技術の活用が順調に進んでいます。

【長寿命化の活用実績及び効果】

年度	活用技術数	活用工事件数 （県発注工事）	60 年間　ライフサイクルコスト縮減額		
			従来技術 （A）	登録技術 （B）	縮減額 （A-B）
R3	21 技術	65 件	25.4 億円	21.1 億円	4.3 億円
R4	30 技術	122 件	23.2 億円	15.9 億円	7.3 億円
R5	42 技術	135 件	21.1 億円	13.3 億円	7.8 億円
R6	36 技術	127 件	32.4 億円	19.9 億円	12.5 億円
R7	40 技術	234 件	22.3 億円	11.3 億円	11.0 億円
合計		683 件	124.4 億円	81.5 億円	42.9 億円

（主な活用技術）

・石灰石微粉末を混和材に用いて耐久性を向上させたプレキャストL型擁壁

・従来技術よりも接着強度が高く、耐久性に優れた舗装材料　など

（参考）広島県建設分野の革新技術登録制度

本制度は、建設分野における担い手不足などの諸課題に対応するため、公共土木施設の調査、設計、施工及び維持管理の各段階において、施設の長寿命化やインフラ整備などの効率化・高度化に資する革新技術を募集・登録する制度です。登録された技術は、登録技術の情報などを本県のホームページに公表し、現場の適用条件等を考慮した上で、公共事業での活用を推進します。

※令和８年６月末時点：201技術を登録（長寿命化：83技術、効率化：84技術、高度化：34技術）



登録部門	
長寿命化部門	ライフサイクルコストの縮減など、施設の長寿命化に資する技術
効率化部門	建設工事等の省人化・省力化や工期短縮など、インフラ整備等の効率化に資する技術
高度化部門	施設の点検・診断、データの分析など、インフラ整備等の高度化に資する技術

登録区分	
区分３	活用促進を図る技術
区分２	技術の試行により効果を確認することが必要な技術
区分１	活用するには更なる開発または改良が必要な技術

＜登録技術の概要はこちら＞

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/summary-of-the-technology.html

（２）予測保全の導入等による維持管理の高度化

①　路面管理の効率化と路面陥没等を予測する技術の構築

【従来手法の課題】

➢　週１回の道路巡視などによる日常点検や５年に１回の路面性状調査を実施しています。

➢　管理する道路延長は約 4,200km と膨大であるため、従来の調査手法では時間も費用も要しています。

【取組成果】

➢　全ての道路巡視車両にドライブレコーダーを搭載し、路面状況などの画像データの取得を開始

➢　収集・蓄積したデータを分析することで、路面の陥没等を事前に予測する技術の実用化に向けた取組を推進



②　排水機場の排水ポンプの劣化予測システムの構築

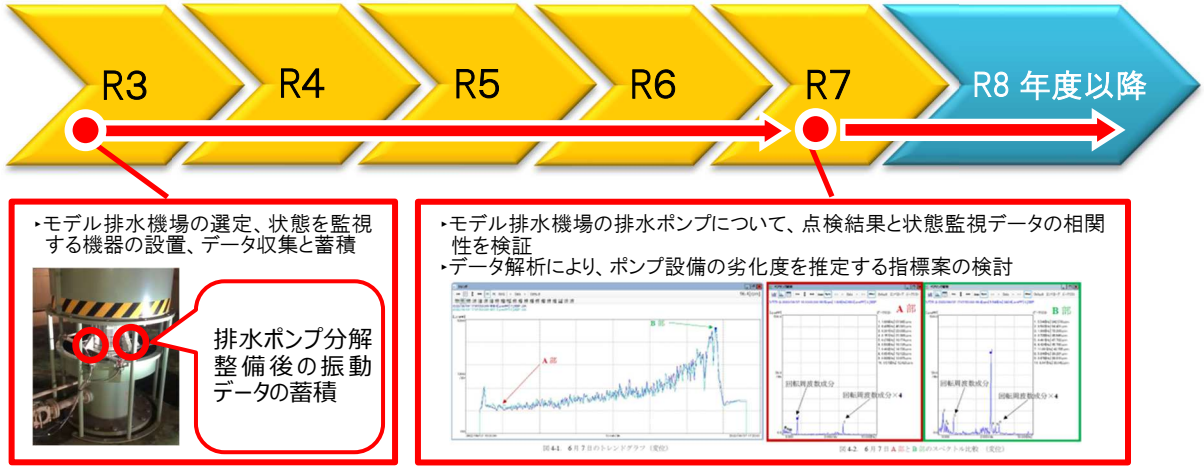
【従来手法の課題】

➢　通常の点検では、異常発生前の兆候を的確に捉えることが困難

【取組成果】

➢　令和３年度から劣化予測システムの構築に向け、モデル排水機場において、状態を監視する機器の設置、データ収集と蓄積を開始

➢　令和７年度から点検結果と収集・蓄積した状態監視データの相関性の検証を開始



（３）維持管理の更なる効率化

①　ドローン等を活用した施設点検の効率化

【従来手法の課題】

➢　管理用道路がない箇所や水中で目視が困難な施設もあり、点検に時間と費用を要しています。

【取組成果】

➢　橋梁、砂防堰堤等において、点検マニュアルを改訂し、ドローンを活用した施設点検を開始

➢　港湾・漁港施設を対象にドローン等による試行を開始

➢　公園施設においてドローンを活用した樹木の活性度に関する調査を試行



②　砂防堰堤背後堆積状況の遠隔監視による施設点検の試行

【従来手法の課題】

➢　近年の気象災害の激甚化に伴う土砂流出の頻度の増加など、砂防堰堤背後の堆積状況を把握する臨時点検などに時間を要しています。

【取組成果】

➢　令和４年度から砂防堰堤背後の堆積状況を適正に管理するため、遠隔からの監視カメラによる施設点検の試行を開始



（４）多様な主体との連携

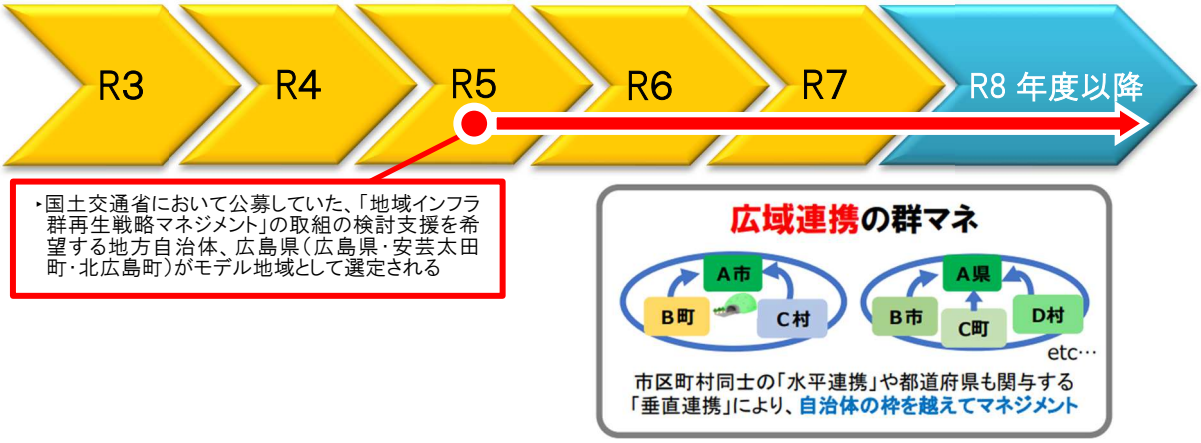
①　管理者の枠を超えた管理体制の強化

【従来手法の課題】

➢　インフラ老朽化が急速に進む中、限られた人員で持続的な維持管理を行う必要があります。

【取組成果】

➢　令和５年度に「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の国土交通省のモデル地域に選定され、本県と安芸太田町・北広島町が連携する垂直連携の取組の検討を開始



②　管理者の枠を超えたインフラ情報の共有化

【従来手法の課題】

➢　工事や調査ごとに発注者と各地下埋設物管理者が協議を行っており、事務に多くの人員や時間を要している。

【取組成果】

➢　インフラマネジメント基盤（DoboX）において、効果的・効率的な維持管理に向け、地下埋設物のデータを関係者のみで共有する取組を推進



３　維持管理水準に対する評価

前枠組みの取組成果を踏まえ、次の課題に対応する必要があります。

- ➢　予防保全型の維持管理を目指す施設分類においても、健全度が低い施設の修繕が未だ多くあることや、緊急的に対応する必要がある修繕が発生している状況であり、予防保全型維持管理への早期移行に向け取り組む必要があります。
- ➢　維持管理水準を達成できなかった 15 の施設分類における未着手箇所の修繕や、予防保全型維持管理への早期移行に向けて、必要な修繕費を確保していく必要があります。

Ⅲ　維持管理水準の設定と修繕費の試算（R8～R12）

Ⅲ－１　対象施設

これまでの36施設分類に新たに７施設分類を追加し、計43施設分類を対象とした修繕方針へ改訂しています。

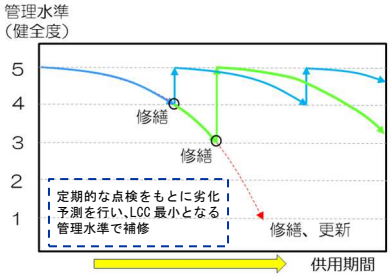
【施設分類・修繕方針一覧】

区分	施設分類名	対象施設分類		修繕方針名
		R3～R7	R8～R12	
道路	橋梁	○	○	橋梁　修繕方針
	トンネル	○	○	トンネル　修繕方針
	舗装	○	○	舗装　修繕方針
	法面	ー	ー	道路法面　修繕方針（仮称）
	道路附属物	○	○	道路附属物　修繕方針
河川	堤防・護岸/河道浚渫	○	○	堤防・護岸　修繕方針
	排水機場	○	○	排水機場　修繕方針
	観測・計測施設（水位計・雨量計・監視局）	ー	○	観測・計測施設　修繕方針
	樋門・樋管	ー	○	樋門・樋管　修繕方針
	防災調節池・地下調節池	ー	○	防災調節池・地下調節池　修繕方針
	河川トンネル	ー	○	河川トンネル　修繕方針
ダム	取水・放流設備	○	○	ダム　修繕方針
	電気通信設備	○	○	
	監視制御設備	○	○	
	観測・計測設備	○	○	
	放流・警報設備	○	○	
	堤体等	ー	○	
	ダム付属設備	ー	○	
	貯水池付属設備	ー	○	
砂防	砂防堰堤	○	○	砂防堰堤　修繕方針
	渓流保全工	○	○	渓流保全施設　修繕方針
	急傾斜地崩壊防止施設（擁壁工）	○	○	急傾斜地崩壊防止施設　修繕方針
	急傾斜地崩壊防止施設（法枠工）	○	○	
	地すべり防止施設（抑制工）	○	○	地すべり防止施設　修繕方針
	地すべり防止施設（集水井工）	○	○	
港湾・漁港	係留施設（【港湾】岸壁・物揚場・船揚場）	○	○	係留施設　修繕方針
	係留施設（【港湾】桟橋・係船杭）	○	○	
	係留施設（【漁港】岸壁・物揚場）	○	○	
	係留施設（【漁港】桟橋）	○	○	
	外郭施設（港湾）	○	○	外郭施設　修繕方針
	外郭施設（漁港）	○	○	
	臨港交通施設（港湾）	○	○	臨港交通施設　修繕方針
	臨港交通施設（漁港）	○	○	
海岸	堤防	○	○	海岸保全施設　修繕方針
	護岸	○	○	
	胸壁	○	○	
	突堤	○	○	
	海浜	○	○	
	防潮扉（水門・陸閘）	○	○	防潮扉（水門・陸閘）　修繕方針
	防潮水門	○	○	海岸防潮水門・排水機場　修繕方針
	排水機場	○	○	
公園	建物・運動施設（建築物・土木構造物）	○	○	公園　修繕方針
	大型遊具等（一般施設）	○	○	
	電気機械設備（各種設備）	○	○	
合計		36施設分類	43施設分類	

Ⅲ－２　維持管理手法の選定

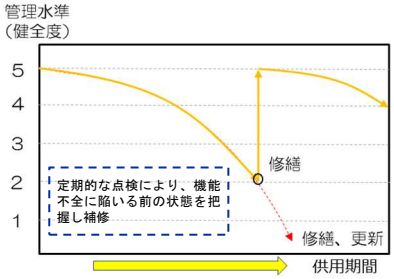
限られた予算の中で数多くのインフラを適切に維持管理するために、施設分類ごとに施設の構造的な特性や重要度に応じて、「予防保全型」「事後保全型」「事後交換型」の３つの維持管理手法の中から適切な維持管理手法を選定します。

《予防保全型（予測保全型）》



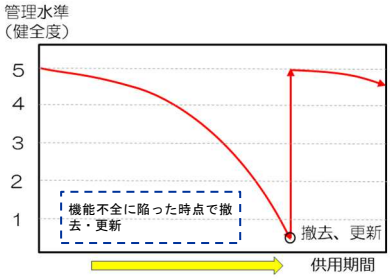
➢　施設点検の結果から劣化予測が可能で、重要度の高い施設に適用する。
➢　劣化の状態の程度に応じて適切な修繕工法・修繕時期を選択し、機能維持とライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図る。
➢　予測保全を導入することで、劣化予測の精度の向上が見込まれる。
ex）橋梁、トンネル、砂防堰堤、排水機場　など

《事後保全型》



➢　施設点検の結果から劣化予測が難しく、その兆候が表面化した後に急激に機能低下し、機能不全に陥る施設に適用する。
➢　施設点検を行いながら、機能不全に陥る前に機能維持を図る。
ex）舗装、堤防・護岸　など

《事後交換型》



➢　劣化・損傷の進行や突発的な事象により、機能不全に陥る施設に適用する。
➢　機能不全に陥った時点で撤去・交換し、機能回復を図る。
ex）道路附属物の一部（ガードレール　など）

【施設分類ごとの維持管理手法】

区分	施設分類名	目標とする維持管理手法			予防保全を目標とする施設の令和7年度末の維持管理水準の現状	
		予防保全	事後保全	事後交換	予防保全	事後保全
道路	橋梁	●				◎
	トンネル（ロックシェッド・スノーシェルター含む）	●				◎
	舗装		●			
	道路附属物		●	●		
河川	堤防・護岸		●			
	排水機場	●				◎
	観測・計測施設	●				◎
	樋門・樋管	●				◎
	防災調節池・地下調節地	●			◎	
	河川トンネル	●			◎	
ダム	取水・放流設備／電気通信設備／監視制御設備／観測・計測設備／放流警報設備／堤体等／ダム附属設備／貯水池付属設備	●				◎
砂防	砂防堰堤	●				◎
	渓流保全工	●				◎
	＜急傾斜地崩壊防止施設＞擁壁工／法枠工	●				◎
	＜地すべり防止施設＞抑制工／集水井工	●			◎	
港湾・漁港	＜係留施設＞　岸壁・物揚場／桟橋	●	●			◎
	＜外郭施設＞　防波堤・導流堤	●	●			◎
	＜臨港交通施設＞　臨港道路・橋梁	●	●			◎
海岸	堤防／護岸／胸壁		●			
	突堤（離岸堤）		●			
	海浜		●			
	防潮扉（水門・陸閘）	●				◎
	防潮水門	●				◎
	排水機場	●				◎
公園	建物・運動施設／大型遊具等	●	●			◎
	電気機械設備		●			

Ⅲ－３　修繕工事の内容

インフラの機能を確保するために必要な工事内容を次の３つに分類しています。

①　日常的な清掃や草刈り、部分的な修繕等を行う**「維持工事」**

②　維持工事では対応できない損傷を回復・予防するための修復や設備の交換等を行う**「修繕工事」**

③　施設の全部を再建設あるいは取替を行う**「更新工事」**

各修繕方針においては、②の**「修繕工事」**を対象として修繕費の試算を行うこととし、施設分類ごとの修繕工事の内容は次のとおりです。

【修繕工事の内容】

区分	施設分類名	修繕工事	
		修繕	設備の交換
道路	橋梁	塗装塗り替え/断面修復/ひび割れ補修	支承 交換/伸縮装置 交換
	トンネル(ロックシェッド・ スノーシェルター含む)	断面修復/ひび割れ注入/裏込注入/導水工	―
	舗装	切削オーバーレイ/オーバーレイ/クラックシール	打ち換え工法/路上再生路盤工
	道路附属物	塗装塗替え等	部品の交換等
河川	堤防・護岸/河道浚渫	護岸補修/河道浚渫	―
	排水機場	ポンプ設備部品交換/ポンプ駆動設備部品交換/ 系統機器設備部品交換/電気設備部品交換	ポンプ設備交換/ポンプ駆動設備交換/系統機器設備交換/電気設備交換
	観測・計測施設	―	監視装置交換/中継装置交換/観測装置交換/電源装置交換
	樋門・樋管	ゲート設備部品交換/塗装/電気設備部品交換/管理橋設備塗装	ゲート設備交換/電気設備交換/ 管理橋設備交換
	防災調節池・地下調節池	コンクリート補修/導水管補修/ポンプ設備部品交換/ ゲート設備部品交換/電気設備部品交換	ポンプ設備交換/ゲート設備交換/・電気設備交換/観測装置交換/除塵設備交換
	河川トンネル	コンクリート補修	除塵設備交換
ダム	取水・放流設備/ 電気通信設備/ 監視制御設備/ 観測・計測設備/ 放流警報設備	塗装塗替え/部品交換	設備交換
	堤体等/ダム付属設備/ 貯水池付属設備	ひび割れ補修/部品交換	設備交換/舗装打ち換え
砂防	砂防堰堤	堰堤・前庭保護工補修/土石流対応堰堤補強	鋼製流木止め交換/鋼製スリット 交換
	渓流保全工	護岸工・床固工補修	―
	急傾斜地崩壊防止施設 (擁壁工)	間詰めモルタル吹付工/クラック補修/水路補修	鉄筋挿入工/アンカー工/水路交換
	急傾斜地崩壊防止施設 (法枠工等)	断面補修/間詰めモルタル吹付工/繊維補強モルタル吹付工/クラック補修/水路補修	鉄筋挿入工/吹付法枠工/水路交換/モルタル吹付工/プレキャスト法枠工再設置/吹付のり面取り壊し＋再吹付/落石防護柵交換/落石防護網交換/フェンス交換
	地すべり防止施設 (抑制工)	クラック補修/水路補修/間詰めモルタル吹付/受圧板補修/コンクリート巻立て	集水管交換/かご工交換/コンクリート擁壁工/鉄筋挿入工/アンカー工/水路交換/ 吹付法枠工/モルタル吹付工/プレキャスト法枠工再設置/頭部キャップ交換
	地すべり防止施設 (集水井工)	ライナープレート洗浄・塗装	大口径排水ボーリング/ライナープレート補強/排水ボーリング
港湾・漁港	係留施設 (岸壁・物揚場)	本体(Con)打ち替え/鋼矢板防食/本体(Con)クラック補修/エプロン部オーバーレイ	防舷材 交換/車止め 交換
	係留施設 (桟橋)	浮桟橋本体 補修/連絡橋本体 補修/連絡橋塗装塗り替え	係留チェーン 交換/防舷材 交換/車止め 交換
	外郭施設 (防波堤・導流堤)	本体(Con) 補修/鋼管杭防食/本体(Con)クラック補修	―
	臨港交通施設 (臨港道路・橋梁)	【臨港道路】 切削オーバーレイ/オーバーレイ/クラックシール 【橋梁】　塗装塗り替え/断面修復/ひび割れ補修	【臨港道路】打ち換え工法/路上再生路盤工 【橋梁】　支承 交換/伸縮装置 交換
海岸	堤防/護岸/胸壁	基礎捨石・被覆石 復旧/鋼矢板 再防食/本体コンクリート 補修/ 目地材 補修/排水施設 補修	―
	突堤(離岸堤)	基礎捨石・被覆石　復旧/消波ブロック　補修/本体コンクリート　補修	―
	海浜	覆砂	―
	防潮扉(水門・陛閘)	水密ゴム補修/開閉装置設備補修/扉体取付金具補修	扉体支承部材交換/戸当り主ローラ交換
	防潮水門	ポンプ設備部品交換/ポンプ駆動設備部品交換/系統機器設備部品交換/ 電気設備部品交換/除塵設備部品交換	ポンプ設備交換/ポンプ駆動設備交換/系統機器設備交換/電気設備交換/ 除塵設備交換
	排水機場		
公園	建物・運動施設	建物屋根改修/建物壁面改修/競技場スタンド改修/小規模な壁面等クラック補修/ 橋梁補修	―
	大型遊具等	遊具の塗装/遊具の部分的な改修/照明器具塗装/園路舗装修繕/ 競技場に常設する備品交換/トレーニングセンターの備品交換・修繕	遊具の交換(撤去費含む)/競技場グランド改修 (野球場，陸上競技場，テニス場等) 照明器具交換/監視カメラ更新/園路舗装打替
	電気機械設備	―	制御盤 交換/中央監視装置交換/非常用電源交換/プール設備交換

Ⅲ－４　維持管理水準の設定

最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の再検討や施設分類ごとの劣化予測を行い、取組期間（R８～R12）における修繕方針ごとの維持管理水準目標を設定し、老朽化対策を推進します。

【道路施設】

施設分類	健全度区分（良 ⇒ 悪）					【目標】	
	5	4	3	2	1	維持管理水準	修繕対象数
橋梁	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	健全度２の橋梁の修繕を80%以上完了する。 ※令和７年度末時点における健全度２の橋梁数：350橋 うち修繕完了数：R7年度末 99橋（28%）→R12年度末 280橋（80%）【＋181橋】	181 橋
トンネル	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	健全度２のトンネルの修繕を全て完了する。 ※令和７年度末時点における健全度２のトンネル数：61基 うち修繕完了数：R7年度末 30基（49%）→R12年度末 61基（100%）【＋31基】	31 基
舗装	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		健全度１、２の舗装の修繕を70%以上完了する。 ※修繕対象：管理分類Bの全路線及び管理分類Cのうち、日交通量5,000台以上の区間又は雪寒指定路線（健全度１、２の延長：B（79km）＋C（109km）＝188kmの70%）	132 km
道路附属物	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	健全度１、２の施設の修繕を全て完了する。 ※令和７年度末時点における健全度２の施設数：448施設 うち修繕完了数：R7年度末 166施設（37%）→R12年度末 448施設（100%）【＋282施設】	282 施設

【河川施設】

施設分類	健全度区分（良 ⇒ 悪）					【目標】	
	5	4	3	2	1	維持管理水準	修繕対象数
堤防 護岸	A	B	S C	－	E	健全度１の箇所の修繕を全て完了する。 健全度３の箇所についても、背後地の条件などを考慮し、優先度の高い箇所から修繕を行う。	1,555 箇所
河道浚渫	A	B	S C	－	E	健全度３の箇所のうち、背後地の条件などを考慮し、優先度の高い箇所の浚渫を行う。	138 km
排水機場	A	B	S C	E		健全度１、２の設備の修繕を全て完了する。	1 設備
観測計測施設	A		B	C		【水位計】 健全度１、２の設備の修繕を全て完了する。	31 設備
						【雨量計】 健全度１、２、３が発生しないよう、更新計画に基づく設備の交換を行う。	44 設備
						【監視局】 健全度１、２が発生しないよう、更新計画に基づく設備の交換を行う。	1 設備
樋門 樋管	A	B	C	D		健全度１、２の設備の修繕を全て完了する。	5 設備
防災調節池 地下調節池	A	B	S C	E		健全度１、２を発生させないよう、現状の健全度を維持する。	—
河川 トンネル	A	B	S C	E		健全度１、２を発生させないよう、現状の健全度を維持する。	—

【ダム施設】

施設分類	健全度区分（良 ⇒ 悪）					【目標】	
	5	4	3	2	1	維持管理水準	修繕対象施設数
ダム※	A		B	C	E	健全度１、２の設備の修繕を全て完了するとともに、更新計画に基づく設備の交換を行う。	13 設備

※取水・放流設備/電気通信設備/監視制御設備/観測・計測設備/放流警報設備/**堤体等/ダム付属設備/貯水池付属設備**

【砂防施設】

施設分類	健全度区分（良 ⇒ 悪）					【目標】	
	5	4	3	2	1	維持管理水準	修繕対象施設数
砂防堰堤	A	B	C	－	E	健全度１の砂防堰堤の修繕を全て完了する。	33 基
渓流保全工	A	B	C	－	E	健全度１の渓流の修繕を全て完了する。	21 渓流
急傾斜地崩壊防止施設	A	B	C	－	E	健全度１の施設の修繕を全て完了する。	6 施設
地すべり防止施設	A	B	C	－	E	健全度１を発生させないよう、優先度の高い施設から健全度３の修繕を行う。	3 施設

【港湾・漁港施設】

施設分類	健全度区分（良 ⇒ 悪）					【目標】	
	5	4	3	2	1	維持管理水準	修繕対象施設数
係留施設	D	C	B	A		健全度１の施設の修繕を全て完了する。	20 施設
外郭施設	D	C	B	A		健全度１の施設の修繕を全て完了する。	4 施設
臨港交通施設（橋梁）	I		II	III	IV	健全度２の優先度の高い橋梁の修繕を全て完了する。	3 橋
臨港交通施設（臨港道路）	I		II	III		健全度１、２を発生させないよう、現状の健全度を維持する。	—

【海岸施設】

施設分類	健全度区分（良 ⇒ 悪）					【目標】	
	5	4	3	2	1	維持管理水準	修繕対象施設数
海岸保全施設	D	C	B		A	健全度１、２の優先度の高い施設の修繕を全て完了する。	13 施設
防潮扉	D	C	B	B′	A	健全度１の優先度の高い防潮扉の修繕を全て完了する。	60 基
防潮水門排水機場	A	B	S C	E		健全度１の設備の修繕を全て完了する。	1 設備

【公園施設】

施設分類	健全度区分（良 ⇒ 悪）					【目標】	
	5	4	3	2	1	維持管理水準	修繕対象施設数
公園※	5	4	3	2	1	健全度１の施設の修繕を全て完了する。	24 施設

※建物・運動施設（建築物・土木構造物）、大型遊具等（一般施設）、電気機械設備（各種設備）

太字は、今回新規追加した施設分類

Ⅲ－５　修繕費の試算

１　試算方法

施設分類ごとの修繕方針では、次の手順により修繕費の試算を行っています。

（１）試算対象期間

排水機場など修繕費が長期にわたって大きく変動する施設も把握できるよう、令和８年から令和67年までの60年間に設定します。

（２）基本的な試算の流れ

①令和７年度末時点での施設数と点検結果を基準とします。

②これまでに蓄積された施設の点検結果から将来の劣化予測を行います。

③劣化予測の結果を踏まえ、過去の修繕履歴から得られる箇所ごとの修繕費を令和７年度時点の費用で算出し、必要な修繕費の試算を行います。

④最適な修繕工法・時期を調整し、60年間で必要となる修繕費の平準化を行います。

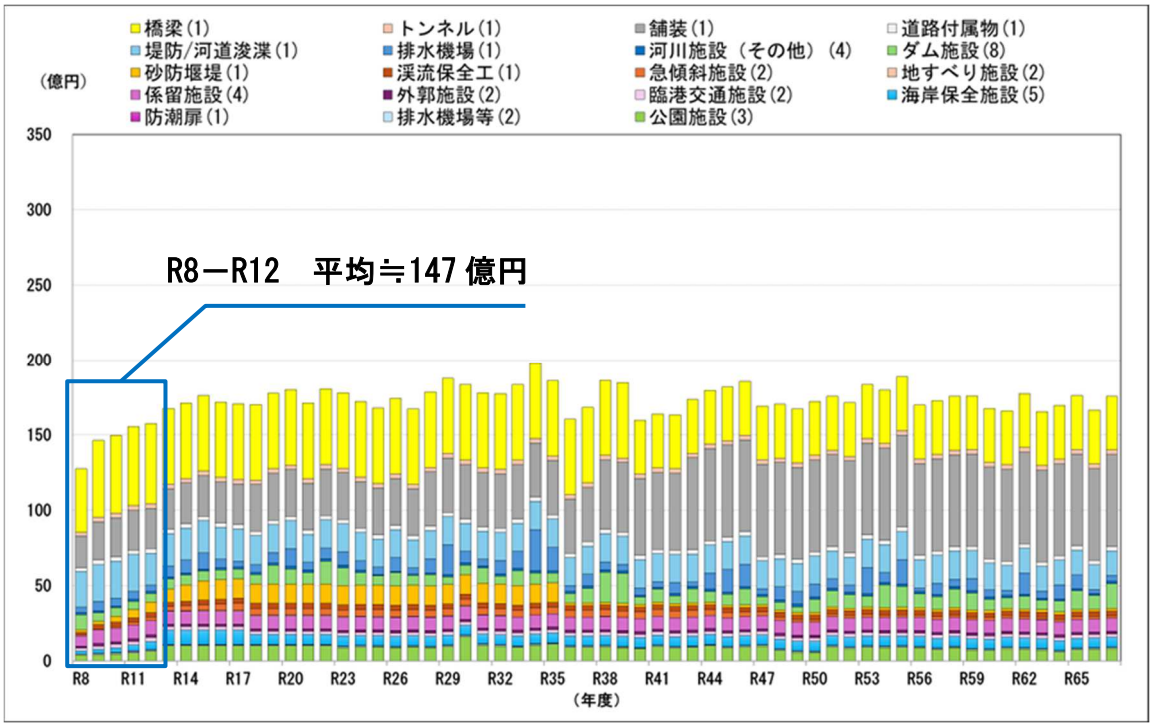
なお、試算には施設点検費用も含まれています。

２　試算結果

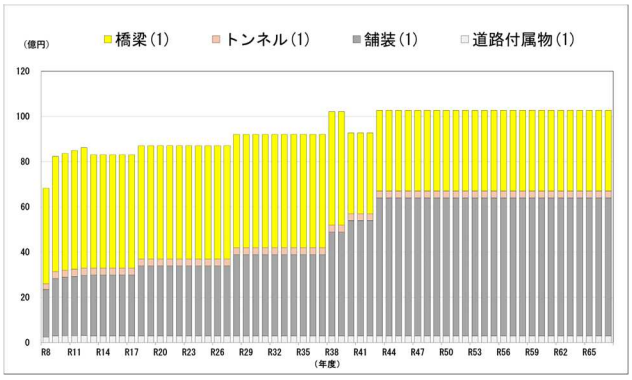
修繕費の試算については、新たに修繕方針を策定した7施設分類を加えた43施設分類ごとに、前枠組みの取組期間内に供用開始した施設も反映した上で、最新の点検結果に基づく最適な修繕時期を把握し、60年間にわたる修繕費総額が最小となるよう試算するとともに平準化を図っています。

各修繕方針に基づき試算した修繕費を集計した結果、取組期間の令和８年度から令和12年度までの５年間では、年平均147億円と試算しています。

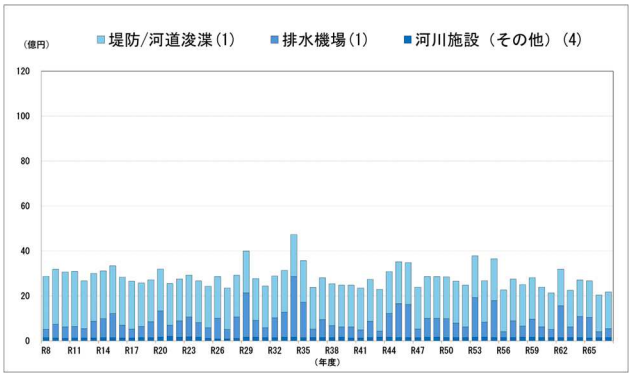
【全体試算額】



【道路施設】



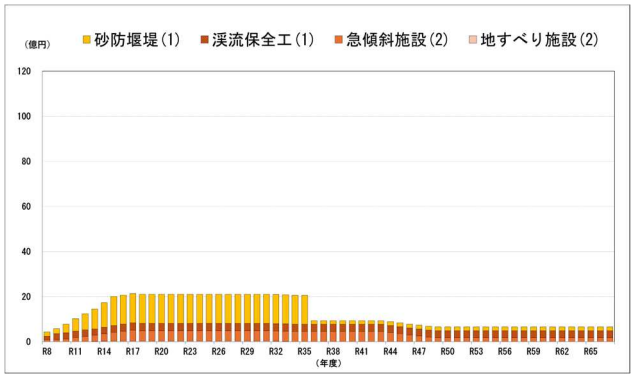
【河川施設】



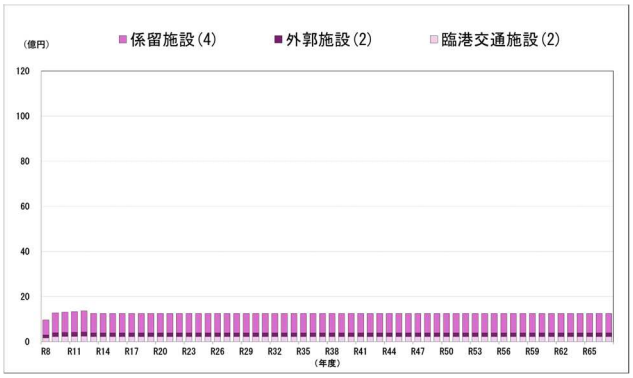
【ダム施設】



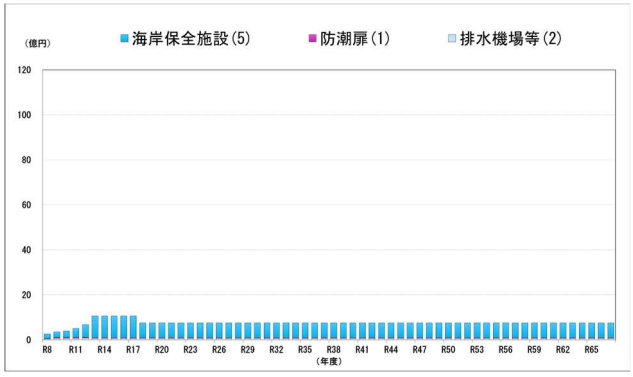
【砂防施設】



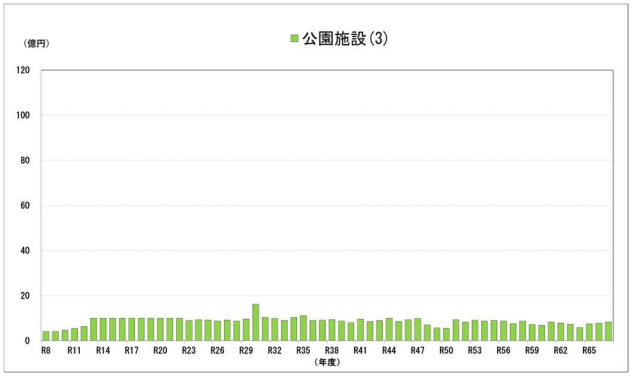
【港湾・漁港施設】



【海岸施設】



【公園施設】



Ⅳ　今後の取組

Ⅳ－１　取組方針

人口減少の更なる進展などの社会情勢の変化があったものの、前枠組みの主な取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としつつ、必要な修繕費の確保や更なる新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減、ＡＩ等のデジタル技術の活用による点検の高度化などにより、老朽化対策を一層推進し、予防保全型の維持管理への早期移行に向け取り組みます。

Ⅳ－２　取組内容

令和８年度から令和 12 年度の５年間の維持管理水準を達成するために、次の取組を推進します。

１　適切な維持管理に必要な修繕費の確保

今後、本県の貴重な財産であるインフラを次世代へ確実に引継ぎ、その機能を適切に維持し続けるため、次の取組を推進し、必要な修繕費の確保に努めていきます。

（１）安定的な財源確保

必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用していきます。

（２）ライフサイクルコストの更なる縮減

広島県建設分野の革新技術活用制度では、点検・診断の効率化技術や既存インフラの長寿命化を実現する技術などが登録されています。これらの登録技術には、インフラ老朽化対策に加え、除草作業など日常的な維持管理コストを削減できる構造技術も含まれており、今後もこれらの技術を積極的に活用してライフサイクルコストの縮減に努めていきます。

さらに、デジタル技術の活用等による維持管理の高度化・効率化にも取り組み、施設の点検や修繕工事をより合理的に実施することで、ライフサイクルコストの一層の低減を目指します。

（３）予防保全型維持管理への早期移行

予防保全型の維持管理を目指す施設分類においても、依然として健全度が低い施設の修繕が多く残っていることや、緊急的な対応が必要となる修繕が発生しているなどにより、現時点では予防保全型維持管理の実現には至っていません。

予防保全型の維持管理は、施設の損傷や機能低下が深刻化する前に、定期点検や劣化予測に基づいて計画的に修繕・補修を実施する維持管理手法であり、損傷が発生してから対応する事後保全と比べ、施設の健全性を長期間維持しながら、安全性や機能を安定的に確保することができます。

また、施設の損傷が軽微な段階で対策を実施することで、大規模な修繕や更新を回避でき、将来的に必要となるコストの低減を図ることができるため、予防保全型の維持管理への早期移行に向け取り組みます。

２　予測保全の導入等による維持管理の高度化

排水ポンプにおける振動等のセンサーデータの蓄積・分析により、これまで取り組んできた劣化予測の精度向上を図るとともに、設備の状態監視の遠隔化を推進します。

また、インフラの劣化予測精度の向上に基づき、最適な時期に最適な工法で修繕を行う「予測保全」の導入を進めるなど、ＡＩ等を活用した施設の維持管理の更なる高度化に取り組みます。

３　維持管理の更なる効率化

今後のインフラ老朽化の進行、施設数の増加、担い手不足などの課題を解決するため、施設点検や修繕工事などの老朽化対策をより効率的に進めていく取組を推進します。

（１）ドローン等を活用した点検の効率化

近年、ＡＩ技術、ドローンの高性能化・自動飛行機能の向上といった技術革新が加速しており、橋梁や堤防・護岸等の施設点検においても、ドローンを活用した点検が一層普及・高度化しています。

カメラ画像や３次元データの取得だけでなく、ＡＩによる画像解析を活用することで、損傷や劣化の自動検出・診断が可能となり、効率的かつ安全な施設点検が実現しています。

これまでも、橋梁や砂防堰堤など一部の施設ではドローンを活用した点検を開始していますが、新技術を導入していない施設の点検についても、点検マニュアルの見直しを進め、ドローン等を活用した点検の本格的な導入に向け取り組みます。

（２）アセットマネジメントにかかる各種作業のデジタル化の推進

ＡＩ等を活用した施設健全度評価やタブレット端末を活用した点検の導入を進めることで、点検業務の省力化や精度向上を図るとともに、アセットマネジメントに係る各種業務のデジタル化に向け取り組みます。

４　多様な主体との連携

地域におけるインフラを適切に維持管理し、県民に一定のサービスを提供し続けるため、多様な主体との連携により、効果的・効率的な維持管理を推進していきます。

（１）インフラ管理者の枠を超えた効率的な維持管理の推進

個別の施設や自治体ごとに対応する従来の手法だけではなく、県と市町、市町相互の広域連携など管理者の枠を超えたインフラの維持管理や、道路・河川・砂防など複数分野を一体的に管理する取組を推進し、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」型維持管理による効率的かつ持続可能な維持管理の実現に向け取り組みます。

（２）施設管理情報の共有化

インフラマネジメント基盤（DoboX）において、県と市町が連携して業務効率化を図るための施設管理情報の共有化の検討を行い、効果的・効率的な維持管理の実現に向け取り組みます。

（３）インフラの集約・再編の検討

人口減少などの社会構造の変化により、インフラに求められる役割や機能が変化していくことから、要求される機能・サービス水準に応じてインフラの集約・再編を検討します。

インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み

広島県 土木建築局 技術企画課
〒730-8511 広島市中区基町 10-52　TEL 082-513-3859(直通)

橋梁　修繕方針【概要版】（案）

道路整備課　別紙３

１．これまでの取組成果（R3－R7）

１．１　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり

施設	維持管理水準
橋梁	１巡目の点検で健全度２であった箇所の修繕を完了する。 （Ｒ２年度末見込：30%⇒Ｒ７年度末100%）

健全度	1(Ⅳ)	2(Ⅲ)	3(Ⅱ)	4(Ⅰ)	5(Ⅰ)
評価	悪				良

１．２　取組成果

○　２巡目以降の定期点検により、早期の修繕が必要になった橋梁など計画橋梁以外について修繕を行ったため、維持管理水準を達成することができなかった。計画外である２巡目点検以降で修繕が完了した89橋を加えると、R3～R7の５年間で494橋の修繕が完了した。

○　主にドローンによる点検を実施し、点検等の効率化・高度化を図った。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
橋梁	485　橋	405　橋（84%）	485　橋（100%）

２．施設の管理状況と課題

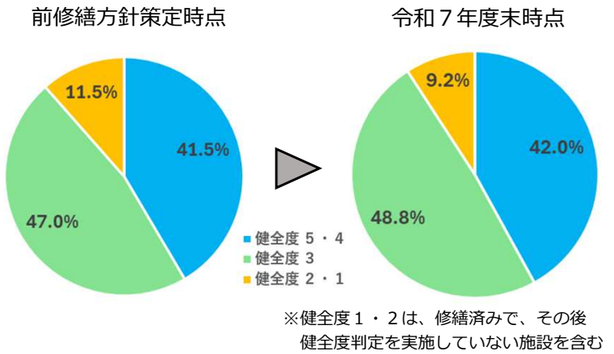
２．１　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理施設数
道路橋	3,764　橋
横断歩道橋	78　橋
合計	3,842　橋

【健全度の状況】

○　健全度２の橋梁を優先的に修繕した結果、橋梁施設数に対する健全度２の割合は、約12%から約９%に減少している。



※健全度１・２は、修繕済みで、その後健全度判定を実施していない施設を含む

【施設の点検】

点検の区分	頻度	主な内容
日常点検	道路巡視、道路パトロールにあわせ随時	異常や損傷等の状況を把握し、必要に応じて応急的な措置を実施
定期点検	５年に１回	・橋梁の損傷度を定量的に評価 ・近接目視による点検 ・必要に応じて触診や打音、床版点検車での点検を併用

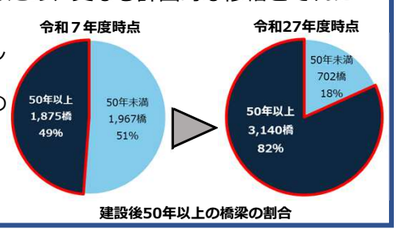
２．２　課題

○　建設後50年を経過する高齢化した橋梁は、令和７年度時点では、1,875橋（全体の約49%）であるが、20年後には3,140橋（全体の約82%）となり、老朽化した橋梁が急速に増大すると予想される。

○　今後、点検において健全度２と判定される橋梁が増加すると予想されるため、更なる計画的な修繕とそれに必要な修繕費の確保に努める必要がある。

○　現行の橋梁修繕方針において、予防保全型の維持管理への移行を目指しているが、十分に達成できていない。

○　広島県は、吊橋や斜張橋といった長大橋を多数管理している。これらの橋梁は、特殊な構造であることから、通常の橋梁と比較して修繕費用が多額になると想定される。また、離島架橋で迂回路がない橋梁の場合、通行規制に伴う交通への影響が大きいため、大規模修繕となる前に優先して修繕する必要がある。



３．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

３．１　基本的な改訂方針

○　前修繕方針の取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前修繕方針で掲げたな取組内容を基本としながら、必要な修繕費の確保や更なる新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減、AIなどデジタル技術の活用による点検の高度化などにより、老朽化対策を一層推進し、予防保全型の維持管理への早期移行を目指す。

○　最新の施設の点検結果や修繕履歴、２巡目までの点検結果の蓄積を踏まえて劣化予測を行った結果、劣化の進行が従前の想定より早まることが確認されたため、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直す。

３．２　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
橋梁	健全度２の橋梁の修繕を80%以上完了する。	181　橋

※令和７年度末時点における健全度２の橋梁数：350橋
　うち修繕完了数：R7年度末 99橋（28%）→R12年度末 280橋（80%）【＋181橋】
※修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

３．３　修繕費の試算

【算定条件】

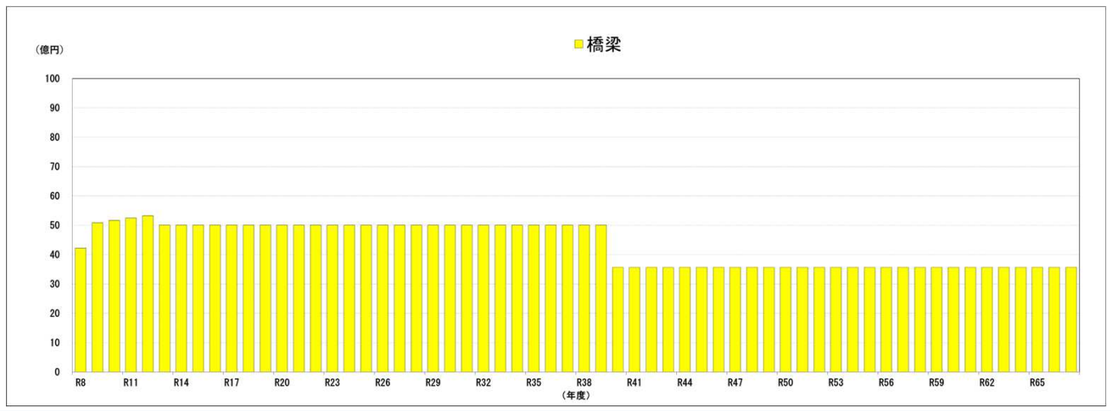
○　部材を①劣化予測する部材（床版、主桁、下部工）と②取替・補修サイクルに基づいて取り替える部材（支承、伸縮装置、高欄）に分ける。

○　①については、健全度が修繕時期に達した時点で修繕単価に橋面積等と修繕率を乗じて修繕費を算出し、それを積み上げることで各年度の修繕費を算定する。

○　各部材に対する補修工法・補修工費は、点検健全度ランクごとに代表的な工法及び標準的な単価を設定する。

○　②については、設定した取替・補修サイクルを基に、取替・補修年度となった時点で標準的な取替・補修単価を積み上げることで各年度の修繕費を算定する。

○　補修後の健全度は、健全度５になるものとし、維持管理水準を達成するために必要となる修繕費について60年間の試算を行った。



４．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用

○　予防保全型維持管理による将来的に必要となるコストの低減

○　「広島県建設分野の革新技術活用制度」や国土交通省の「点検支援技術性能カタログ」等に記載されている新技術の活用による、ライフサイクルコストの更なる縮減

【維持管理の更なる効率化】

○　ドローン等を活用した点検の効率化

○　AI等を活用した施設健全度評価やタブレット等を活用した点検業務など、アセットマネジメントに係る各種作業のデジタル化の推進

トンネル　修繕方針【概要版】（案）

道路整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり

施設	維持管理水準
トンネル	点検において新たに健全度２と判定されたトンネルの修繕を優先して行う。５年間で、令和２年度末時点で健全度２と判定された施設の修繕を完了する。

健全度	1(Ⅳ)	2(Ⅲ)	3(Ⅱ)	4(Ⅰ)	5(Ⅰ)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　残る２基について、計画期間内に修繕予定であったが、３巡目点検において、同一施設内で新たに健全度２判定の損傷箇所が確認されたため、既存点検における健全度２判定の損傷箇所と併せて令和８年度に修繕することとしたため、維持管理水準を達成できなかった。

○　主に走行型計測車両によるトンネル覆工の３次元画像の活用により、点検等の効率化・高度化を図った。

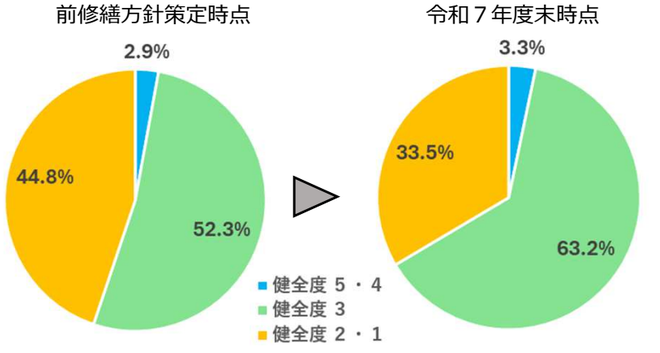
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
トンネル	21　基	19　基（90%）	21　基（100%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理施設数
トンネル	163　基
シェッド	22　基
合計	185　基



※健全度１・２は、修繕済みで、その後健全度判定を実施していない施設を含む

【健全度の状況】

○　健全度２の施設を優先的に修繕した結果、施設数に対する健全度２の割合は、約45%から34%に減少している。

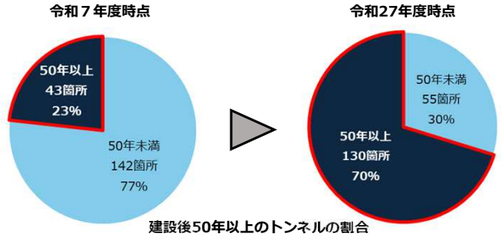
【施設の点検】

点検の区分	頻度	主な内容
定期点検	５年に１回	・近接目視による点検 ・必要に応じて触診や打音での点検を併用
追跡調査	随時	・損傷が顕在化しているもの（変状箇所について近接目視、必要に応じて打音または非破壊検査）

2．2　課題

○　建設後50年を経過する高齢化したトンネルは、令和７年度時点では、43基（全体の約23%）であるが、この割合が20年後には130基（全体の約61%）となり、老朽化したトンネルが急速に増大すると予想される。

○　これに伴い、点検において健全度２と判定されるトンネルが増加すると予想されるため、更なる計画的な修繕とそれに必要な修繕費の確保に努める必要がある。



建設後50年以上のトンネルの割合

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　前修繕方針の取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前修繕方針で掲げた取組内容を基本としながら、必要な修繕費の確保や更なる新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減、AIなどデジタル技術の活用による点検の高度化などにより、老朽化対策を一層推進し、予防保全型の維持管理への早期移行を目指す。

○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の検討や劣化予測を行い、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
トンネル	健全度２のトンネルの修繕を全て完了する。	31　基

※令和７年度末時点における健全度２のトンネル数：61基
　うち修繕完了数：R7年度末 30基（49%）→R12年度末 61基（100%）【＋31基】

※修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

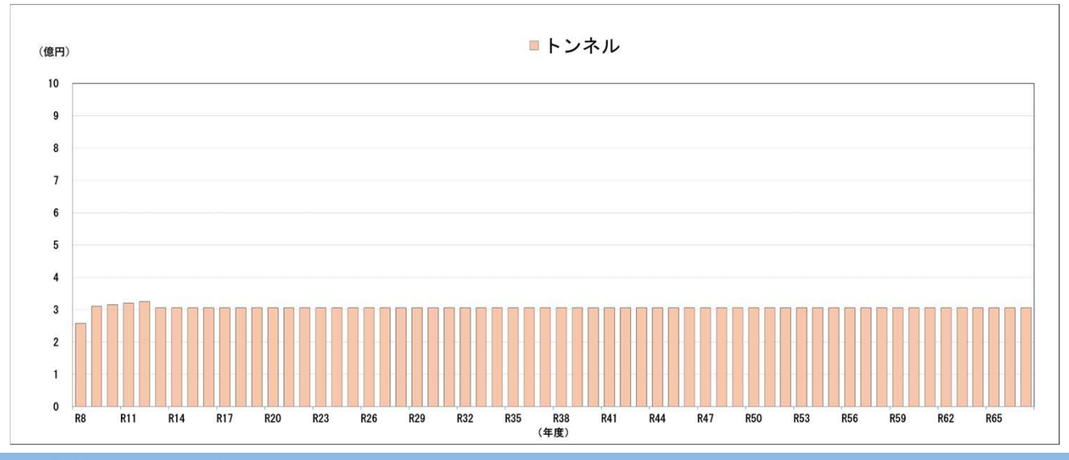
【算定条件】

○　点検の結果から劣化を予測し、健全度が修繕時期に達した時点で修繕するものとする。また、予測施設は、トンネル、シェッド（鋼、コンクリート）とする。

○　トンネルの修繕方法は損傷原因によって異なり、現時点では各トンネルで必要となる修繕工法の分類は困難であるため、過去のトンネル修繕実績を標準修繕単価として設定する。

○　シェッドは、健全度ごとに代表的な工法及び標準的な単価を設定する。

○　補修後の健全度は、全て健全度５になるものとし、維持管理水準を達成するために必要となる修繕費について60年間の試算を行った。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用

○　予防保全型維持管理による将来的に必要となるコストの低減

○　「広島県建設分野の革新技術活用制度」や国土交通省の「点検支援技術性能カタログ」等に記載されている新技術の活用による、ライフサイクルコストの更なる縮減

【維持管理の更なる効率化】

○　走行型計測車両等を活用した点検の効率化

○　AIや３次元点群データ等を活用した施設健全度評価など、アセットマネジメントに係る各種作業のデジタル化の推進

舗装　修繕方針【概要版】（案）

道路整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり

施設	維持管理水準
舗装	大型車交通量が1,000台/日以上の区間について、令和２年度末までに健全度１、２と判定された区間の修繕を完了する。

健全度	1(Ⅲ)	2(Ⅲ)	3(Ⅱ)	4(Ⅰ)	5(Ⅰ)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　修繕方針策定以降の道路パトロール等により、早期の修繕が必要となった区間など、計画区間外についても修繕を行ったため、維持管理水準が達成できなかった。
○　計画外である区間において修繕が完了した約90kmを加えると、R3～R7の５年間で111kmの修繕が完了した。
○　道路巡視車にスマートフォンを搭載し、画像データをAIで損傷評価する手法を活用し、県内全路線の点検を高精度かつ効率的に実施。コスト縮減を図りながら、県内全路線の健全度を把握することができた。

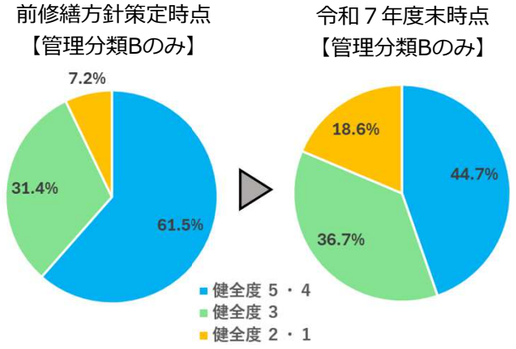
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
舗装	32　km	21　km（66%）	31　km（97%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

管理分類	管理延長	修繕方針対象延長 （）：健全度１、２	大型車交通量（24h・１方向）
B	424　km	424　km（79km）	500台以上
C	679　km	514　km（109km）	250台以上 500台未満
D	3,078　km	332　km（140km）	250台未満
合計	4,181　km	1,271　km（328km）	—



【健全度の状況】

○　前修繕方針策定時の点検は管理分類Bのみであったが、今回点検（R7年度）は県内全路線の点検を実施。着実に修繕を実施したものの、舗装の劣化速度が速く、健全度１、２の割合が増加した。

【施設の点検】

点検の区分	頻度	主な内容
日常点検	道路巡視、道路パトロールにあわせ随時	異常や損傷等の状況を把握し、必要に応じて応急的な措置を実施
定期点検	５年に１回	目視または機器を用いた手法により舗装の状態を把握する

2．2　課題

○　R3～R7の５年間で、約111kmの修繕を実施（計画区間：21km、計画外区間：90km）したが、それ以上に舗装の劣化が進行しており、全路線の26%にあたる1,100kmが健全度１、２であると判定された。
○　大型車交通量が多い区間における老朽化の進行に加え、積雪寒冷地区においては、凍結融解作用が原因と考えられる舗装の劣化が確認された。
○　今後、点検において健全度１、２と判定される区間が増加すると予想されるため、更なる計画的な修繕とそれに必要な修繕費の確保に努める必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　全路線の健全度が判明したことから、必要な修繕費の確保や更なる新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減、AIなどデジタル技術の活用による点検の高度化などにより、老朽化対策を一層推進し、安全で快適な走行環境を確保する。
○　定期点検範囲の拡大により新たに把握した最新の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の検討や劣化予測を行い、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直す。

3．2　維持管理水準の目標

定期点検範囲の拡大に伴う分析結果を踏まえ、修繕対象を管理分類Bのみから管理分類Cの一部まで拡大した結果、維持管理水準及び修繕対象数は次のとおり設定する。

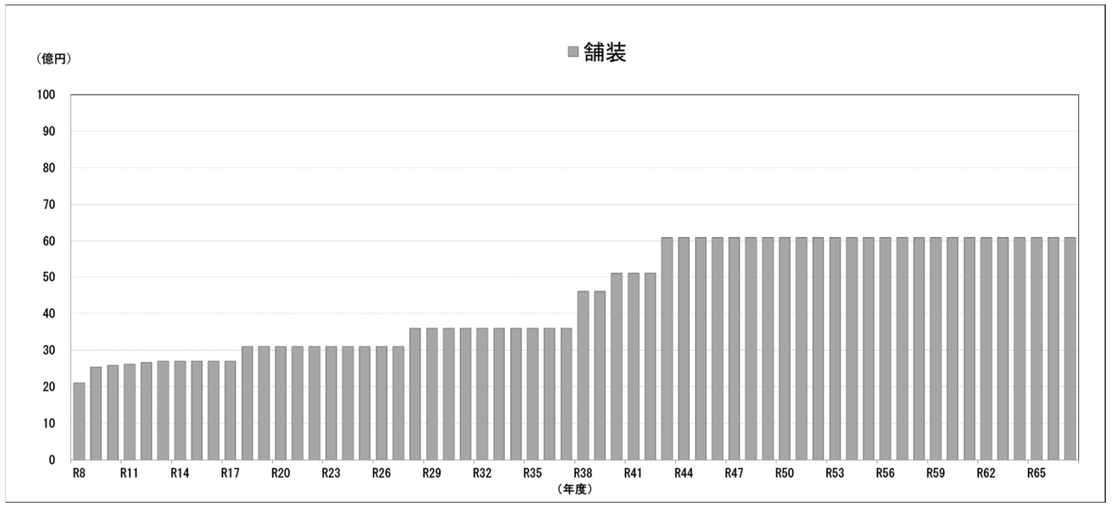
施設	維持管理水準	修繕対象
舗装	健全度１、２の舗装の修繕を70%以上完了する。	132　km

※修繕対象：管理分類Bの全路線及び管理分類Cのうち、日交通量5,000台以上の区間又は雪寒指定路線
※上記路線における令和７年度末時点の健全度１、２の延長：B（79km）＋C（109km）＝188km
　うち修繕完了数：R7年度末 0km（0%）→R12年度末 132km（70%）
※修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　定期点検の結果に基づき、管理分類ごとに健全度１、２になると速やかに修繕するよう修繕サイクルを設定する。
○　舗装の次回修繕時期は、定期点検の結果の劣化状況から推定する。
○　補修後の健全度は、健全度５になるものとし、維持管理水準を達成するために必要となる修繕費について60年間の試算を行った。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用
○　「広島県建設分野の革新技術活用制度」や国土交通省の「点検支援技術性能カタログ」等に記載されている新技術の活用によるライフサイクルコストの更なる縮減

【維持管理の更なる効率化】

○　スマートフォン等を活用した点検の効率化
○　AI等を活用した施設健全度評価など、アセットマネジメントに係る各種作業のデジタル化の推進

道路附属物　修繕方針【概要版】（案）

道路整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり

施設	維持管理水準
道路附属物	点検において健全度２と判定された施設の修繕を行います。５年間で、令和２年度末時点で健全度２と判定された施設の修繕を完了する。

健全度	1(Ⅳ)	2(Ⅲ)	3(Ⅱ)	4(Ⅰ)	5(Ⅰ)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　取組期間内において、道路附属物の修繕対象すべてについて修繕を完了し、維持管理水準を達成した。
○　3次元点群データやAIを活用し、道路標識台帳をデジタル化した。

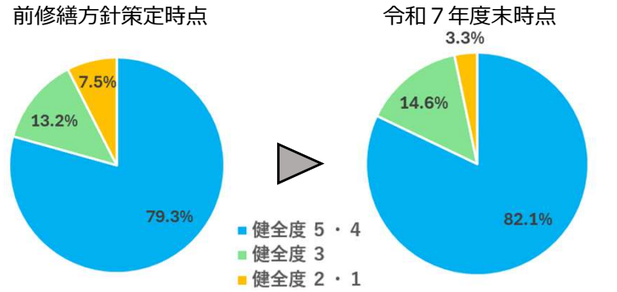
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）
道路附属物	164　施設	164　施設（100%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設		管理施設数
道路照明		10,503　施設
道路標識	門型標識	21　施設
	道路標識	17,712　施設
道路情報提供装置		297　施設
合計		28,533　施設



※健全度１・２は、修繕済みで、その後健全度判定を実施していない施設を含む

【健全度の状況】

○　健全度２の施設を優先的に修繕した結果、施設数に対する健全度２の割合は、前修繕方針策定時点で約８％から令和７年度末時点で約３％に減少。

【施設の点検】※門型標識の場合

点検の区分	頻度	主な内容
日常点検	道路巡視、道路パトロールにあわせ随時	パトロール車内から目視を基本として、変状の有無を点検する。また、必要に応じて対象物に近づき、附属物の状態を確認
定期点検	５年に１回	・近接目視による点検 ・必要に応じて、触診や打音等を併用 ・近接目視結果から必要に応じて非破壊検査を実施

2．2　課題

○　道路附属物においては、定期的な点検や日常の点検により劣化・損傷の状況を適切に把握し、計画的な修繕とそれに必要な修繕費の確保に努める必要がある。
○　管理施設数が膨大であり、点検未実施の施設があることから、デジタル技術などを活用して効率的かつ安価な点検技術を構築する必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　前修繕方針の取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前修繕方針で掲げた取組内容を基本としながら、必要な修繕費の確保や更なる新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減、AIなどデジタル技術の活用による点検の高度化などにより、老朽化対策を一層推進し、施設の老朽化による第三者被害を防止する。
○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の検討や劣化予測を行い、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

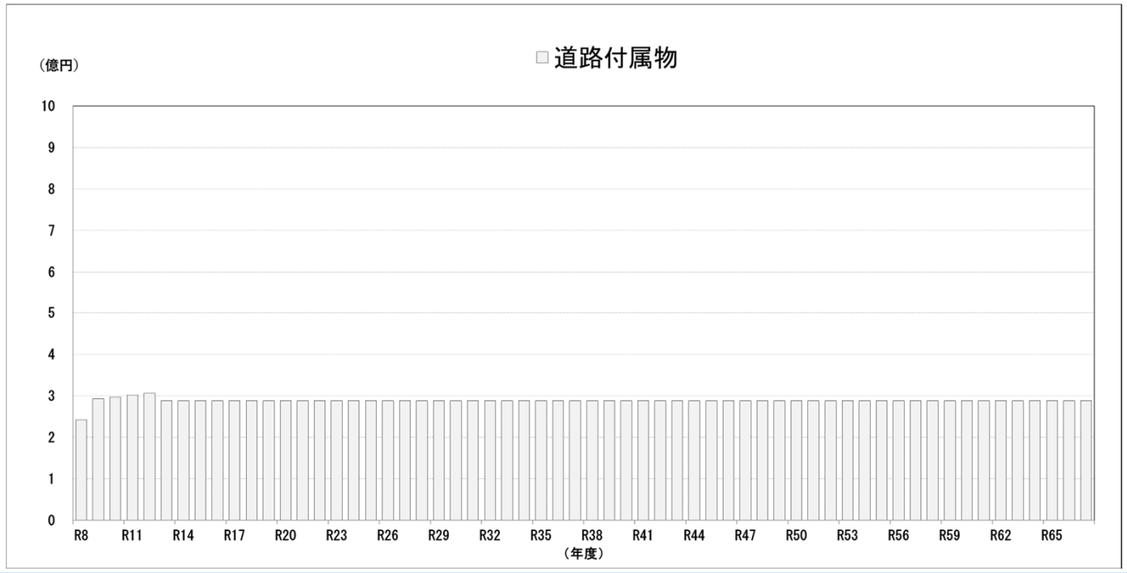
施設	維持管理水準	修繕対象
道路附属物	健全度１、２の施設の修繕を全て完了する。	282　施設

※令和７年度末時点における健全度２の施設数：448施設
　うち修繕完了数：R7年度末 166施設（37%）→R12年度末 448施設（100%）【＋282施設】
※修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　費用算定施設は、道路照明・道路標識・道路情報提供装置とする。
○　更新・修繕費については、過去の代表的な工法による単価設定や修繕実績を修繕単価として設定する。
○　補修後の健全度は、健全度５になるものとし、維持管理水準を達成するために必要となる修繕費について60年間の試算を行った。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用
○　「広島県建設分野の革新技術活用制度」や国土交通省の「点検支援技術性能カタログ」等に記載されている新技術の活用による、ライフサイクルコストの更なる縮減

【維持管理の更なる効率化】

○　非破壊調査等を活用した点検の効率化
○　AI等を活用した施設健全度評価など、アセットマネジメントに係る各種作業のデジタル化の推進

堤防・護岸　修繕方針【概要版】（案）

河川課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり

施設	維持管理水準
堤防・護岸	健全度１の箇所の修繕を全て完了する。 健全度３の箇所についても、背後地の条件などを考慮し、優先度の高い箇所から修繕を行う。
河道浚渫	健全度１の箇所の修繕を全て完了する。 健全度３の箇所についても、背後地の条件などを考慮し、優先度の高い箇所から浚渫を行う。

健全度	1 (E)	2 (－)	3 (S-C)	4 (B)	5 (A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　河川巡視・点検において発見した堤防・護岸や河道の変状については、その状態の程度を損傷度として評価するとともに、損傷度評価、変状箇所の状況や変状の進行の可能性等を考慮して、Ａ、Ｂ、Ｓ、Ｃ、Ｅの５段階の対策区分を設定している。

○　現修繕方針においては、この対策区分及び河川の重要度に応じた優先度を設定し、維持管理水準の達成に向け、堤防・護岸の修繕、河道浚渫を実施しており、取組成果は次のとおりとなっている。

○　堤防・護岸については、健全度１の箇所のうち、規模や費用が大きく、優先順位の高い箇所に重点配分したこと、河道浚渫については、単位距離当たりの掘削土量が大きい河川に重点配分したことにより、未達成となっている。

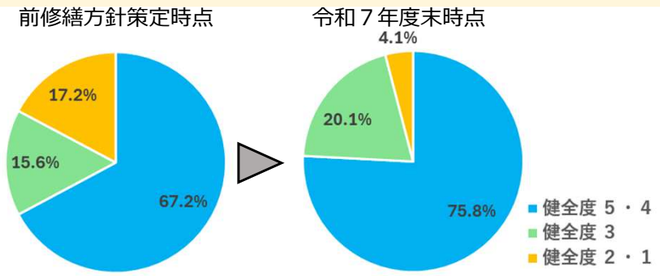
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）
堤防・護岸	1,858　箇所	1,698　箇所（91%）
河道浚渫	201.0　km	189.8　km　（94%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理延長
堤防・護岸	5,699　km
河道	2,690　km



【施設の点検】

点検区分	区間区分①	区間区分②	区間区分③	区間区分④
河川巡視	１年に１回実施			
定期点検	１年に１回実施	２年に１回実施	４年に１回実施	―
緊急点検 （出水後点検）	はん濫注意水位又は５割水深に達する出水があった河川について実施			
緊急点検 （地震時一時点検）	震度４以上の地震が発生したときにあらかじめ決められた区間について実施			
臨時点検	地元等から情報提供があった箇所及びその周辺区間について随時実施			
詳細点検	詳細な調査が必要な区間についてその都度実施			

2．2　課題

○　健全度１の修繕と健全度３の縮減を確実に進めていく必要がある。

○　また、近年の激甚化・頻発化する豪雨を踏まえ、突発的に発生する緊急的な対応や、大規模な豪雨により、護岸等の施設被害が広範囲かつ同時多発した場合、これらの対応に必要な修繕費を確保していく必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　前枠組みの主な取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としながら、必要な修繕費の確保していく。

○　最新の施設の点検結果を踏まえ、60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

堤防・護岸及び河道浚渫の維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
堤防・護岸	健全度１の箇所の修繕を全て完了する。 健全度３の箇所についても、背後地の条件などを考慮し、優先度の高い箇所から修繕を行う。	1,555　箇所
河道浚渫	健全度３の箇所のうち、背後地の条件などを考慮し、優先度の高い箇所の浚渫を行う。	138　km

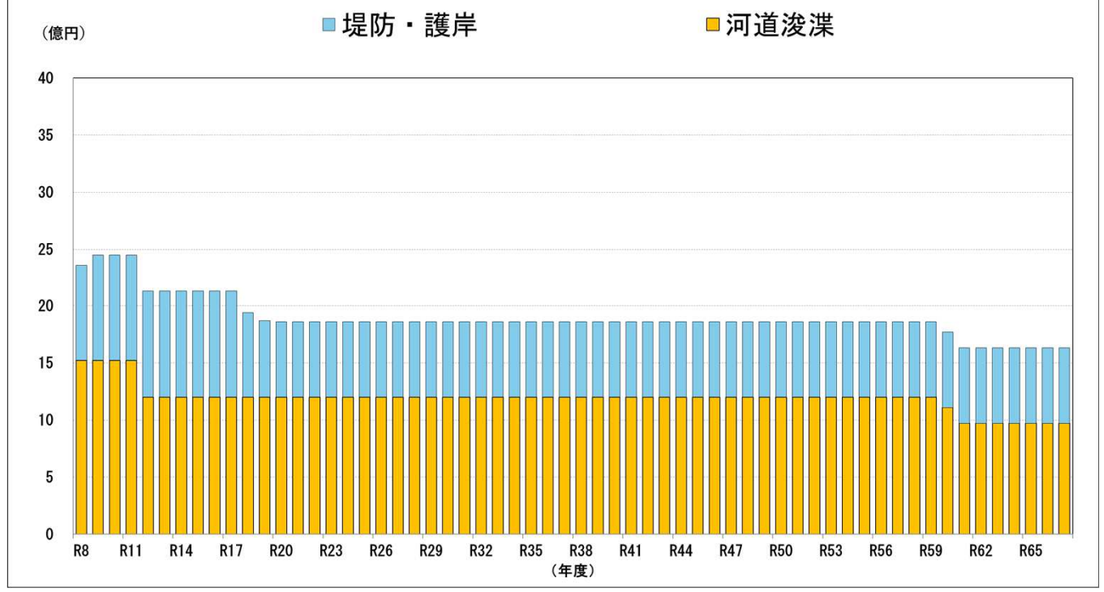
修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　過去の河川巡視・点検結果から、１年経過後の各対策区分が変化する数を推定し、60年間の各対策区分の箇所数を算定。点検に要する費用を含んでいる。

○　堤防・護岸、河道浚渫については、維持管理水準を下回らないように、必要な費用を算定。



4．今後の主な取組

【維持管理の更なる効率化】

○　河川巡視・点検業務において、ドローン等による堤防等の点検・診断技術などの新たなデジタル技術を活用し、維持管理の更なる効率化に取り組む。

【多様な主体との連携】

○　国が行う河川維持管理会議等を活用し、国や他県等と情報共有しながら、より効果的・効率的な維持管理に取り組む。

排水機場　修繕方針【概要版】（案）

河川課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
排水機場	令和２年度時点で健全度１、２と判定された設備については、令和３年度中に修繕を完了する。 次年度以降も同様に、緊急を要する設備について、速やかに修繕を行う。

健全度	1　(E)	2　(－)	3　(S・C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　取組期間内において、排水機場の修繕対象について修繕を完了し、維持管理水準を達成した。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）
排水機場	1　設備	1　設備（100%）

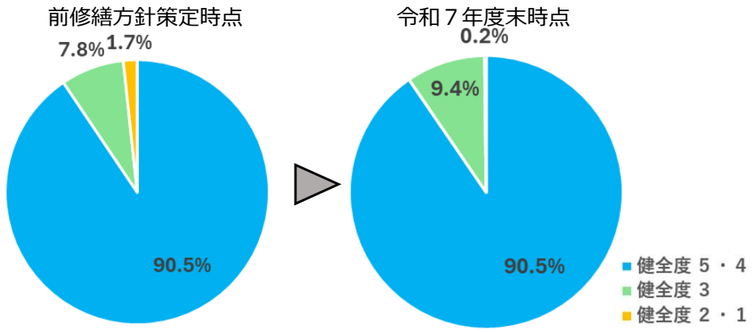
2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【健全度の状況等】

○　前修繕方針策定時点から令和７年度にかけて、対策区分の割合はほぼ変化がない。

○　また、畠敷救急内水排水機場及び福川排水機場を新設したため、施設数は11施設から13施設に変更となった。



【対象施設、施設の点検】

施設	対象施設	点検方法
排水機場	13　施設	年点検を１年に１回実施することを基本とし、それに合わせて稼働期は毎月１回、非稼働期は２か月に１回点検を行う。

施設写真（岡ノ下川排水機場）
左：ポンプ場外観
（西部建設事務所管内）
右：ポンプ設備
（西部建設事務所管内）





2．2　課題

○　設置してからの経過年数が長期となっている施設について、計画的に修繕を進めて行く必要がある。

○　排水機場は予防保全型維持管理を目指しているが、老朽化に伴い、ポンプ等の不具合も見受けられる。そのため、日々の点検結果等により、施設が故障する前に適切な維持管理を実施していく必要がある。

○　施設の老朽化に伴い、更新が必要となる施設が増えていくことが想定される。

○　点検結果を基に修繕が必要な設備の修繕を進めていくが、出水等により新たに対策を実施する必要が発生した設備については、対策箇所の見直しや財源確保に努めていく。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　前枠組みの主な取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、現枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としながら、必要な修繕費を確保していく。

○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
排水機場	健全度１、２の設備の修繕を全て完了する。	1　設備

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

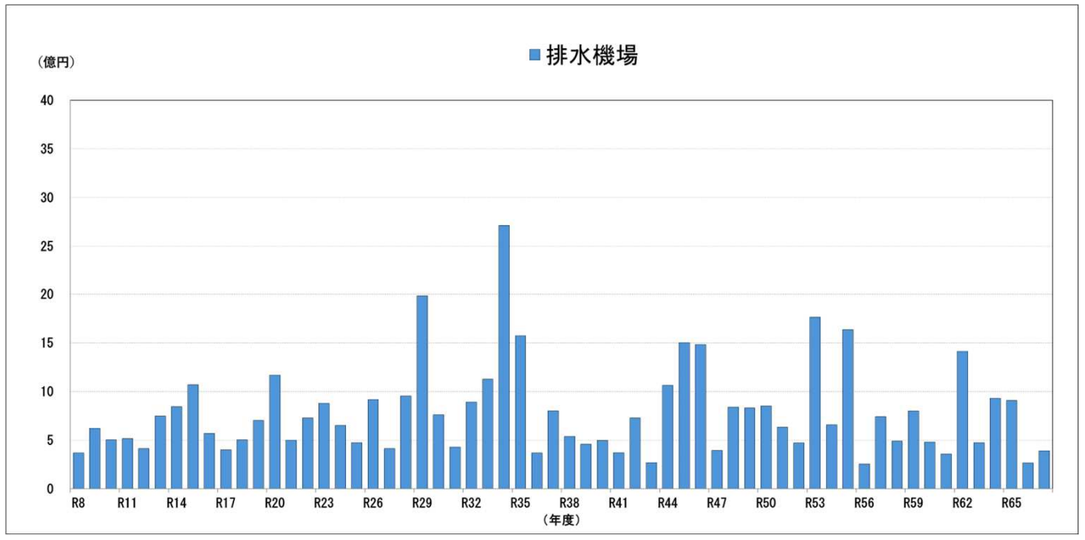
○　今回の試算の対象施設は排水機場の修繕工事及び年点検とする。

○　修繕工事の算定については、故障時に設備として排水機能やゲートの基本機能を確保できなくなる機器（致命的機器）を対象としている。

○　各排水機場の整備更新費用及び年点検費用を年度ごとに合計し、各年度の施設管理に必要となる金額を算定。

○　予防保全型の維持管理による施設の長寿命化に取り組むことで修繕費の平準化を図り、将来60年の間で発生する修繕費を算定。

○　修繕や設備の更新時期は設備ごとの長寿命化計画に記載のある耐用年数に基づき設定する。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に向けた修繕費確保への取組】

○　計画的に修繕を図ることにより修繕費用を平準化し、必要な修繕費を確保する。

【多様な主体との連携】

○　国が行う河川維持管理会議等を活用し、国や他県等と情報共有しながら、より効果的かつ効率的な維持管理に取り組む。

【予測保全の導入による維持管理の高度化】

○　「予測保全」の導入に向けて、ポンプ振動のセンサーや計測機器を段階的に設置し、状態監視の遠隔化・劣化状態を評価する設定値の精度向上を目指す。

観測・計測施設　修繕方針【概要版】（案）

河川課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における重要設備機器の維持管理水準は次のとおり。

重要設備機器	維持管理水準
水位計	健全度１、２の設備をすべて解消する。
雨量計	健全度３を発生させないよう、定期的に設備を更新する。
監視局	健全度１、２を発生させないよう、設備の耐用年数に応じて、定期的に設備を更新する。

健全度	1　(C)	2　(C)	3　(B)	4　(A)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　取組期間内において、重要設備機器の修繕対象すべてについて修繕を完了し、維持管理水準を達成した。

重要設備機器	修繕対象	修繕済（修繕率）
水位計	33　設備	33　設備（100%）
雨量計	44　設備	44　設備（100%）
監視局	1　設備	1　設備（100%）

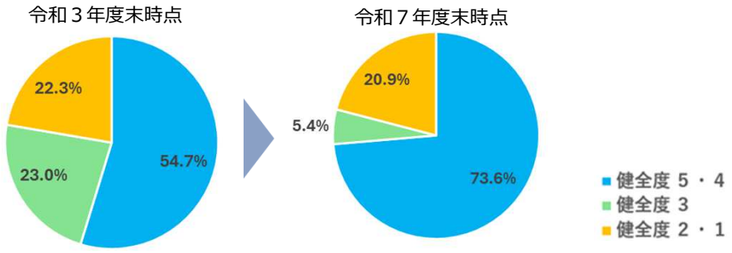
2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【健全度の状況等】

延命化後期待寿命に到達する機器も出てきている状況。

観測・計測施設は、県民の安全・安心を確保するための防災情報の提供施設であるという性格を踏まえ、サービスレベルを維持していけるよう健全度を保つ必要がある。



【対象施設、施設の点検】

重要設備機器	対象機器	点検方法
水位計	91　設備	個別点検の点検頻度は１年に１回を基本とし、出水期中の確実な稼働が求められることから、出水期前に行う。
雨量計	44　設備	
監視局	1　設備	

項目	内容	機器等の対策区分
設計寿命	最低限の寿命を示すもので、特別な事情が無い限りこの寿命より短い期間で更新を迎えることは無いと考えられる寿命	健全度４、５
設置環境等を考慮した寿命	適切な点検、修繕等の維持管理を行うことにより稼働可能な寿命の平均的な値	以下：健全度４、５ 超過：健全度３
延命化後期待寿命	部品交換やオーバーホール等の予防保全が可能な設備については、更なる延命化が期待できる寿命	以下：健全度３ 超過：健全度１、２

2．2　課題

設置してからの経過年数が長期となっている機器等について、計画的に修繕を進めて行く必要がある。

①　防災情報提供において重要機器である水位計については、４割以上の機器が健全度１～３となっていることから、今後、優先的に交換を進めていく必要がある。(全体では健全度１～３の機器は約３割)

②　雨量計の機器は、気象業務法により気象庁長官の登録を受けた登録検定機関の検定を５年おきに受検することが義務付けられており、合格したものでなければ雨量情報の提供ができないため、耐用年数によらず検定受験若しくは新規交換を行う必要がある。

③　監視局や中継局は、テレメータ施設の中枢を担う重要な設備であるため、観測局よりも優先的に修繕措置を進めて行く必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　前枠組みの主な取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としながら、必要な修繕費の確保していく。

○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

重要設備機器の維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

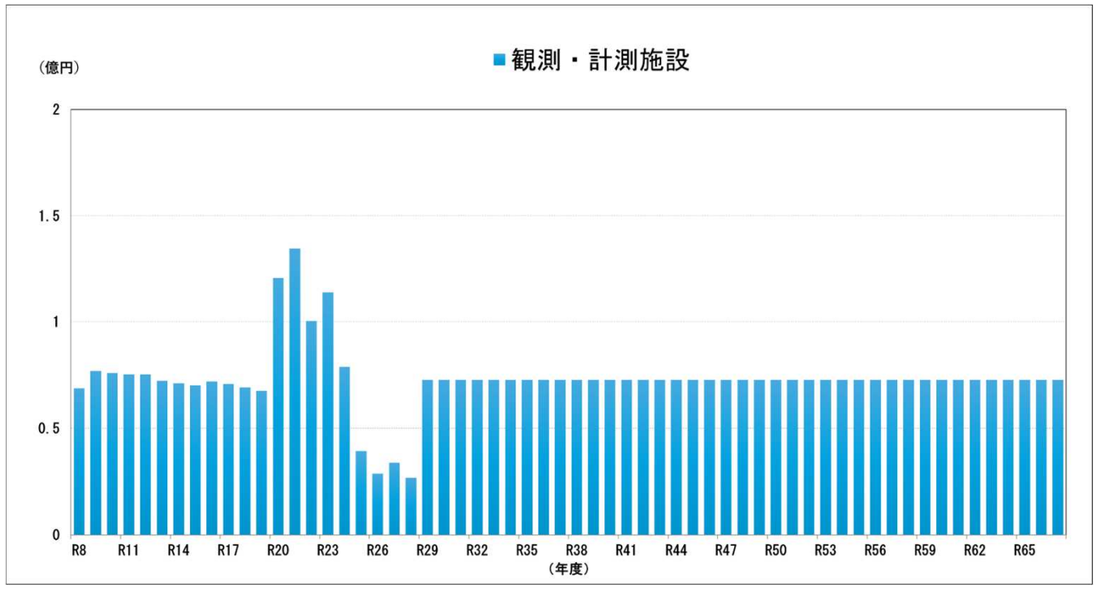
重要設備機器	維持管理水準	修繕対象
水位計	健全度１、２の設備の修繕を全て完了する。	31　設備
雨量計	健全度１、２、３が発生しないよう、更新計画に基づく設備の交換を行う。	44　設備
監視局	健全度１、２が発生しないよう、更新計画に基づく設備の交換を行う。	1　設備

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　予防保全型の維持管理による施設の長寿命化に取り組むことで修繕費の平準化を図り、将来60年の間で発生する修繕費から、ライフサイクルコストを算定。点検に要する費用を含んでいる。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に向けた修繕費確保への取組】

○　計画的に修繕を図ることにより修繕費用を平準化し、必要な修繕費を確保する。引き続き、定期点検を含め計画的な維持管理を行っていくとともに、突発的な機器異常にも迅速に対処しながら、サービスレベルや信頼性の維持の観点から、必要に応じて計画を変更しつつ、修繕等を行う。

【多様な主体との連携】

○　国が行う河川維持管理会議等を活用し、国や他県等と情報共有しながら、より効果的かつ効率的な維持管理に取り組む。

樋門・樋管　修繕方針【概要版】（案）

河川課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
樋門・樋管	扉体塗装の塗り替えを推進し、樋門の長寿命化を図る。塗り替えとあわせて、修繕を行い健全度の回復を図る。

健全度	1　(D)	2　(D)	3　(C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　取組期間内において、樋門・樋管の修繕対象すべてについて修繕を完了し、維持管理水準を達成した。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）
樋門・樋管	33　設備	33　設備（100%）

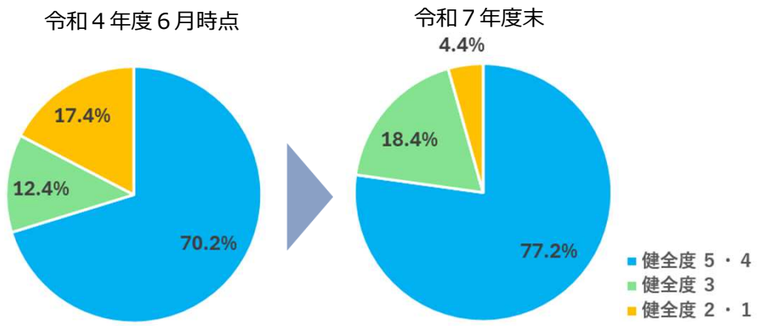
2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【健全度の状況等】

○　健全度１、２は減少傾向だが、その一方で健全度４が増加している。理由としては、年月が経ち、劣化が進行する施設も増えてきているためと考えられる。

○　樋門・樋管は、県民の安全・安心を確保する施設であるという点を踏まえ、施設の機能を維持していけるよう健全度を保つ必要がある。



【対象施設、施設の点検】

施設	管理施設数	点検方法
樋門・樋管	114　設備	年点検を１年に１回実施することを基本とする。

施設写真
左：玖村排水樋門
（西部建設事務所管内）
右：井両排水樋管
（北部建設事務所管内）





2．2　課題

設置してからの経過年数が長期となっている施設等について、計画的に修繕を進めて行く必要がある。

①　樋門・樋管は、施設機能に影響が大きい設備については予防保全型の管理を目指しているが、劣化等が発生している施設も見受けられる。

②　健全度４が増加傾向にあり、全体として老朽化が進んでいる。点検結果を踏まえ、必要に応じて適切な修繕等の維持管理を行っていく必要がある。

③　大きな出水等により、新たに対策を実施する必要のある箇所が生じた場合は、対策箇所の適切な見直しを行い、必要な財源を確保していく必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　前枠組みの主な取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としながら、必要な修繕費を確保していく。

○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

樋門・樋管の維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
樋門・樋管	健全度１、２の設備の修繕を全て完了する。	5　設備

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

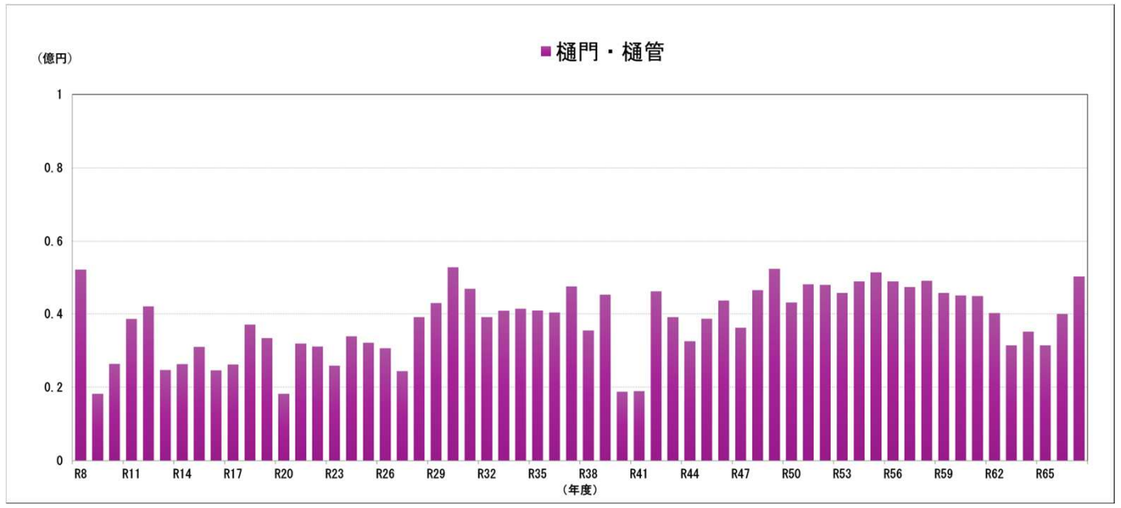
3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　今回の試算の対象施設は樋門・樋管の修繕工事及び年点検とする。

○　各樋門・樋管の修繕費用及び年点検費用を年度ごとに合計し、各年度の設備管理に必要となる金額を算定。

○　予防保全型の維持管理による設備の長寿命化に取り組むことで修繕費の平準化を図り、将来60年の間で発生する修繕費を算定。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に向けた修繕費確保への取組】

○　計画的に修繕を図ることにより修繕費用を平準化し、必要な修繕費を確保する。

○　引き続き、定期点検を含め計画的な維持管理を行っていくとともに、突発的な施設の異常にも迅速に対処しながら、サービスレベルや信頼性の維持の観点から、必要に応じて計画を変更しつつ、修繕等を行う。

【多様な主体との連携】

○　国が行う河川維持管理会議等を活用し、国や他県等と情報共有しながら、より効果的かつ効率的な維持管理に取り組む。

【塗り替え塗装や無動力化によるコストの縮減】

○　塗装の塗り替え時に、新技術を踏まえた長寿命化に資する塗装を行い、コスト縮減を図る。また、操作者の担い手不足や安全確保の観点から、無動力化の検討を行い、操作の省力化及び維持管理コストの縮減を図る。

防災調節池・地下調節池　修繕方針【概要版】（案）

河川課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
防災調節池 地下調節池	健全度１、２を発生させないよう、現状の健全度を維持する。 緊急を要する箇所が発生した場合は、速やかに修繕を行う。

健全度	1　(E)	2　(E)	3　(S、C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　取組期間内において、目標とする維持管理水準を達成した。

施設	維持管理水準
防災調節池 地下調節池	定期点検等の結果、新たな健全度１、２の発生はない。

2．施設の管理状況と課題

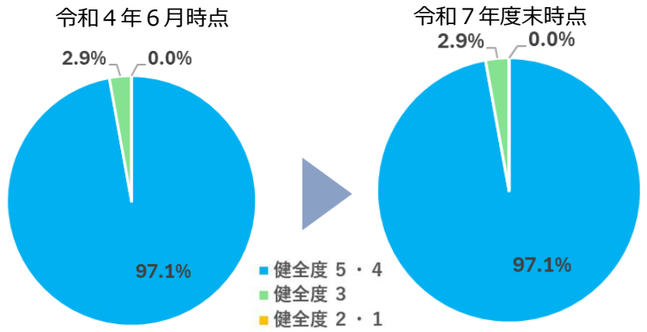
2．1　施設の管理状況

【健全度の状況】

○　令和７年度までの定期点検結果では、防災調節池・地下調節池ともに健全度１、２は確認されておらず、正常な機能を保っている状態である。また、施設の経年劣化による損傷が見受けられた場合は、必要に応じて、管理道や導水管の修繕、備品の取替等を行い、河川管理施設の機能維持に努めている。

【対象施設】

	施設数
防災調節地 地下調節地	8　施設





【角脇防災調節池】

【施設の点検】

区分	点検周期	点検方法
定期点検	出水期前に実施 １年に１回	調節機能を阻害するような状況を点検 調節施設と上下流河道を通常の河川巡視点検と合わせ目視により実施
	台風前に実施 １年に１回	

2．2　課題

○　令和８年３月末時点で、健全度１、２が確認されていないため、早急な対策を要する箇所はないが、今後、損傷が確認された場合は、必要な修繕を実施し、現行水準の機能維持を図る必要がある。

○　このため、劣化の進行状況の確認や著しい損傷の早期発見を目的とした定期点検や詳細点検を継続的に実施し、施設の状態把握を行う必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　前枠組みの主な取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としながら、必要な修繕費の確保していく。

○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
防災調節池 地下調節池	健全度１、２を発生させないよう、現状の健全度を維持する。	―

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

【防災調節池】

最新の点検結果では、健全度１、２に該当する変状・損傷は見受けられない。引き続き、施設の状況を継続的に監視するとともに、健全度１、２が発生しないよう必要な修繕を行い、現行水準を維持していく必要がある。

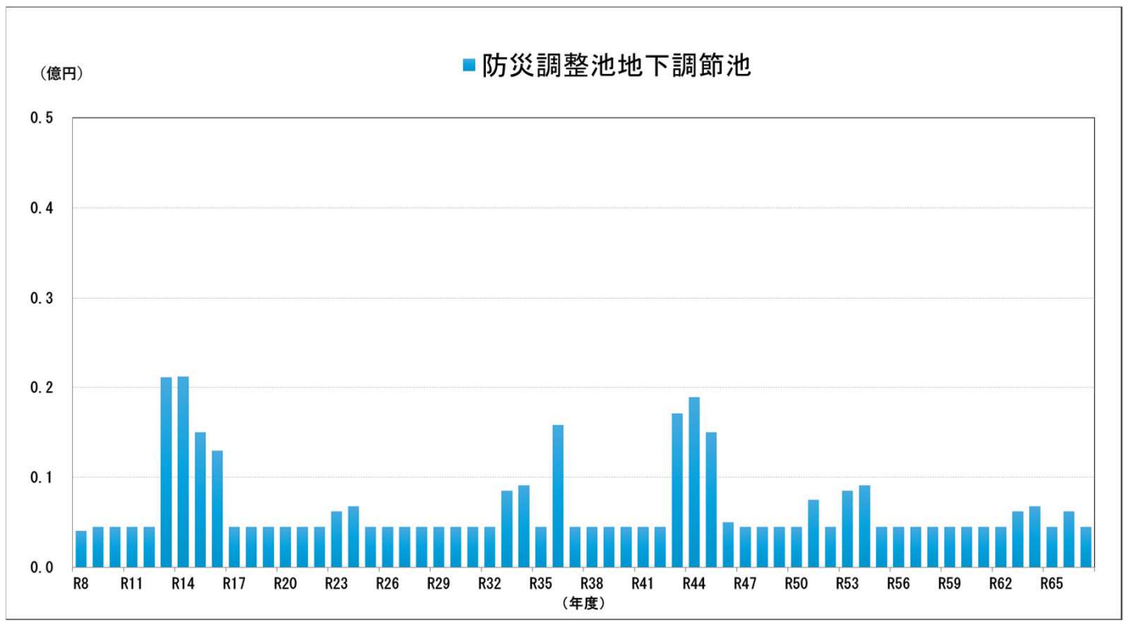
【地下調節池】（新安川流域調節池）

最新の点検結果からは、施設機能に影響を及ぼす損傷は確認されていない。引き続き、施設の状況を継続的に監視するとともに、健全度１、２が発生しないよう必要な修繕を行い、現行水準を維持していく必要がある。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　予防保全型の維持管理による施設の長寿命化に取り組むことで修繕費の平準化を図り、将来60年の間で発生する修繕費から、ライフサイクルコストを算定。点検に要する費用を含んでいる。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に向けた修繕費確保への取組】

○　計画的に修繕を図ることにより修繕費用を平準化し、必要な修繕費を確保する。

【多様な主体との連携】

○　国が行う河川維持管理会議等を活用し、国や他県等と情報共有しながら、より効果的かつ効率的な維持管理に取り組む。

河川トンネル　修繕方針【概要版】（案）

河川課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
河川トンネル	健全度１、２を発生させないよう、現状の健全度を維持する。 緊急を要する箇所が発生した場合は、速やかに修繕を行う。

健全度	1　(E)	2　(E)	3　(S、C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　取組期間内において、目標とする維持管理水準を達成した。

施設	維持管理水準
河川トンネル	定期点検等の結果、新たな健全度１、２の発生はない。

2．施設の管理状況と課題

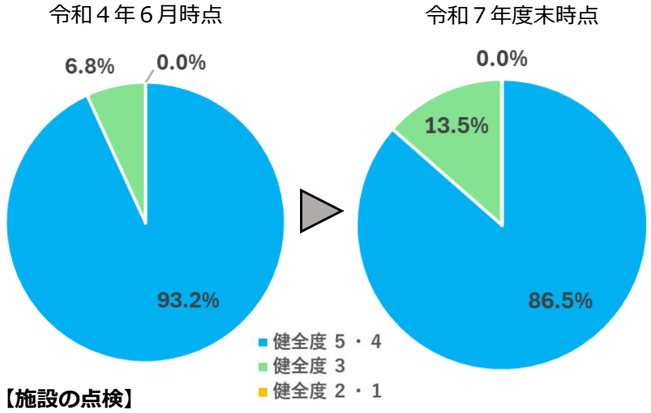
2．1　施設の管理状況

【健全度の状況】

○　施設整備後の経過年数が長い宮領川放水路において、過去に繰り返し補修・補強工事を行い、施設の機能維持に取り組んできた。近年は、片丘川ゲート設備を対象に維持修繕を実施するなどし、施設の機能維持を図っている。

【対象施設】

施設	施設数
河川トンネル	3　施設





【八幡川放水路】

【施設の点検】

区分	点検周期	目的
定期点検	出水期前に実施　１年に１回	流下能力を阻害するような状況を目視により定期的に実施
	台風前に実施　１年に１回	
詳細点検	5年に１回	河川トンネルの変状やその進行性を把握し、河川トンネルの保全を図るとともに、機能低下を防止するために定期的に実施

2．2　課題

○　令和８年３月末時点で、健全度１、２が確認されていないため、早急な対策を要する箇所はないが、今後、損傷が確認された場合は、必要な修繕を実施し、現行水準の機能維持を図る必要がある。

○　このため、劣化の進行状況の確認や著しい損傷の早期発見を目的とした定期点検や詳細点検を継続的に実施し、施設の状態把握を行う必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　前枠組みの主な取組内容に影響を与える大幅な状況変化はないことから、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としながら、必要な修繕費の確保していく。

○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
河川トンネル	健全度１、２を発生させないよう、現状の健全度を維持する。	―

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

○　最新の点検結果より、八幡川放水路は、健全度４、５が約100%。宮領川放水路は、健全度４、５が45%、健全度３が約55%。片丘川放水路は、健全度５が約87%、健全度３が約13%であり、施設の機能に支障は生じていない。

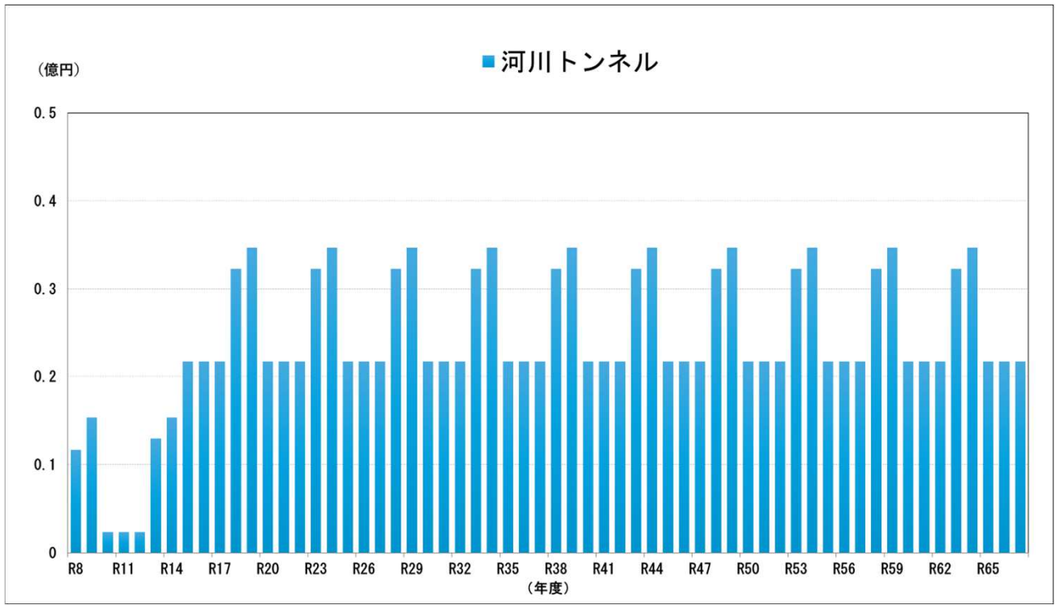
○　今後も引き続き、定期点検・詳細点検を継続的に実施し、変状の進行を監視・正常な機能の維持に努め、健全度１、２を発生させないよう計画的に修繕を行う。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　予防保全型の維持管理による施設の長寿命化に取り組むことで修繕費の平準化を図り、将来60年の間で発生する修繕費から、ライフサイクルコストを算定。

○　点検に要する費用を含んでいる。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に向けた修繕費確保への取組】

○　計画的に修繕を図ることにより修繕費用を平準化し、必要な修繕費を確保する。

【多様な主体との連携】

○　国が行う河川維持管理会議等を活用し、国や他県等と情報共有しながら、より効果的かつ効率的な維持管理に取り組みます。

ダム　修繕方針【概要版】（案）

河川課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
ダム施設	長寿命化計画に基づき、定期的に設備の交換を行います。また、ダムの機能に支障を及ぼすような故障及び健全度１、２の箇所があれば速やかに修繕を行う。

健全度	1　(E)	2　(C)	3　(B)	4　(A)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　ダム修繕方針における予防保全型施設を対象として、ダム長寿命化計画に基づき、それぞれの耐用年数に応じて定期的に設備の交換を行うとともに、点検結果から得られる健全度を基に修繕・設備の交換を行った結果、維持管理水準を達成した。
○　また、維持管理の更なる効率化を目的として、ドローンを活用した簡易点検を実施した。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）
ダム施設	13　設備	13　設備（100%）

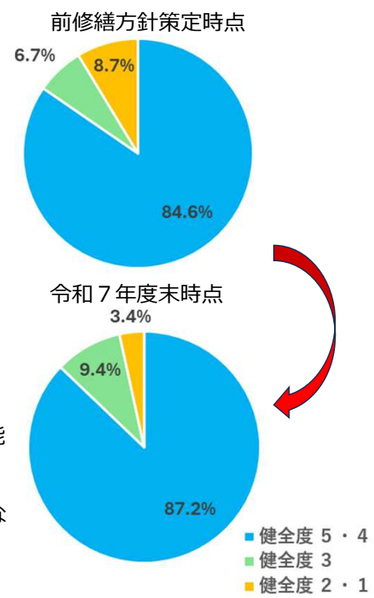
2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理施設数
取水・放流設備	12　基
電気通信設備	12　基
監視制御設備	12　基
観測・計測設備	12　基
放流警報設備	11　基
堤体等	12　基
ダム付属物	12　基
貯水池付属設備	12　基

【健全度の状況】

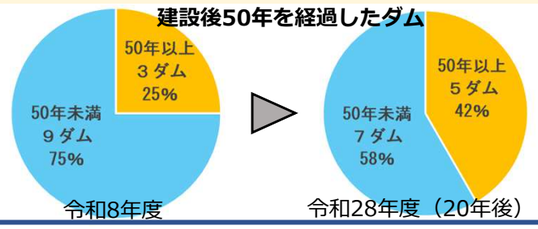


【施設の点検】

○　広島県ダム定期点検整備基準・同解説（H28.4）に基づき、施設の機能を維持するため、日常管理における巡視・点検を行うこととしており、簡易点検、定期点検、詳細点検、緊急点検に区分して実施する。
○　簡易点検において、目視による点検を行い、定期点検において、必要な点検器具や機械を使用し、各施設の変状を把握している。また、著しい変状が確認された場合や、変状の状態把握が困難な場合は詳細点検を実施する。

2．2　課題

○　「予防保全型」維持管理として、ダム長寿命化計画を策定し、各施設の維持管理を実施しているが、今後、老朽化する施設が増え、更なる設備更新が見込まれる。
○　また、施設の老朽化に伴い突発的な故障による緊急保全の増加も想定されることから、対策費用の確保が課題である。



3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

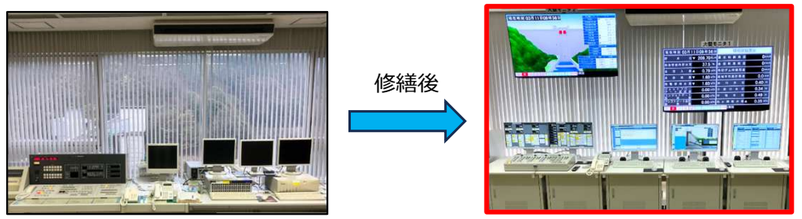
○　前枠組みで掲げた「長寿命化（老朽化）対策の実施」を基本としながら、必要な修繕費の確保やデジタル技術等を活用した、維持管理の高度化・効率化によるライフサイクルコストの縮減により、予防保全型の維持管理を目指す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
ダム施設	健全度1、2と判定された設備の修繕を全て完了するとともに、更新計画に基づく設備の交換を行う。	13　設備

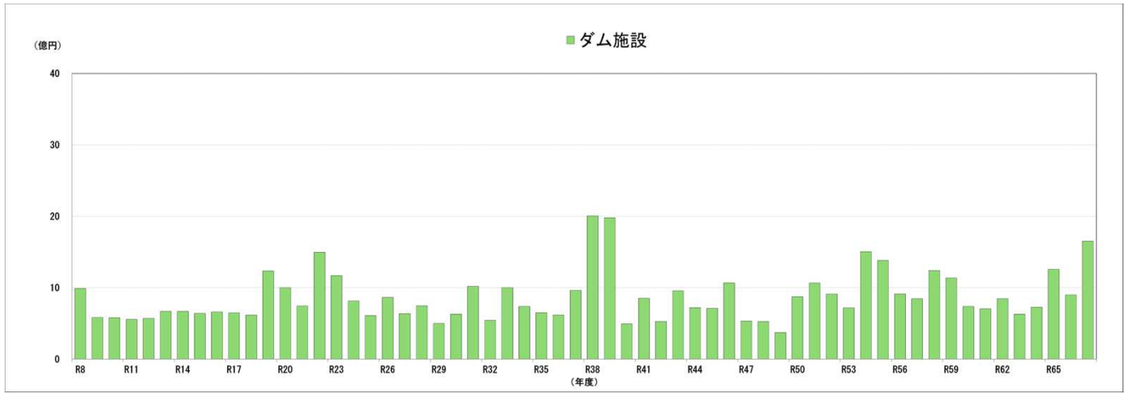
修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。



3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　各ダムにおけるダム長寿命化計画を基に老朽化対策に係る今後60年間の修繕費の試算。
○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ修繕費の試算を見直し、予防保全による対応が可能な施設において、点検・整備を行うことにより、交換年数を延長し、費用の平準化を図る。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費確保への取組】

○　計画的に修繕を図ることにより、修繕費用を平準化し、必要な修繕費を確保する。

【維持管理の更なる効率化】

○　ドローンの活用により、施設点検の高度化・効率化を図る。

【多様な主体との連携】

○　国主催の維持管理に関する講習会等の活用により、国や他県等と情報共有し、より効果的・効率的な維持管理に取り組む。



ドローンによる施設点検状況

砂防堰堤　修繕方針【概要版】（案）

砂防課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
砂防堰堤	健全度１の砂防堰堤の修繕をすべて完了し、その後は健全度３の砂防堰堤のうちグループ１（最下流堰堤等の袖部・天端など）の修繕を実施します。特に、旧基準で設計されている昭和52年以前に建設された砂防堰堤から優先的に行う。

健全度	1　(E)	2　(－)	3　(C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　令和２年度末までの定期点検の結果、健全度が最も低く、緊急的に修繕を行う必要があると評価された健全度１のうち一部の施設に対して修繕工事等を実施した。一部の施設において、修繕箇所へのアクセスが困難、大規模修繕が必要であり時間を要するなどといった理由から未修繕となっている。

○　砂防堰堤の点検においてドローンを活用できることとした。ドローンを活用することでアクセス困難な場所や近接目視による点検が困難な施設において、安全かつ迅速に定点撮影や変状を把握することができた。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
砂防堰堤	21　基	7　基（33%）	21　基（100%）

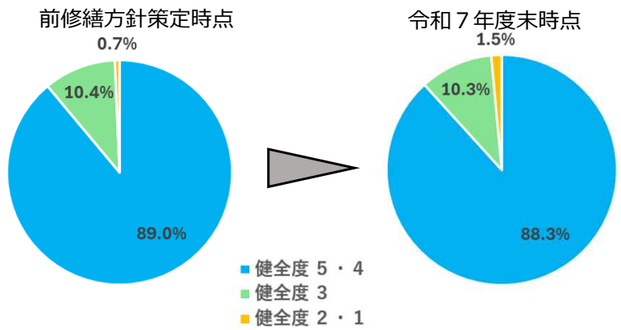
2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【健全度の状況】

○　健全度１が占める割合は前修繕方針策定時点では約１%であったが、令和７年度末時点では約２%となっている。健全度４、5が占める割合は、前修繕方針策定時点では約89%であったが、令和７年度末時点では約88%となっている。健全度１の施設が増加している状況である。

○　定期点検結果を基に、「維持・修繕・改築・更新」といった対策を実施している。



【対象施設、施設の点検】

施設	管理施設数	点検方法
砂防堰堤	2,253 基	施設毎に５年に１回実施する定期点検を通じて、機能及び性能の状況を把握

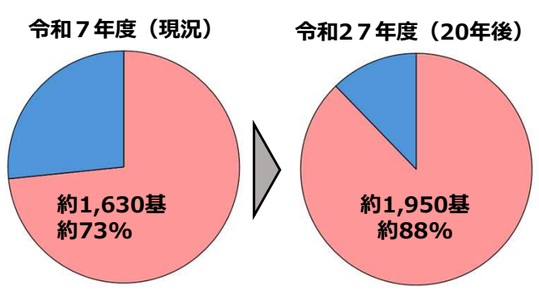
2．2　課題

○　予防保全型維持管理を目指している施設であるが、健全度が低い（健全度１）すべての施設の修繕に着手できておらず、現時点では予防保全型の維持管理の実現には至っていない。

○　健全度１が増加している原因の一つとして、非常に多くの砂防堰堤が建設後50年を超えていることが挙げられる。

○　現況では建設後50年を経過する施設は全体の約73%である。20年後には老朽化した施設が全体の約88%となることから、老朽化した施設が急速に増大することが予想される。定期点検などにより損傷状況の確認を行い、計画的な修繕とそれに必要な修繕費の確保に努める必要がある。

建設後50年以上の砂防堰堤基数



3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

取組期間は「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と同様、令和８年度から令和12年度までの５年間とし、最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の検討や施設分類ごとの劣化予測を行い、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
砂防堰堤	健全度１の砂防堰堤の修繕を全て完了する。	33　基

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【試算の考え方】

○　限られた財源の中で施設の性能及び機能を維持するため、対策費用の平準化を図り、今後必要な修繕費を試算する。

○　定期点検結果を基に、健全度1・３・４の施設すべての対策を26年以内に完成する。

○　健全度１の施設について、優先的に修繕を実施する。

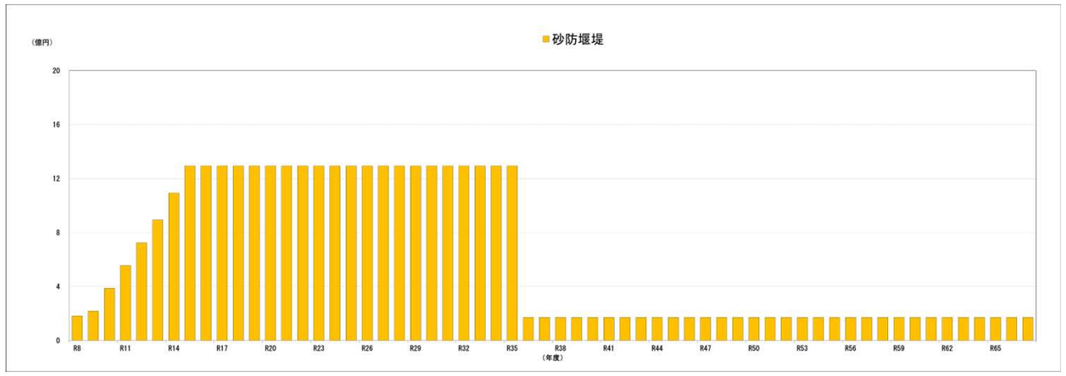
○　対策費用は施設単位で算出する。

○　健全度１・３の施設の事業費は実績に基づき、補修工法に応じた対策単価を設定し、延長や面積を乗じて修繕費を算出する。

○　健全度４の施設は、健全度１・３の修繕費から施設当たりの単価を設定して修繕費を算定する。

○　補修後の健全度は、全て健全度５に回復するものとする。

○　点検費用は過去の実績をもとに一定額で計上する。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用する。

○　砂防堰堤の補修工法に関連する新技術を活用し、ライフサイクルコストのさらなる縮減を目指す。

○　予防保全型維持管理による将来的に必要となるコストを低減する。

【維持管理の更なる効率化】

○　令和８年度から令和12年度までの5年間において、砂防堰堤を含めたすべての砂防関係施設を対象にドローン等を活用した点検計画を策定する。



ドローンを用いた砂防関係施設の点検（広島市安佐北区）

渓流保全工　修繕方針【概要版】（案）

砂防課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

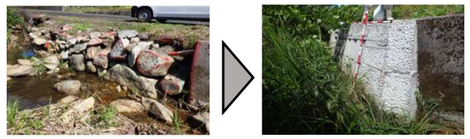
施設	維持管理水準
渓流保全工	健全度１の渓流の修繕をすべて完了し、その後は、経年変化等で新たに発生する健全度１の渓流と健全度３の渓流のうちグループ１（最下流堰堤等の袖部・天端など）の修繕を実施する。

健全度	1　(E)	2　(－)	3　(C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　令和２年度末までの定期点検の結果、健全度が最も低く、緊急的に修繕を行う必要があると評価された健全度１のすべての施設に対して修繕工事等を実施し、維持管理水準の目標を達成した。
○　渓流保全工において、360度カメラを活用した点検を実施した。360度カメラは現地での写真の撮り忘れ防止と撮影角度の修正が可能であり、手戻り防止に大いに役立った。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）
渓流保全工	5　渓流	5　渓流（100%）



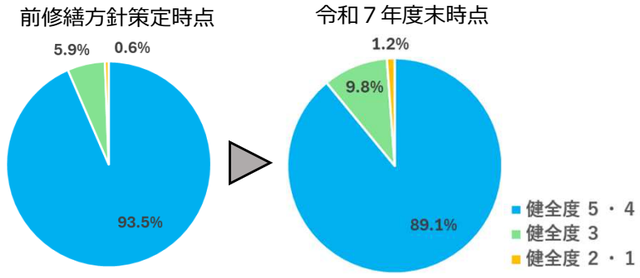
修繕事例（護岸工の修復）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【健全度の状況】

○　健全度１が占める割合は、前修繕方針策定時点、令和７年度末時点ともに約１%となっている。健全度３が占める割合は前修繕方針策定時点では約6%であったが、令和７年度末時点では約10%となっている。健全度3の割合が増加している一方で、健全度４、5の施設数は減少している。
○　点検結果を基に評価し、「維持・修繕・改築・更新」といった対策を実施している。

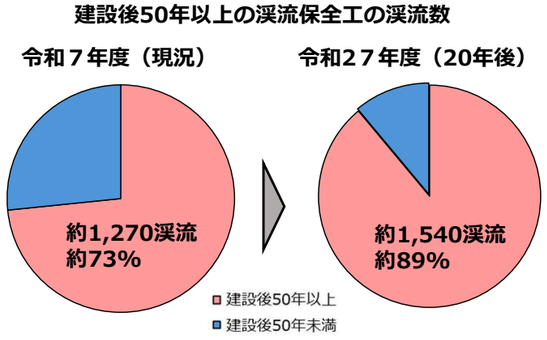


【対象施設、施設の点検】

施設	管理施設数	点検方法
渓流保全工	1,782　渓流	施設毎に５年に１回実施する定期点検を通じて、機能及び性能の状況を把握

2．2　課題

○　予防保全型維持管理を目指している施設であるが、健全度が低い（健全度１）すべての施設の修繕には着手できておらず、現時点では予防保全型の維持管理の実現には至っていない。健全度１、３が増加している原因の一つとして、非常に多くの渓流保全工が建設後50年を超えていることが挙げられる。
○　現況では建設後50年を経過する施設は全体の約73%である。20年後には老朽化した施設が全体の約89%となることから、老朽化した施設が急速に増大することが予想される。定期点検などにより損傷状況の確認を行い、計画的な修繕とそれに必要な修繕費の確保に努める必要がある。



3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

計画期間は「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と同様、令和８年度から令和12年度までの５年間とし、最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の検討や施設分類ごとの劣化予測を行い、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

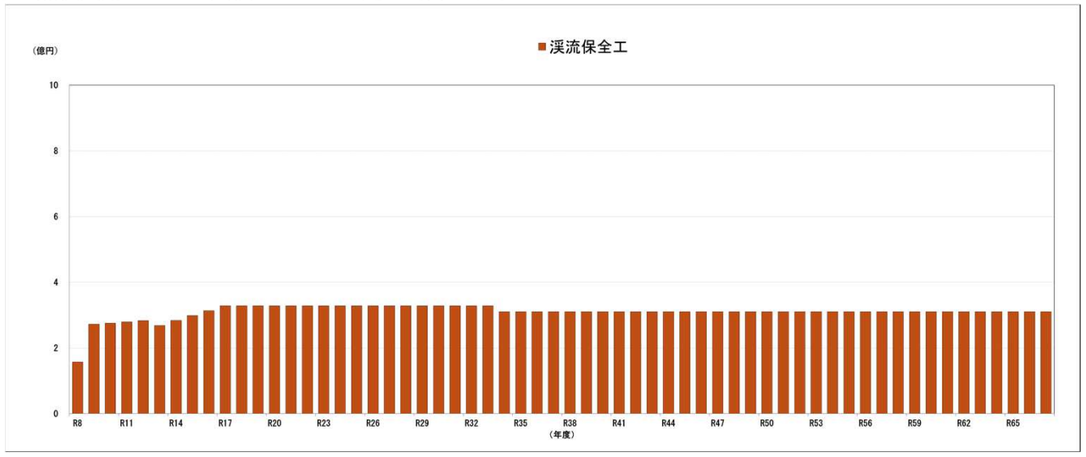
施設	維持管理水準	修繕対象
渓流保全工	健全度１の渓流の修繕を全て完了する。	21　渓流

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　限られた財源の中で施設の性能及び機能を維持するため、対策費用の平準化を図り、今後必要な修繕費を試算する。
○　定期点検結果を基に、健全度1、３、４の施設すべての対策を26年以内に完成する。
○　健全度１の施設について、優先的に修繕を実施する。
○　対策費用は施設単位で算出する。
○　健全度１、３の施設の事業費は実績に基づき、補修工法に応じた対策単価を設定し、延長や面積を乗じて修繕費を算出する。
○　健全度４の施設は、健全度１、３の修繕費から施設当たりの単価を設定して修繕費を算定する。
○　補修後の健全度は、全て健全度５に回復するものとする。
○　点検費用は過去の実績をもとに一定額で計上する。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的な活用を行う。
○　渓流保全工の補修工法に関連する新技術の活用による、ライフサイクルコストの更なる縮減を目指す。
○　予防保全型維持管理による将来的に必要となるコストを低減する。

【維持管理の更なる効率化】

○　令和８年度から令和12年度までの5年間において、渓流保全工を含めたすべての砂防関係施設を対象にドローン等を活用した点検計画を策定する。



360度カメラを用いた渓流保全工の点検
（広島市安佐南区）

急傾斜地崩壊防止施設　修繕方針【概要版】（案）

砂防課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
擁壁工 法枠工等	健全度１の施設の修繕を完了し、その後は健全度３の施設の修繕を実施する。

健全度	1　(E)	2　(－)	3　(C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　令和２年度末までの定期点検の結果、健全度が最も低く、緊急的に修繕を行う必要があると評価された健全度１のすべての施設について修繕工事等を実施し、維持管理水準を達成した。
○　一部の急傾斜地崩壊防止施設において、ドローンを活用した点検を実施した。アクセス困難な場所や近接目視による点検が困難な施設において、安全かつ迅速に定点撮影や変状を把握することができた。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）
擁壁工 法枠工等	7　施設	7　施設（100%）



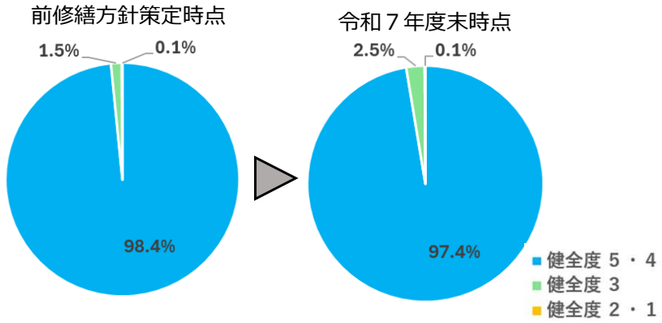
修繕事例（モルタル吹付工の修復）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【健全度の状況】

○　健全度１、３が占める割合は、前修繕方針策定時点では約２%であったが、令和７年度末時点では約３%となっており、健全度１、３の施設の割合が微増している。
○　定期点検の結果から、擁壁背後や排水施設に堆積した土砂等の除去、法面工や擁壁に繁茂した植生の伐採等の日常的な維持として必要な対応は速やかに実施することとしている。

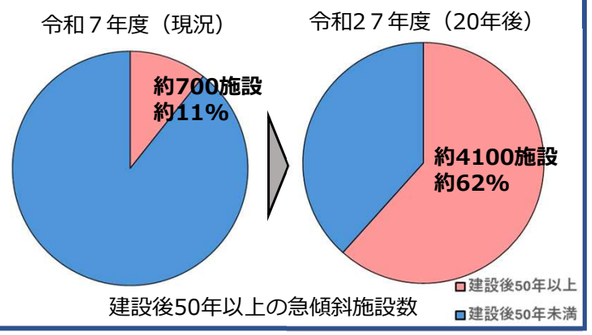


【対象施設、施設の点検】

施設	管理施設数	点検方法
擁壁工 法枠工等	3,942　施設 2,694　施設	施設毎に５年に１回実施する定期点検を通じて、機能及び性能の状況を把握

2．2　課題

○　現況では建設後50年を経過する施設は全体の約11%であるが、今後20年後には老朽化した施設が全体の約62%となることから、老朽化した施設が急速に増大することが予想される。定期点検などにより損傷状況の確認を行い、計画的な修繕とそれに必要な修繕費の確保に努める必要がある。
○　予防保全型維持管理を目指している施設であるが健全度が低い（健全度１）すべての施設の修繕に着手できておらず、現時点では予防保全型の維持管理の実現には至っていない。



建設後50年以上の急傾斜施設数

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　取組期間は「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と同様、令和８年度から令和12年度までの５年間とし、最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の検討や施設分類ごとの劣化予測を行い、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

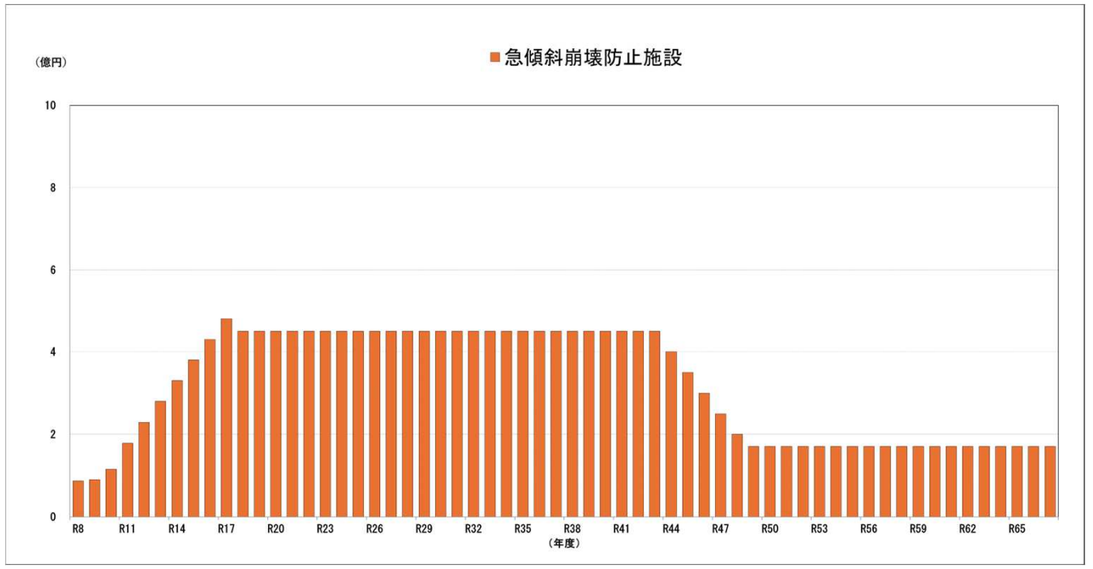
施設	維持管理水準	修繕対象
擁壁工 法枠工等	健全度１の施設の修繕を全て完了する。	6　施設

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　限られた財源の中で施設の性能及び機能を維持するため、対策費用の平準化を図り、今後必要な修繕費を試算する。
○　定期点検結果を基に、施設の経過年数に応じて健全度５、４の施設が健全度３に劣化する劣化率を設定する。
○　現状の健全度1、3の施設について、優先的に修繕を実施する。
○　その後、劣化率により推定される健全度３の施設を修繕する。
○　対策費用は施設単位で算出・集計する。
○　修繕費については補修工法に応じた対策単価を設定し、延長や面積を乗じて算出する。
○　補修後の健全度は、全て健全度５に回復するものとする。
○　点検費用は過去の実績をもとに一定額で計上する。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用する。
○　急傾斜崩壊防止施設の補修工法に関連する新技術の活用、ライフサイクルコストのさらなる縮減を目指す。
○　予防保全型維持管理による将来的に必要となるコストを低減する。

【維持管理の更なる効率化】

○　令和８年度から令和12年度までの5年間において、急傾斜施設を含めたすべての砂防関係施設を対象にドローン等を活用した点検計画を策定する。

地すべり防止施設修繕方針【概要版】（案）

砂防課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
抑制工 集水井工	健全度１の箇所の修繕をすべて完了する。

健全度	1　(E)	2　(－)	3　(C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　令和２年度末までの定期点検の結果、健全度が最も低く、緊急的に修繕を行う必要があると評価された健全度１のすべての施設について修繕工事等を実施し、維持管理水準を達成した。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）
抑制工 集水井工	9　施設	9　施設（100%）

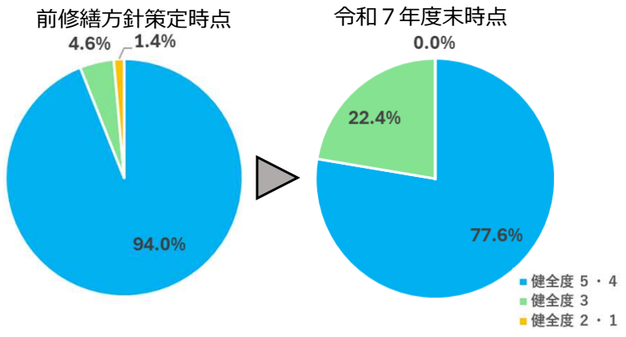
2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【施設の点検】

○　健全度１が占める割合は、前修繕方針策定時点では約１%であったが、令和７年度末時では0%となっている。健全度３が占める割合は、前修繕方針策定時点では約５%であったが、令和７年度末時点では約22%となっている。健全度１の施設が減少した一方で、健全度３の施設は増加している。

○　定期点検の結果から、排水施設に堆積した土砂等の除去、横ボーリング工の導水パイプの補修等の日常的な維持として必要な対応は速やかに実施することとしている。



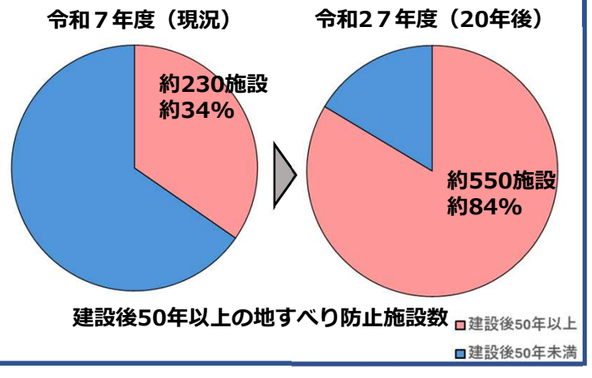
【対象施設、健全度の状況】

施設	管理施設数	点検方法
抑制工 集水井工	635　施設 18　施設	施設毎に５年に１回実施する定期点検を通じて、機能及び性能の状況を把握

2．2　課題

○　現況では建設後50年を経過する施設は全体の約34%であるが、今後20年後には老朽化した施設が全体の約84%となることから、老朽化した施設が急速に増大することが予想される。定期点検などにより損傷状況の確認を行い、計画的な修繕とそれに必要な修繕費の確保に努める必要がある。

○　健全度１が順調に対応できており、予防保全型維持管理へ移行しつつあるが、健全度３の施設が増加傾向であるため、健全度１が発生しないよう予防保全型の維持管理を徹底する必要がある。



3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　取組期間は「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と同様、令和８年度から令和12年度までの５年間とし、最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の検討や施設分類ごとの劣化予測を行い、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
抑制工 集水井工	健全度１を発生させないよう、優先度の高い施設から健全度３の修繕を行う。	3　施設

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　限られた財源の中で施設の性能及び機能を維持するため、対策費用の平準化を図り、今後必要な修繕費を試算する。

○　定期点検結果を基に、施設の経過年数に応じて健全度５、４の施設が健全度３に劣化する劣化率を設定する。

○　現状の健全度1、3の施設について、優先的に修繕を実施する。

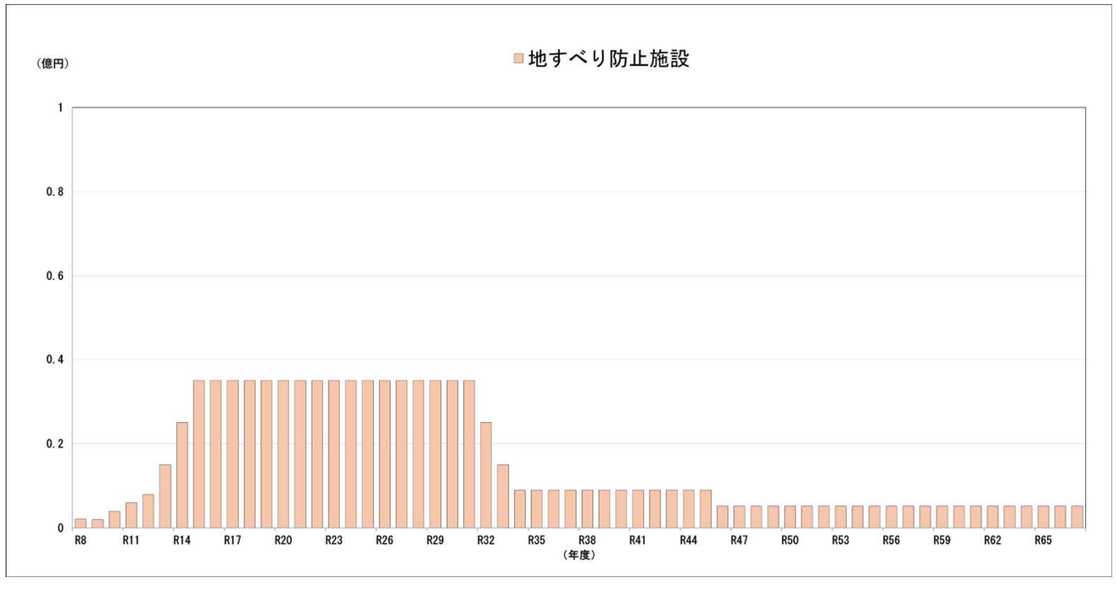
○　その後、劣化率により推定される健全度３の施設を修繕する。

○　対策費用は施設単位で算出・集計する。

○　修繕費については補修工法に応じた対策単価を設定し、延長や面積を乗じて算出する。

○　補修後の健全度は、全て健全度５に回復するものとする。

○　点検費用は過去の実績をもとに一定額で計上する。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業や起債制度の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用する。

○　地すべり防止施設の補修工法に関連する新技術の活用、ライフサイクルコストのさらなる縮減を目指す。

○　予防保全型維持管理による将来的に必要となるコストを低減する。

【維持管理の更なる効率化】

○　令和８年度から令和12年度までの5年間において、地すべり防止施設を含めたすべての砂防関係施設を対象にドローン等を活用した点検計画を策定する。

港湾漁港係留施設　修繕方針【概要版】

港湾漁港整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
係留施設	健全度１の施設のうち、緊急性の高い施設（定期航路を有する施設等）の修繕を完了し、その後は健全度１、２の施設の修繕を実施する。

健全度	1　(A)	2　(A)	3　(B)	4　(C)	5　(D)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　港湾・漁港の係留施設については、維持管理水準の向上に向け、緊急性の高い施設（定期航路を有する施設等）を対象に、利用状況や緊急性を踏まえて修繕優先度を設定し、計画的に修繕を実施した。その結果、修繕対象施設数の減少につなげるとともに、20施設中18施設で、修繕方針に基づく維持管理水準を達成した。

○　一方、修繕対象施設の一部では、当初計画箇所以外の優先度が高い箇所を先行して対応したため、計画箇所は定期的な劣化監視に留まり、２施設で維持管理水準が未達成となったが、このうち１施設は既に修繕に着手している。また、維持管理の更なる効率化に向けてマニュアルを改訂し、ドローン等を活用した施設点検を実施している。

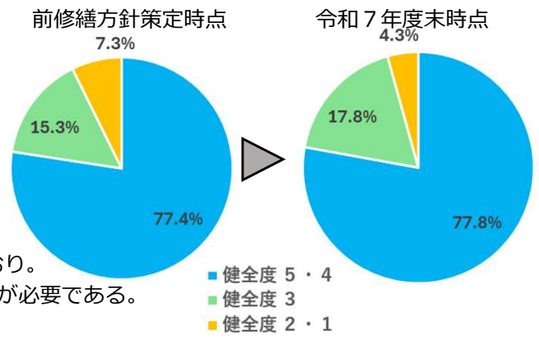
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
係留施設	20　施設	18　施（90%）	19　施（95%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理施設数	
	港湾	漁港
係留施設	岸壁　：　61施設 物揚場：297施設 船揚場：　34施設	岸壁　：　10施設 物揚場：219施設
	桟橋　：225施設 係船杭：　11施設	桟橋　：118施設



【健全度の状況】

令和２年度末と令和７年度末の健全度は円グラフのとおり。

令和７月末時点で、係留施設全体の約4%が早急に対策が必要である。

【施設の点検】

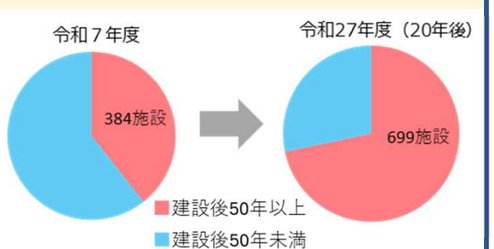
点検種別	点検の目的と概要	実施頻度
初回点検	建設直後は変状及び劣化は全く生じていないことが前提である。このことをシステムに登録するとともに、将来の定期（詳細）点検を容易にするため初期状態の施設情報を登録することを目的に実施される。	工事竣工時 初回の定期点検
日常点検	施設の劣化・損傷等を早期に発見するために、巡回等に併せて主要部材のみ劣化・損傷状態を評価し、対策区分を判定する点検。	年１回
定期点検	第三者被害の防止を図るため、施設の各部位の劣化・損傷等を近接又は各種試験等により把握・評価するとともに、対策区分を判定する点検。	５年以内ごとに１回
詳細点検	補修の必要性や補修方法の検討のために、劣化・損傷状態をより詳細に各種試験等により調査する点検。	定期点検等で必要と判断された時
緊急点検	地震、台風、集中豪雨等の災害や社会的に大きな事故が発生した場合に、必要に応じて近接目視又は各種試験等により実施する点検。	異常時直後速やかに

2．2　課題

○　健全度３の施設での修繕を目指しているものの、健全度１、２の施設の修繕が多くあることにより、実現に至っていない。

○　今後、建設後50年を経過する施設が急激に増加することにより、経年的な劣化に伴う損傷や部材等の耐用年数を迎えることから、修繕費についても増加することが予想される。

○　定期点検等による損傷状況や管理水準、利用状況を踏まえて、対策の優先順位を決定し、計画的な修繕を実施する必要がある。



3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　人口減少の更なる進展など、社会情勢の変化はあるものの、前枠組みにおける「主な取組内容」に影響を及ぼす大幅な状況変化はない。このため、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としつつ、必要な修　繕費の確保や、新技術の更なる活用によるライフサイクルコストの縮減、既存施設の統廃合・機能の集約化及び転換、デジタル技術の活用による点検の高度化等により、老朽化対策を一層推進し、予防保全型の維持管理への早期移行を目指す。

○　令和7年度末の施設点検結果を踏まえ、維持管理水準の設定及び劣化予測に基づき、老朽化対策に係る60年間の修繕費試算を見直すとともに、今後5年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
係留施設	健全度１の施設の修繕を全て完了する。	20　施設

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　劣化予測に基づき、各施設の健全度の将来推移を設定する。

○　健全度が1、2または3に移行した年度を、補修実施のタイミング（修繕費計上年度）とする。

○　点検の健全度ランクごとに、代表的な補修工法及び標準的な修繕単価（例：円／m）を設定する。

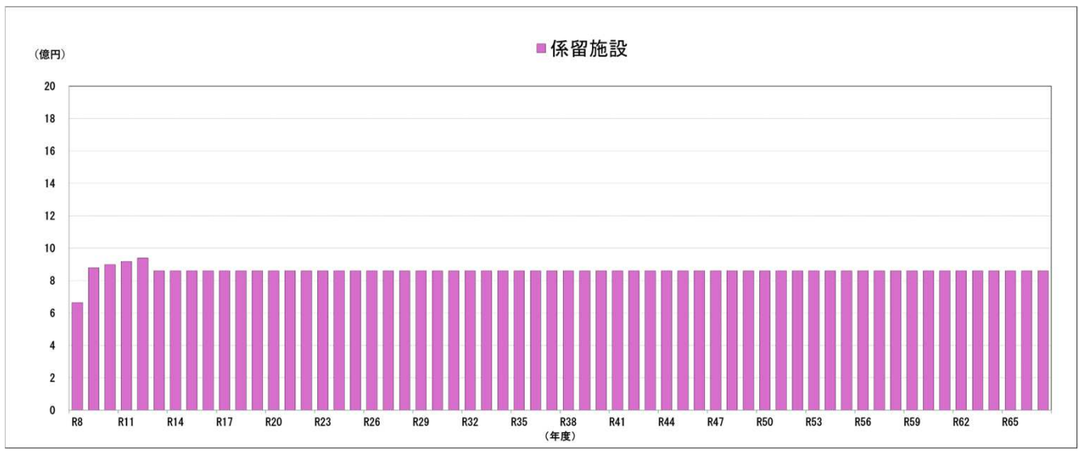
○　各施設の修繕費は、修繕単価 × 対象施設の延長（数量）で算出する。

○　施設別に算出した修繕費を年度ごとに積み上げ、各年度の修繕費（平準化前の年度別試算額）を算定する。

○　補修後の健全度は、健全度5へ回復するものとする（補修後は再び劣化予測に沿って低下）。

○　上記で算定した平準化前の試算額（対象期間の合計額）を算出する。

○　合計額を対象期間（60年）で除し、年平均の修繕費（平準化後の試算額）を算定する。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業の活用等、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用する。

○　「広島県建設分野の革新技術活用制度」や国土交通省の「新技術情報共有システム（NETIS）」等に記載されている新技術の活用により、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減する。

○　既存施設の統廃合と機能集約・転換で更新需要を平準化し維持管理費を最適化するとともに、新技術・新工法と予防保全の導入によりライフサイクルコスト（LCC）を削減する。

【維持管理の更なる効率化】

○　人手不足等に対応するため、タブレット等のデジタル技術を活用して点検業務を効率化する。

港湾漁港外郭施設　修繕方針【概要版】

港湾漁港整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
外郭施設	健全度１の施設のうち、緊急性の高い施設（湾内に定期航路を有する施設等）の修繕を完了し、その後は健全度１、２の施設の修繕を実施する。

健全度	1　(A)	2　(A)	3　(B)	4　(C)	5　(D)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　港湾・漁港の外郭施設については、維持管理水準の向上に向け、緊急性の高い施設（湾内に定期航路を有する施設等）を対象に、利用状況や緊急性を踏まえて修繕優先度を設定し、計画的に修繕を実施した。その結果、修繕対象施設数の減少につなげるとともに、10施設中8施設で、修繕方針に基づく維持管理水準を達成した。

○　一方、修繕対象施設の一部では、当初計画箇所以外の優先度が高い箇所を先行して対応したため、計画箇所は定期的な劣化監視に留まり、２施設で維持管理水準が未達成となったが、このうち１施設は既に修繕に着手している。また、維持管理の更なる効率化に向けてマニュアルを改訂し、ドローン等を活用した施設点検を実施している。

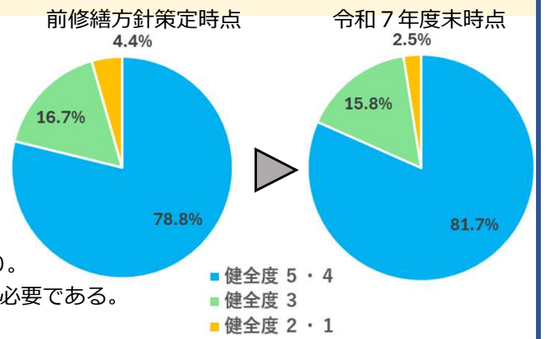
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
外郭施設	10　施設	8　施設（80%）	9　施設（90%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理施設数	
	港湾	漁港
外郭施設	防波堤：354施設 防砂堤：　25施設 導流堤：　18施設	防波堤：173施設 防砂堤：　28施設 導流堤：　2施設



【健全度の状況】

令和２年度末と令和７年度末の健全度は円グラフのとおり。

令和７月末時点で、外郭施設全体の約3%が早急に対策が必要である。

【施設の点検】

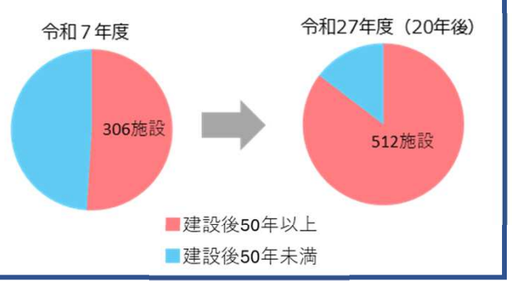
点検種別	点検の目的と概要	実施頻度
初回点検	建設直後は変状及び劣化は全く生じていないことが前提である。このことをシステムに登録するとともに、将来の定期（詳細）点検を容易にするため初期状態の施設情報を登録することを目的に実施される。	工事竣工時 初回の定期点検
日常点検	施設の劣化・損傷等を早期に発見するために、巡回等に併せて主要部材のみ劣化・損傷状態を評価し、対策区分を判定する点検。	年１回
定期点検	第三者被害の防止を図るため、施設の各部位の劣化・損傷等を近接又は各種試験等により把握・評価するとともに、対策区分を判定する点検。	５年以内ごとに１回
詳細点検	補修の必要性や補修方法の検討のために、劣化・損傷状態をより詳細に各種試験等により調査する点検。	定期点検等で必要と判断された時
緊急点検	地震、台風、集中豪雨等の災害や社会的に大きな事故が発生した場合に、必要に応じて近接目視又は各種試験等により実施する点検。	異常時直後速やかに

2．2　課題

○　健全度３の施設での修繕を目指しているものの、健全度１、２の施設の修繕が多くあることにより、実現に至っていない。

○　今後、建設後50年を経過する施設が急激に増加することにより、経年的な劣化に伴う損傷や部材等の耐用年数を迎えることから、修繕費についても増加することが予想される。

○　定期点検等による損傷状況や管理水準、利用状況を踏まえて、対策の優先順位を決定し、計画的な修繕を実施する必要がある。



3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　人口減少の更なる進展など、社会情勢の変化はあるものの、前枠組みにおける「主な取組内容」に影響を及ぼす大幅な状況変化はない。このため、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としつつ、必要な修　繕費の確保や、新技術の更なる活用によるライフサイクルコストの縮減、既存施設の統廃合・機能の集約化及び転換、デジタル技術の活用による点検の高度化等により、老朽化対策を一層推進し、予防保全型の維持管理への早期移行を目指す。

○　令和7年度末の施設点検結果を踏まえ、維持管理水準の設定及び劣化予測に基づき、老朽化対策に係る60年間の修繕費試算を見直すとともに、今後5年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
外郭施設	健全度１の施設の修繕を全て完了する。	4　施設

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　劣化予測に基づき、各施設の健全度の将来推移を設定する。

○　健全度が1、2または3に移行した年度を、補修実施のタイミング（修繕費計上年度）とする。

○　点検の健全度ランクごとに、代表的な補修工法及び標準的な修繕単価（例：円／m）を設定する。

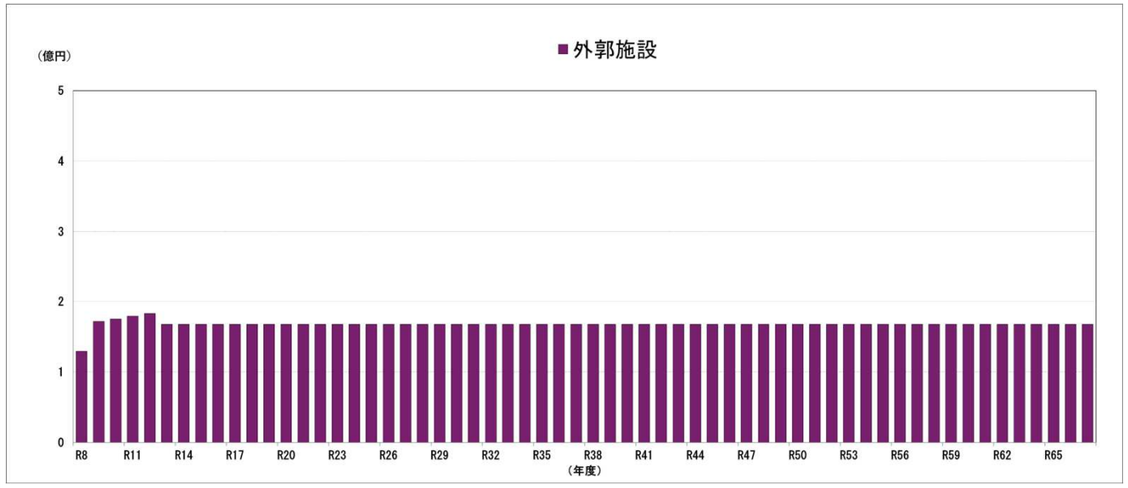
○　各施設の修繕費は、修繕単価 × 対象施設の延長（数量）で算出する。

○　施設別に算出した修繕費を年度ごとに積み上げ、各年度の修繕費（平準化前の年度別試算額）を算定する。

○　補修後の健全度は、健全度５へ回復するものとする（補修後は再び劣化予測に沿って低下）。

○　上記で算定した平準化前の試算額（対象期間の合計額）を算出する。

○　合計額を対象期間（60年）で除し、年平均の修繕費（平準化後の試算額）を算定する。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業の活用等、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用する。

○　「広島県建設分野の革新技術活用制度」や国土交通省の「新技術情報共有システム（NETIS）」等に記載されている新技術の活用により、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減する。

○　既存施設の統廃合と機能集約・転換で更新需要を平準化し維持管理費を最適化するとともに、新技術・新工法と予防保全の導入によりライフサイクルコスト（LCC）を削減する。

【維持管理の更なる効率化】

○　人手不足等に対応するため、タブレット等のデジタル技術を活用して点検業務を効率化する。

港湾漁港臨港交通施設　修繕方針【概要版】

港湾漁港整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
臨港交通施設施設（橋梁）	健全度１の施設のうち、緊急性の高い施設（緊急輸送道路に位置付けられている施設等）の修繕を完了し、その後は健全度１、２の施設の修繕を実施する。

健全度	1　(Ⅳ)【Ⅲ】	2　(Ⅲ)【Ⅲ】	3　(Ⅱ)【Ⅱ】	4　(Ⅰ)【Ⅰ】	5　(Ⅰ)【Ⅰ】
評価	悪				良

※健全度区分　（　）：橋梁、【　】：臨港道路

1．2　取組成果

○　港湾・漁港の臨港交通施設については、維持管理水準の向上に向け、緊急性の高い施設（緊急輸送道路に位置付けられている施設等）を対象に、利用状況や緊急性を踏まえて修繕優先度を設定し、計画的に修繕を実施した。その結果、修繕対象施設数の減少につなげるとともに、3施設中2施設で、修繕方針に基づく維持管理水準を達成した。

○　一方、修繕対象施設の一部では、事業規模が大きく完了までに時間を要していることから、現時点では計画箇所の定期的な劣化監視に留まっており、1施設で維持管理水準が未達成となっている。ただし、既に全施設について修繕に着手している。また、道路巡視車両に搭載されたドライブレコーダーを活用し、路面状況の点検を実施している。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
橋梁	3　橋	2　橋（67%）	3　橋（100%）

※舗装は健全度1、2を発生させないよう、優先度の高い施設から健全度3の修繕を実施した。

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

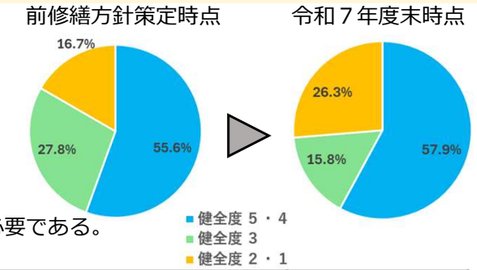
【対象施設】

施設	管理施設数	
	港湾	漁港
臨港交通施設	橋梁：13橋 舗装：74km	橋梁：　6橋 舗装：12km

【健全度の状況】

令和２年度末と令和７年度末の健全度は円グラフのとおり。

令和７月末時点で、臨港交通施設全体の約26%が早急に対策が必要である。



【施設の点検】

点検区分	点検の内容	実施頻度
日常点検	異常や損傷などの状況を把握し、必要に応じて応急的な措置を実施	年１回
定期点検	・橋梁の損傷度を定量的に評価、近接目視による点検 ・必要に応じて触診や打音、床版点検者での点検を併用 ・損傷状況を「広島県橋梁定期点検要領」に従って、適切な方法で定期点検調書に記録 ・点検結果に基づいて健全度を評価	５年以内ごとに１回
異常時点検	地震時や異常気象時、点検リストに記載された橋梁について点検を実施（一次点検、二次点検）	適宜
詳細調査	定期点検等で異常が見つかった橋梁について、各種試験棟を実施して損傷の状態をより精度良く把握し、補修・補強工法を検討するために実施	適宜

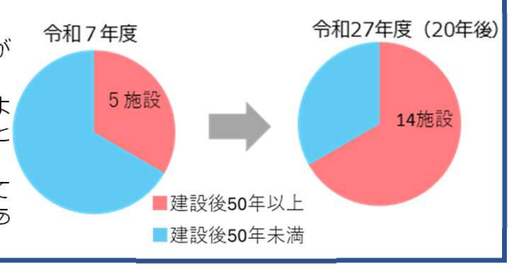
2．2　課題

○　健全度３の施設での修繕を目指しているものの、健全度１、２の施設の修繕が多くあることにより、実現に至っていない。

○　令和２年度末から令和７年度末までに健全度１、２の施設が増加している。

○　今後、建設後50年を経過する施設が急激に増加することにより、経年的な劣化に伴う損傷や部材等の耐用年数を迎えることから、修繕費についても増加することが予想される。

○　定期点検等による損傷状況や管理水準、利用状況を踏まえて、対策の優先順位を決定し、計画的な修繕を実施する必要がある。



3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　人口減少の更なる進展など、社会情勢の変化はあるものの、前枠組みにおける「主な取組内容」に影響を及ぼす大幅な状況変化はない。このため、前枠組みで掲げた「主な取組内容」を基本としつつ、必要な修繕費の確保や、新技術の更なる活用によるライフサイクルコストの縮減、デジタル技術の活用による点検の高度化等により、老朽化対策を一層推進し、予防保全型の維持管理への早期移行を目指す。

○　令和7年度末の施設点検結果を踏まえ、維持管理水準の設定及び劣化予測に基づき、老朽化対策に係る60年間の修繕費試算を見直すとともに、今後5年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
橋梁	健全度２の優先度の高い橋梁の修繕を全て完了する。	3　橋

※優先度の高いとは、緊急輸送道路への位置付けなど

※舗装は健全度１、2を発生させないよう、現状の健全度を維持する。

※修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　部材を、①劣化予測に基づき補修する部材（床版、主桁・横桁、橋脚、橋台）と、②取替サイクルに基づき更新する部材（支承、伸縮装置）に区分する。

○　①については、劣化予測により健全度が１または２に移行した時点で、修繕単価に橋面積等及び修繕率を乗じて修繕費を算出し、これを積み上げることで各年度の修繕費を算定する。

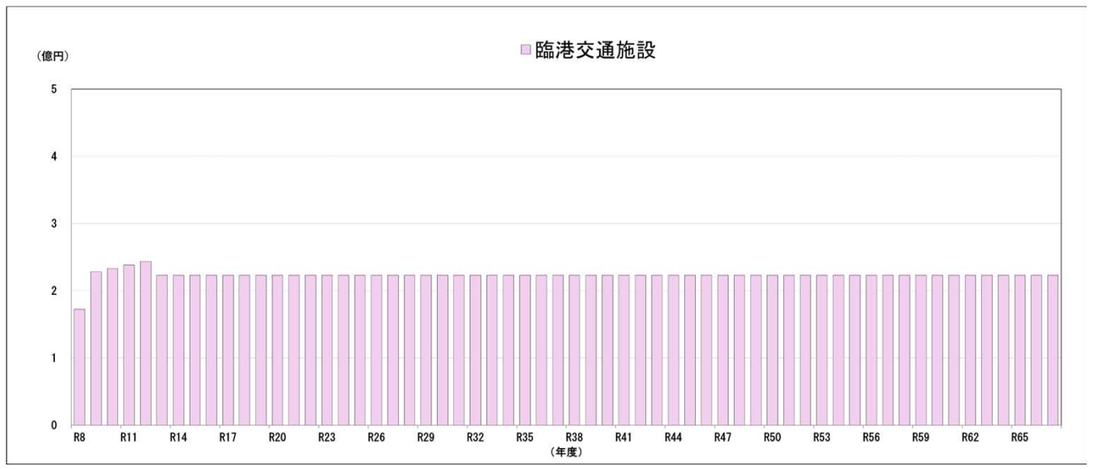
○　各部材の補修工法及び補修工費は、点検健全度ランクごとに代表的な工法と標準単価を設定する。

○　②については、設定した取替サイクルに基づき、取替年度に標準的な取替単価を計上し、これを積み上げることで各年度の修繕費を算定する。

○　補修（更新）後の健全度は、健全度５に回復するものとする。

○　上記で算定した平準化前の試算額（対象期間の合計額）を算出する。

○　合計額を対象期間（60年）で除し、年平均の修繕費（平準化後の試算額）を算定する。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業の活用等、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用する。

○　「広島県建設分野の革新技術活用制度」や国土交通省の「新技術情報共有システム（NETIS）」等に記載されている新技術の活用により、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減する。

【維持管理の更なる効率化】

○　人手不足等に対応するため、ドローン等のデジタル技術を活用して点検業務を効率化する。

海岸保全施設　修繕方針【概要版】（案）

河川課・港湾漁港整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
海岸保全施設	健全度１の施設のうち、緊急性の高い施設（ゼロメートル地帯の堤防等）の修繕を完了し、その後は健全度１、２の施設の修繕を実施する。

健全度	1　(A)	2　(B)	3　(B)	4　(C)	5　(D)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　海岸保全施設については、維持管理水準の向上に向けて、ゼロメートル地帯の堤防など緊急性の高い箇所から実施するなど計画的な対応を行ったが、事業規模が大きく、時間を要していることからすべての修繕対象施設を修繕することはできなかった。修繕することができなかった箇所については、劣化状況の定期的な監視等に留まり、維持管理水準は未達成となった。

○　点検時にタブレットを利用することにより、効率的に点検に取り組むことができた。

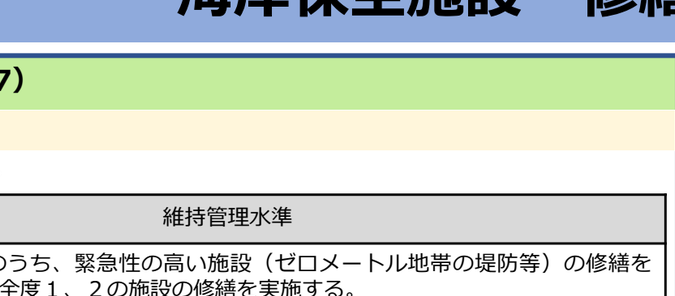
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
海岸保全施設	13　施設	11　施設（85%）	13　施設（100%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理施設数
海岸保全施設	堤防　：　73施設 護岸　：1,405施設 胸壁　：　48施設 離岸堤　：　10施設 人工海浜：　13施設



【施設の点検】

○　基本的な維持管理活動として、施設の機能を維持し、信頼性・安全性を確保するため、各種点検を定期的に実施している。

○　日常点検は、防護機能や利用者の安全に影響を及ぼす大きな変状の早期発見を目的として、ゼロメートル地帯の堤防区間等を対象に年1回実施している。定期点検は、施設全体の変状の有無を把握し、応急措置の必要性の判断や二次点検箇所の選定を行うため、全施設を対象に5年に1回実施している。

○　二次点検は、定期点検において必要と判断された場合に実施し、部位・部材ごとの変状状況の把握や健全度評価、必要な対策の検討を行う。

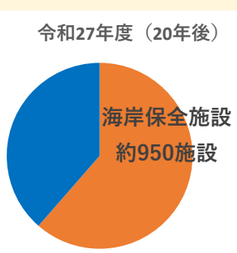
○　また、地震や台風等の異常気象発生後には、施設の防護機能に影響を及ぼす変状の有無を確認するため、異常時点検を速やかに実施している。

2．2　課題

○　点検の結果、令和2年度末から令和7年度末にかけて健全度1、2の施設が増加している。

○　今後、建設後50年以上を超える施設が急激に増加することにより、経年的な劣化に伴う損傷や部材等の耐用年数を迎えることから、修繕費についても増加することが予想される。定期点検等による損傷状況や管理水準、利用状況を踏まえて対策の優先順位を決定し、計画的な修繕を実施する必要がある。

○　健全度３の施設での修繕を目指しているものの、健全度１、２の施設の修繕が多くあることにより、実現に至っていない。



建設後50年以上の海岸保全施設

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減を目指す。

○　令和7年度末の施設点検結果を踏まえ、維持管理水準の設定、劣化予測に基づき、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直し、今後5年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
海岸保全施設	健全度１、２の優先度の高い施設の修繕を全て完了する。	13　施設

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

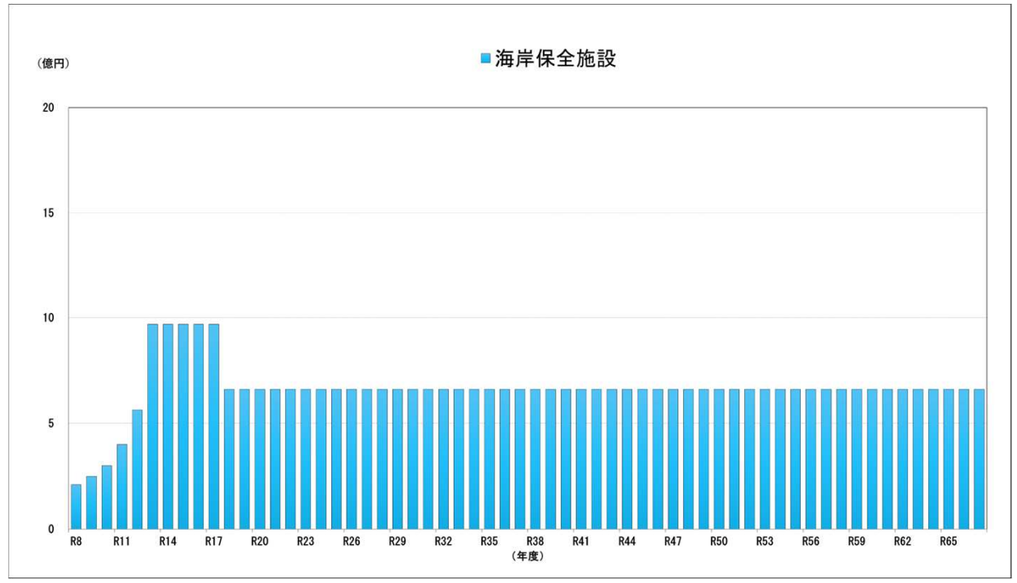
【算定条件】

○　劣化予測に基づき、健全度１に移行した際に、各施設の修繕単価に対象施設の延長を乗じて修繕費を算出する。そして、それらを積み上げることで各年度の修繕費を算定する。

○　各施設に対する補修工法・補修工費は、点検健全度ランクごとに代表的な工法及び標準的な単価を設定する。

○　補修後の健全度は、健全度５になるものとする。

○　上記算出を行い、平準化前の試算額の合計を60年で割り算定。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　国の補助・交付金事業メニュー拡充・拡大について、積極的に要望し、修繕費の確保に努める。

【維持管理のさらなる効率化】

○　既存インフラの老朽化のさらなる進展や人口減少による担い手不足などの課題の解決に向けて、デジタル技術や新技術を最大限活用した、効率的な施設点検・監視、変状予測技術の推進に取り組む。

【多様な主体との連携】

○　国主催の維持管理に関する技術講習会等において、関係機関との連携体制の検討、課題の把握・共有を行うことで効率的・効果的な維持管理に取り組む。

防潮扉（水門・陸閘）　修繕方針【概要版】（案）

河川課・港湾漁港整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
防潮扉 （水門・陸閘）	健全度１のうち、緊急性の高い防潮扉（閉鎖機能に問題を生じさせる損傷を有する施設等）の修繕を完了し、その後は健全度１、２の防潮扉の修繕を実施する。

健全度	1　(A)	2　(B')	3　(B)	4　(C)	5　(D)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　防潮扉（水門・陸閘）については、維持管理水準の向上に向けて、閉鎖機能に問題を生じさせる施設から優先的に修繕を実施するなど計画的な対応を行ったが、対象施設数が多く、設計・施工時間を要していることからすべての修繕対象施設を修繕することはできなかった。

○　修繕することができなかった箇所については、劣化状況の定期的な監視等に留まり、維持管理水準は未達成となった。

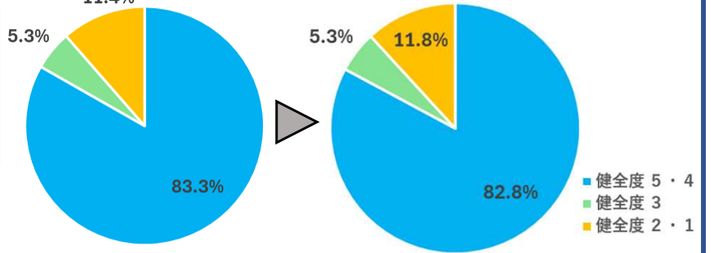
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
防潮扉 （水門・陸閘）	64　基	49　基（77%）	59　基（92%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理施設数
防潮扉 （水門・陸閘）	水門：　44基 陸閘：1,831基



【施設の点検】

○　基本的な維持管理活動として、施設の機能を維持し信頼性・安全性を確保することを目的に、定期的に点検を実施している。

○　開閉操作の機能及び安全性を確認する目的で、全施設を対象とし、日常点検を閉鎖訓練時や開閉時に実施することとしている。

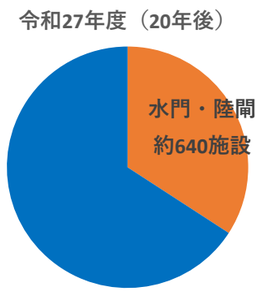
○　各部材の変状の有無を把握し、応急措置等の必要性を判断する目的で、水門・樋門・起伏式ゲートにおいて、定期点検を１年に１回実施することとしている。

2．2　課題

○　点検の結果、令和2年度末から令和7年度末にかけて健全度1、2の施設及び健全度4の施設数が若干増加している。

○　今後、建設後50年以上を超える施設が急激に増加することにより、経年的な劣化に伴う損傷や部材等の耐用年数を迎えることから、修繕費についても増加することが予想される。また、定期点検等による損傷状況や管理水準、利用状況を踏まえて、対策の優先順位を決定し、計画的な修繕を実施する必要がある。

○　また、台風による高潮や南海トラフ巨大地震等による津波の発生も考えられることから、閉鎖対象施設の削減についても、検討を行う必要がある。



建設後50年以上の海岸保全施設

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　既存施設の廃止や統廃合、新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減を目指す。

○　令和7年度末の施設点検結果を踏まえ、維持管理水準の設定、劣化予測に基づき、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直し、今後5年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
防潮扉 （水門・陸閘）	健全度１の優先度の高い防潮扉の修繕を全て完了する。 ※閉鎖機能に問題を生じさせる損傷を有する施設など	60　基

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　劣化予測に基づき、健全度１に移行した際に、各施設の修繕単価に対象施設の延長を乗じて修繕費を算出する。そして、それらを積み上げることで各年度の修繕費を算定する。

○　各施設に対する補修工法・補修工費は、健全度ごとに代表的な工法及び標準的な単価を設定する。

○　補修後の健全度は、健全度５になるものとする。

○　上記算出を行い、平準化前の試算額の合計を60年で割り算定。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　国の補助・交付金事業メニュー拡充・拡大について、積極的に要望し、修繕費の確保に努める。

【維持管理のさらなる効率化】

○　既存インフラの老朽化のさらなる進展や人口減少による担い手不足などの課題の解決に向けて、デジタル技術や新技術を最大限活用した、効率的な施設点検・監視、変状予測技術の推進に取り組む。

【施設廃止も含めた利用の検討】

○　防潮扉（水門・陸閘）の施設数が全国トップクラスであり、利用状況等を精査したうえで、施設の廃止や統廃合を行うことで、維持管理コストの縮減や、高潮・津波発生時の速やかな閉鎖を可能とし、防災機能の向上を図ることを検討する。

防潮水門・排水機場　修繕方針【概要版】（案）

港湾漁港整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
防潮水門 排水機場	健全度１の設備のうち、緊急性の高い設備（排水機能に問題を生じさせる設備）の修繕を完了し、その後は健全度１、２の設備の修繕を実施する。

健全度	1　(E)	2　(E)	3　(S,C)	4　(B)	5　(A)
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　防潮水門・排水機場については、維持管理水準の向上に向けて、排水機能に問題を生じさせる施設から優先的に修繕を実施するなど計画的な対応を行ったが、事業規模が大きく、時間を要していることからすべての修繕対象施設を修繕することはできなかった。
○　修繕することができなかった施設については、劣化状況の定期的な監視等に留まり、維持管理水準は未達成となった。

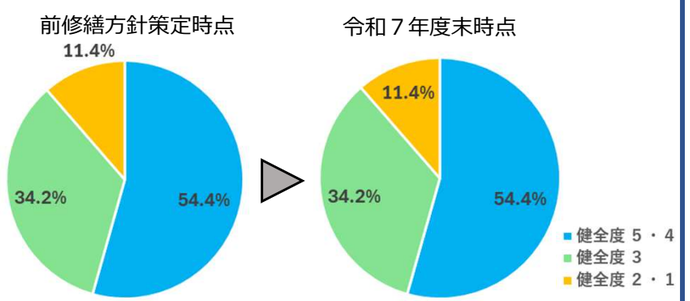
施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
防潮水門 排水機場	2　設備	1　設備（50%）	2　設備（100%）

2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

【対象施設】

施設	管理施設数
防潮水門 排水機場	3　施設



【施設の点検】

○　基本的な維持管理活動として、施設の機能を維持し信頼性・安全性を確保することを目的に、定期的に点検を実施している。
○　常用系設備の状態把握に加え、休止中の設備が次の稼働時に確実に運転できる状態にあるかを確認することを目的とし、定期点検を月点検及び年点検にて実施することとしている。
○　日常的に稼働している設備の安全性確保を目的とし、運動時点検を定期的に実施することとしている。
○　地震、落雷等の発生に応じて臨時点検を実施することとしている。

2．2　課題

○　防潮水門・排水機場の設備については、修繕費が高額であることから致命的な損傷（機能を有しない）があった施設などから優先的に修繕を実施する必要がある。このため、大規模な修繕が必要となる前に、早期に損傷を発見し、修繕することが重要である。
○　また、定期点検等による損傷状況や管理水準、利用状況を踏まえて、対策の優先順位を決定し、計画的な修繕を実施する必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　予測保全の導入に向けて、振動、温度等のセンサーや計測機器を段階的に設置し、デジタル技術を活用しながらデータの蓄積・分析を進める。
○　令和7年度末の施設点検結果を踏まえ、維持管理水準の設定、劣化予測に基づき、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直し、今後5年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

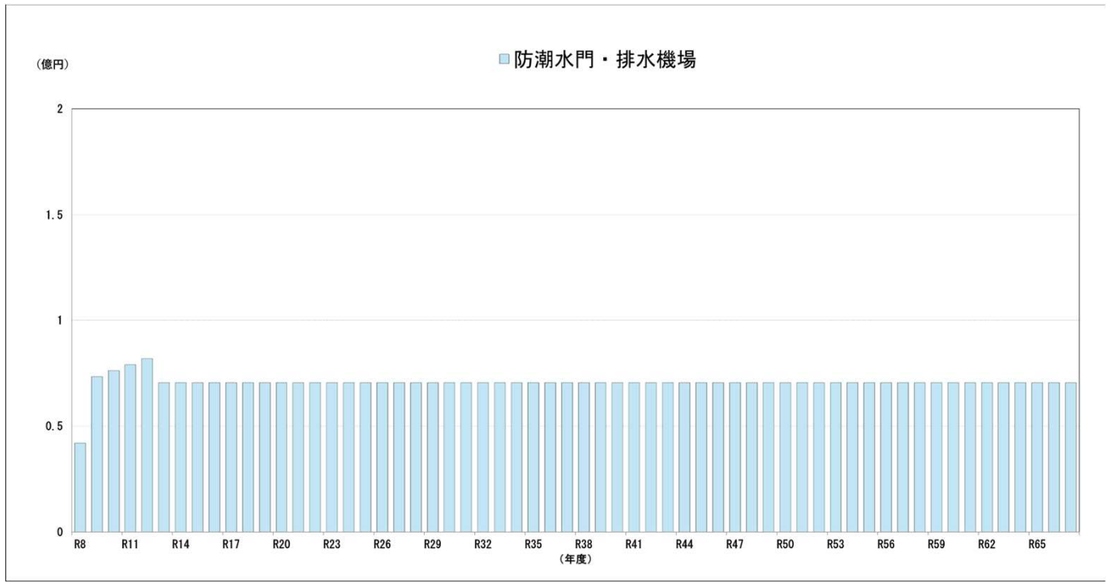
施設	維持管理水準	修繕対象
防潮水門 排水機場	健全度１と判定された設備の修繕を全て完了する。	1　設備

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

【算定条件】

○　劣化予測に基づき、健全度１に移行した際に、各施設の修繕単価に対象施設の延長を乗じて修繕費を算出する。そして、それらを積み上げることで各年度の修繕費を算定する。
○　各施設に対する補修工法・補修工費は、健全度ごとに代表的な工法及び標準的な単価を設定する。
○　補修後の健全度は、健全度５になるものとする。
○　上記算出を行い、平準化前の試算額の合計を60年で割り算定。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　国の補助・交付金事業メニュー拡充・拡大について、積極的に要望し、修繕費の確保に努める。

【予測保全の導入による維持管理の高度化】

○　「予測保全」の導入に向けて、振動、温度等のセンサーや計測機器を段階的に設置し、デジタル技術を活用しながらデータの蓄積・分析を進めていく。

【維持管理のさらなる効率化】

○　既存インフラの老朽化のさらなる進展や人口減少による担い手不足などの課題の解決に向けて、デジタル技術や新技術を最大限活用した、効率的な施設点検・監視、変状予測技術の推進に取り組む。

公園　修繕方針【概要版】（案）

都市環境整備課

1．これまでの取組成果（R3－R7）

1．1　維持管理水準の目標

取組期間における維持管理水準は次のとおり。

施設	維持管理水準
公園施設 （建物・運動施設、大型遊具等、電気機械設備）	健全度１の施設の修繕を完了し、対策完了後は健全度２の損傷度の高い施設から対策を実施する。その後は、健全度１、２とならないよう修繕・設備の交換を行う。

健全度	1	2	3	4	5
評価	悪				良

1．2　取組成果

○　令和３年度から令和７年度までの５年間において、維持管理水準に基づき、対象施設である36施設のうち、26施設の修繕を行った。
○　一方、計画策定以降の点検により、新たに緊急度の高い施設（びんご運動公園及びみよし公園における体育館の天井耐震化工事等）が確認されたため、その施設の修繕を優先的に行った。
○　そのため、設定した維持管理水準は未達成となったことから、未達成の施設については、定期点検等による安全性の確認や部分修繕等の実施による延命化などを行っており、今後、優先的に取り組む。

施設	修繕対象	修繕済（修繕率）	参考：着手済（着手率）
建物・運動施設	5　施設	3　施設（60%）	3　施設（60%）
大型遊具等	26　施設	19　施設（73%）	20　施設（77%）
電気機械施設	5　施設	4　施設（80%）	4　施設（80%）



対象施設の修繕事例（びんご運動公園）

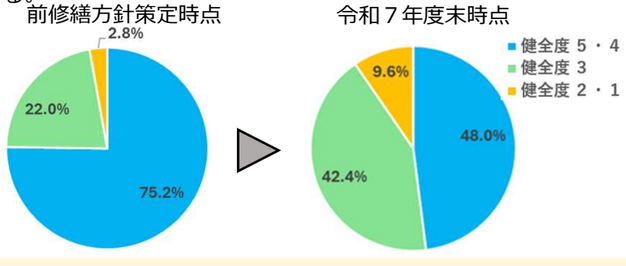
2．施設の管理状況と課題

2．1　施設の管理状況

○　県立３公園における速やかに対策が必要な健全度１、２の施設数の割合については、令和３年度から令和７年度までの５年間で、2.8%（R２）から9.6%（R７）に増加しており、健全度３の施設数の割合についても、22.0%（R2）から42.4%（R7）に 増加している。

【対象施設】

施設	管理施設
公園施設 （建物・運動施設、大型遊具等、電気機械設備）	みよし公園　　：1,071施設 びんご運動公園：1,152施設 せら県民公園　：1,674施設



2．2　課題

○　公園の供用開始から２０～35年が経過しており、更新時期を迎える公園施設数が今後増加していくことが見込まれる。
○　また、予防保全型の維持管理を目指す施設において、健全度が低い施設の修繕が未だ多くあることや緊急的に対応せざるを得ない修繕が発生していること等により、予防保全型の維持管理の実現には一部至っていない。
○　加えて、事後保全型の施設も一定数あることから、事後保全型の施設も含め、維持管理水準の達成に向けた対策を講じていくため、必要な財源を確保する必要がある。

3．新たな修繕方針の改訂概要（R8－R12）

3．1　基本的な改訂方針

○　人口減少の更なる進展などの社会経済情勢の変化があったものの、前枠組みの「主な取組内容」に影響を与える大幅な状況変化はないことから、現修繕方針の取組内容を基本としつつ、老朽化対策を一層推進するため、必要な修繕費の確保や更なる新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減、予防保全型の維持管理などに取り組む。
○　最新の施設の点検結果・修繕履歴を踏まえ、維持管理水準の検討や施設ごとの劣化予測を行い、老朽化対策に係る60年間の修繕費の試算を見直し、今後５年間の取組の方向性を示す。

3．2　維持管理水準の目標

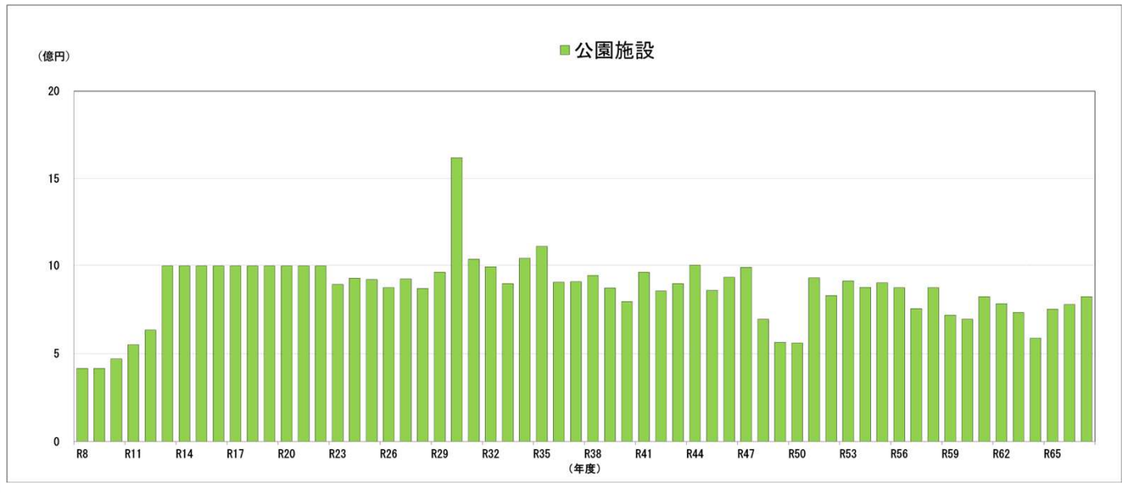
維持管理水準と修繕対象数は次のとおり。

施設	維持管理水準	修繕対象
公園施設 （建物・運動施設、大型遊具等、電気機械設備）	健全度１の施設の修繕を全て完了する。	24　施設

修繕対象外においても、新たに緊急を要する損傷等が確認された場合は、速やかに必要な修繕を実施する。

3．3　修繕費の試算

○　修繕費については、修繕・設備の交換に必要な一般的な工法を設定し、その工法に基づく費用で試算している。
○　また、修繕の進め方として、各施設の点検結果及び経過年数を基に、予防保全型の施設を修繕することにより耐用年数を延伸することでコスト縮減を図るとともに、事後保全型の施設も含めた各施設の設備更新に係る修繕費の平準化を図る。



4．今後の主な取組

【適切な維持管理に必要な修繕費の確保】

○　必要な修繕費を確保するため、国庫補助事業等の要件緩和など、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行うとともに、引き続き、国の有利な財源を積極的に活用
○　予防保全型維持管理による将来的に必要となるコストの低減
○　施設の長寿命化技術の活用など、ライフサイクルコストの更なる縮減

【維持管理の更なる効率化】

○　ドローン等を活用した点検の効率化
○　遠隔操作機械（草刈り機等）の導入による維持管理の効率化